

令和4年度 保健・福祉・医療・子育て支援の概要



津山市環境福祉部・こども保健部

目 次

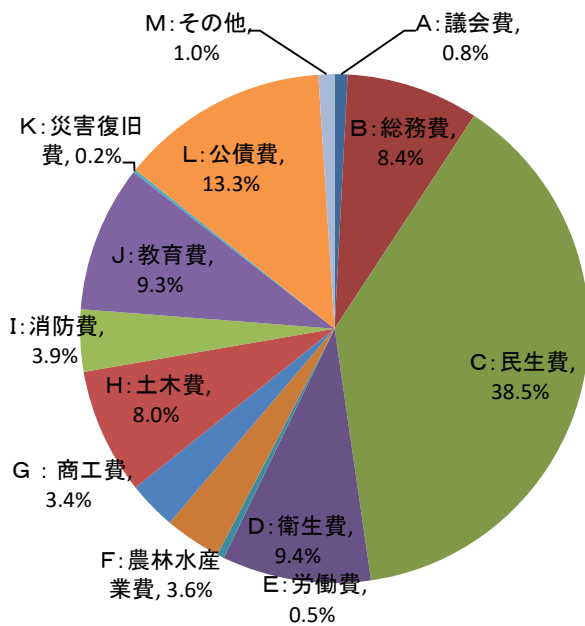
津山市の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
生活福祉課	
援護関係・・・・・・・・・・・・・・・・	5
会館・・・・・・・・・・・・・・・・	7
生活保護・・・・・・・・・・・・・・・・	11
民生委員・児童委員・・・・・・・・	13
生活困窮者自立支援・・・・・・・・	15
障害福祉課	
身体障害者（児）福祉・・・・・・・・	17
知的障害者（児）福祉・・・・・・・・	23
精神障害者福祉・・・・・・・・	26
障害児福祉・・・・・・・・	29
人にやさしいまちづくり条例・・	31
神南備園・・・・・・・・	36
高齢介護課	
高齢者福祉・・・・・・・・	38
介護保険・・・・・・・・	45
医療保険課・市民窓口課	
国民健康保険・・・・・・・・	62
後期高齢者医療・・・・・・・・	71
国民年金・・・・・・・・	75
子育て推進課・こども保育課	
子育て支援・・・・・・・・	82
放課後児童クラブ・・・・・・・・	84
児童館・・・・・・・・	85
児童福祉・・・・・・・・	87
母子・父子及び寡婦福祉・・	91
医療福祉・・・・・・・・	99
市立保育所・・・・・・・・	101
市立幼稚園・・・・・・・・	102
幼児教育・保育の無償化・・	103
こども子育て相談室	
児童相談・・・・・・・・	104
健康増進課	
地域医療・・・・・・・・	105
保健指導・・・・・・・・	106
愛育委員・栄養委員・・・・・・・・	115
地域療育推進事業・・・・・・・・	117
社会福祉協議会・・・・・・・・	119
社会福祉施設一覧表・・・・・・・・	122
高齢者人口の推移・・・・・・・・	128
津山市児童人口の推移・・・・・・・・	129
福祉関係職員職種別一覧表・・	130
福祉関係機構図・・・・・・・・	132

津山市の概要

市政施行	昭和4年2月11日	議員定数	28人
総面積	506.33 k m ²	民生委員・児童委員定数	284人
世帯 (R4.3.31現在)	45,588世帯	愛育・栄養委員 (R4.10月現在)	923人
人口 (R4.3.31現在)	98,185人	令和3年度 当初予算一般会計 (歳出)	44,977,000千円
男	47,215人		
女	50,970人		
人口密度	193.9人		

一般会計歳出予算 (R4年度当初)

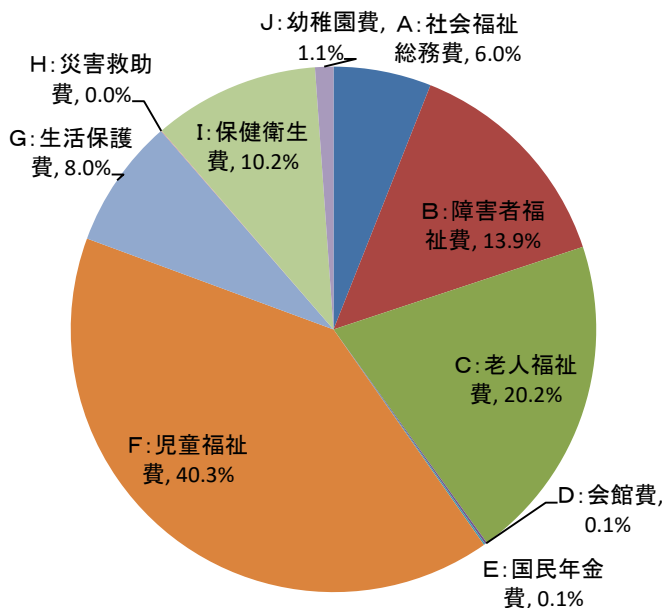
(単位：千円)



費 目	予算額	比率
A : 議会費	373,447	0.8%
B : 総務費	3,787,068	8.4%
C : 民生費	17,297,032	38.5%
D : 衛生費	4,248,095	9.4%
E : 労働費	208,114	0.5%
F : 農林水産業費	1,615,727	3.6%
G : 商工費	1,378,135	3.1%
H : 土木費	3,604,879	8.0%
I : 消防費	1,768,640	3.9%
J : 教育費	4,186,196	9.3%
K : 災害復旧費	84,700	0.2%
L : 公債費	5,972,153	13.3%
M : その他	452,814	1.0%
合 計	44,977,000	100.0%

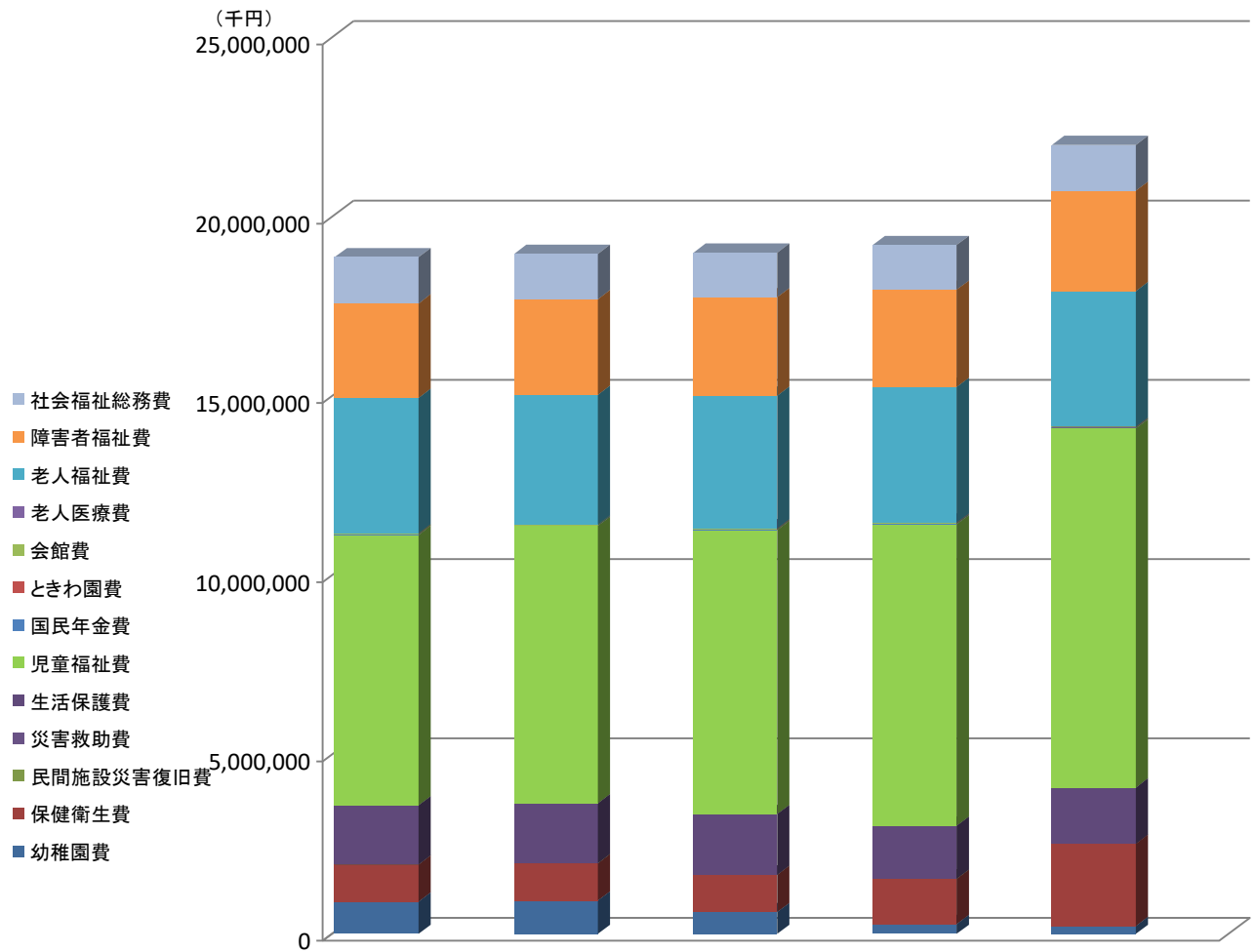
一般会計歳出予算〔関連部分〕 (R4年度当初)

(単位：千円)



費 目	予算額	比率
A : 社会福祉総務費	1,175,494	6.0%
B : 障害者福祉費	2,713,562	13.9%
C : 老人福祉費	3,934,982	20.2%
D : 会館費	23,643	0.1%
E : 国民年金費	19,237	0.1%
F : 児童福祉費	7,866,918	40.3%
G : 生活保護費	1,559,776	8.0%
H : 災害救助費	9,500	0.0%
I : 保健衛生費	1,993,941	10.2%
J : 幼稚園費	220,755	1.1%
合 計	19,517,808	100.0%

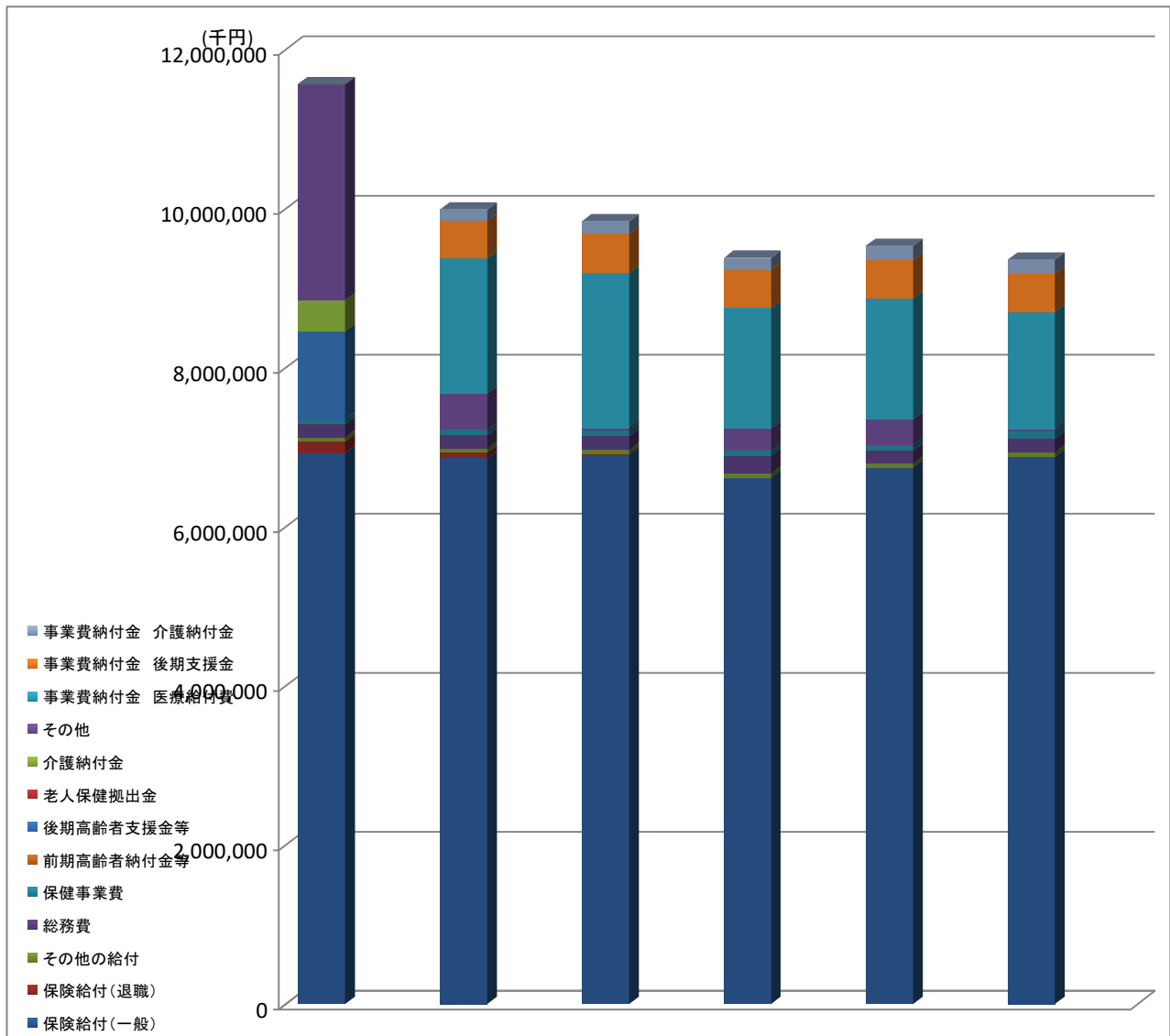
保健・福祉・医療関係一般会計歳出額（年度別）



(単位：千円)

	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (当初予算)
幼稚園費	902, 148	930, 138	608, 786	272, 754	225, 008	220, 755
保健衛生費	1, 038, 940	1, 043, 886	1, 042, 192	1, 259, 808	2, 289, 882	1, 993, 941
民間施設災害復旧費	0	0	0	0	0	0
災害救助費	0	0	0	0	0	9, 500
生活保護費	1, 649, 396	1, 673, 181	1, 693, 547	1, 488, 849	1, 568, 012	1, 559, 776
児童福祉費	7, 538, 215	7, 731, 471	7, 919, 403	8, 408, 495	10, 013, 754	7, 866, 918
国民年金費	17, 364	18, 211	17, 508	18, 400	18, 815	19, 237
ときわ園費	1, 296	0	0	0	0	0
会館費	23, 579	23, 747	23, 208	23, 086	23, 619	23, 643
老人医療費	0	0	0	0	0	0
老人福祉費	3, 774, 792	3, 608, 505	3, 701, 572	3, 778, 093	3, 789, 739	3, 934, 982
障害者福祉費	2, 637, 253	2, 670, 397	2, 748, 105	2, 716, 752	2, 799, 647	2, 713, 562
社会福祉総務費	1, 287, 973	1, 257, 359	1, 241, 581	1, 240, 314	1, 272, 347	1, 175, 494

国民健康保険特別会計

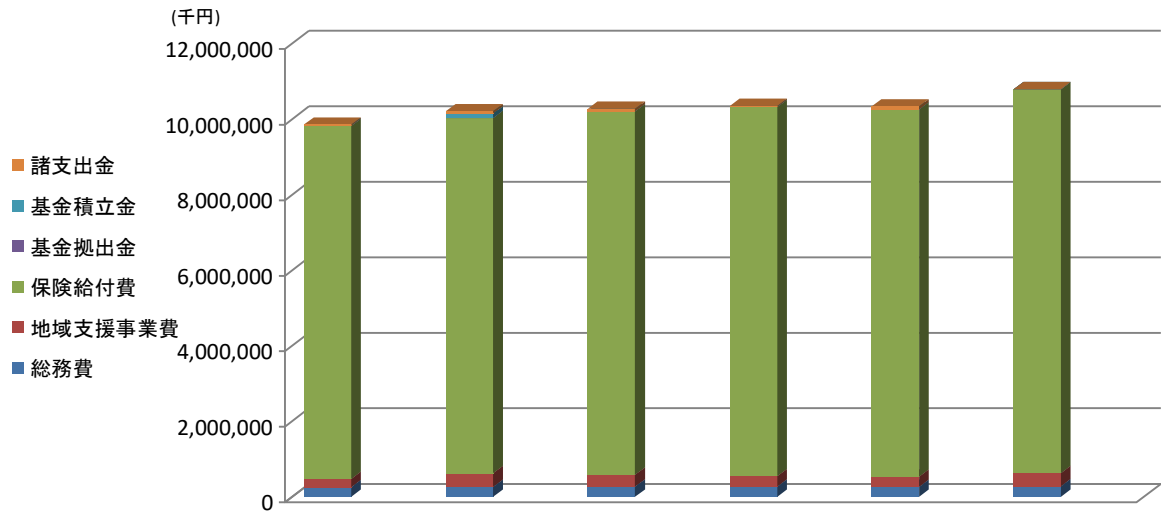


(単位：千円)

	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (当初予算)
保険給付 (一般)	6,923,459	6,861,806	6,905,171	6,616,612	6,744,880	6,873,021
保険給付 (退職)	148,212	67,276	12,499	0	0	112
その他の給付	51,832	54,843	46,921	49,783	48,029	58,534
総務費	162,842	169,260	174,183	226,011	165,549	179,718
保健事業費	64,510	66,649	69,610	67,677	68,199	86,415
前期高齢者納付金等	4,075	—	—	—	—	—
後期高齢者支援金等	1,100,516	—	—	—	—	—
老人保健拠出金	25	—	—	—	—	—
介護納付金	391,648	—	—	—	—	—
事業費納付金 医療給付費	—	1,702,900	1,956,311	1,514,671	1,512,488	1,475,332
事業費納付金 後期支援金	—	471,278	488,082	481,824	485,181	477,887
事業費納付金 介護納付金	—	140,759	158,060	149,719	177,770	175,032
その他	2,709,936	451,175	27,099	273,418	327,912	29,438

※平成30年度
国保制度改正
により会計費
目の変更あり

介護保険特別会計



(単位：千円)

	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (当初予算)
総務費	252,604	262,491	267,421	268,952	259,630	276,460
地域支援事業費	221,852	363,370	318,047	276,420	276,516	345,709
保険給付費	9,343,487	9,407,047	9,618,050	9,777,745	9,723,778	10,171,650
基金拠出金	0	0	0	0	0	0
基金積立金	728	116,149	722	824	732	229
諸支出金	36,741	60,719	68,475	24,238	78,293	3,247

援 護 関 係

戦没者遺族・戦傷病者援護事務

戦没者の遺族及び戦傷病者に対して、恩給法や戦傷病者・戦没者遺族等援護法に基づき、公務扶助料遺族年金など、戦没者の妻、父母等に対する特別給付金及び特別弔慰金の支給申請の受付、さらに毎年秋には津山市戦没者追悼式を執り行っている。

法外援護事務

行旅人等旅費援助事務

行旅人に対しては、最寄りの市までを限度としての旅費援助等を行っている。

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
取扱件数	4件	4件	6件	10件	5件

火災見舞い事務

火災による被災者に対しては、全焼10万円、半焼5万円の火災見舞金を支給している。

(なお、火災による死亡者に対しては、弔慰金として10万円を支給)

※平成31年4月1日の要綱改正以前の支給額は、全焼2万円、半焼1万円、弔慰金として5万円。

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
取扱件数	7件 (内支所1件)	9件 (内支所4件)	9件 (内支所1件)	3件 (内支所2件)	5件 (内支所1件)

災害援護資金貸付

災害救助法適用の災害時においては、被災者に対して最高限度額350万円の災害援護資金の貸し付けを行っている。

- ・平成10年10月18日台風10号災害 貸付件数 143件 貸付額 2億340万円
- ・平成14年度より償還開始

日本赤十字社関係

日赤岡山県支部津山市地区の事務局として、津山市赤十字奉仕団と連携し、日赤会費の募集や災害時における義援金等の受付事務を行っている。

(1) 日赤会費集約状況

(単位：円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
会費集約状況	10,587,600	10,248,400	9,933,600	9,664,600	9,249,300

(2) 日赤会員数

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
会 員 数	11,533人	11,210人	10,926人	10,470人	9,921人

福岡会館・加茂中原会館・公郷会館・柳会館・大久保会館

津山市福岡会館・津山市加茂中原会館・津山市公郷会館・津山市柳会館・津山市大久保会館は、隣保館として地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる、開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行なうことを目的としています。会館の事業としては、人権、生活、福祉、教育等の各種相談事業、及び啓発広報事業、図書閲覧・貸出事業。料理教室、工作教室、健康体操教室、交通安全教室等の教育文化事業等です。また町内会や子ども会を始め、生け花やカラオケの自主グループ活動、各種の会議や集いの場として利用され、地域の方々に広く活用されています。

津山市福岡会館

所在地 津山市横山 1 2 3 2 - 1 (昭和 3 5 年 6 月 1 日開館)
敷地面積 1,875.00㎡ 建築延面積 349.90㎡ 構造 鉄筋コンクリート平屋建
電話 2 2 - 2 8 2 8 (FAX 兼用)

津山市加茂中原会館

所在地 津山市加茂町中原 8 7 - 1 (昭和 5 7 年 4 月 1 日開館)
敷地面積 2,671.00㎡ 建築延面積 243.44㎡ 構造 鉄筋コンクリート平屋建
電話 4 2 - 3 2 2 4 (FAX 兼用)

津山市公郷会館

所在地 津山市加茂町公郷 1 6 0 4 - 7 (昭和 5 7 年 4 月 1 日開館)
敷地面積 1,097.00㎡ 建築延面積 263.78㎡ 構造 鉄筋コンクリート平屋建
電話 4 2 - 3 2 6 9 (FAX 兼用)

津山市柳会館

所在地 津山市南方中 5 5 6 - 2 (昭和 5 6 年 4 月 1 日開館)
敷地面積 365.37㎡ 建築延面積 277.64㎡ 構造 鉄筋コンクリート 2 階建
電話 5 7 - 2 4 7 4 (FAX 兼用)

津山市大久保会館

所在地 津山市久米川南 2 9 0 2 - 1 (昭和 4 6 年 4 月 1 日開館)
敷地面積 585.65㎡ 建築延面積 326.50㎡ 構造 鉄筋コンクリート 2 階建
電話 5 7 - 2 3 5 1 (FAX 兼用)

会館別事業実施回数及び人員

○ 津山市福岡会館

年 度 事業名		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談	回数(回)	96	33	39	36	15
	人員(人)	96	33	39	36	15
啓発 広報	回数(回)	41	46	36	22	26
	人員(人)	3,128	3,100	2,026	1,544	2,049
教養 文化	回数(回)	165	170	167	63	163
	人員(人)	1,459	1,725	1,895	425	1,827
保健衛 生福祉	回数(回)	173	151	131	75	0
	人員(人)	3,177	2,624	2,593	1,056	0
図書 閲覧等	回数(回)	154	103	106	60	87
	人員(人)	154	103	106	60	87
会議室 利用	回数(回)	92	138	228	110	126
	人員(人)	2,123	2,530	2,617	1,545	1,611
合計	回数(回)	721	641	707	366	417
	人員(人)	10,137	10,115	9,276	4,666	5,589

○ 津山市加茂中原会館

年 度 事業名		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談	回数(回)	32	22	17	13	17
	人員(人)	32	22	17	13	17
啓発 広報	回数(回)	15	13	12	11	12
	人員(人)	1,700	1,700	1,700	1,650	1,680
教養 文化	回数(回)	446	310	305	249	243
	人員(人)	3,088	2,088	1,846	1,445	1,526
保健衛 生福祉	回数(回)	10	12	11	2	1
	人員(人)	222	106	90	19	14
図書 閲覧等	回数(回)	24	35	20	15	15
	人員(人)	24	35	20	15	15
会議室 利用	回数(回)	12	16	11	9	13
	人員(人)	192	216	142	108	124
合計	回数(回)	539	408	376	299	301
	人員(人)	5,258	4,167	3,815	3,250	3,376

○ 津山市公郷会館

年 度 事業名		平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
相談	回数 (回)	3 3	2 7	1 2	2 2	1 2
	人員 (人)	3 3	2 7	1 2	2 2	1 2
啓発 広報	回数 (回)	3 0	2 9	3 2	8 2	9 4
	人員 (人)	1, 8 0 7	1, 7 9 7	1, 7 6 6	1, 7 8 1	1, 7 4 0
教養 文化	回数 (回)	2 4 5	2 1 5	2 1 1	1 7 8	1 3 1
	人員 (人)	1, 9 2 3	1, 7 5 8	1, 7 4 1	1, 3 5 5	1, 0 2 4
保健衛 生福祉	回数 (回)	6 1	5 1	4 4	3 6	2 6
	人員 (人)	4 7 0	3 7 1	3 1 5	2 3 5	1 7 3
図書 閲覧等	回数 (回)	7 2	1 0	3	5	5
	人員 (人)	7 2	1 0	3	5	5
会議室 利用	回数 (回)	1 0	1 5	9	2 2	2
	人員 (人)	1 1 0	1 5 0	9 0	2 7 4	3 2
合計	回数 (回)	4 5 1	3 4 7	3 1 1	3 4 5	2 7 0
	人員 (人)	4, 4 1 5	4, 1 1 3	3, 9 2 7	3, 6 7 2	2, 9 8 6

○ 津山市柳会館

年 度 事業名		平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
相談	回数 (回)	1 1	1 6	2 1	1 5	1 3
	人員 (人)	1 1	1 6	2 1	1 5	1 3
啓発 広報	回数 (回)	5 7	4 4	4 4	4 5	3 3
	人員 (人)	2, 7 7 2	2, 7 0 4	2, 8 2 0	2, 6 7 5	2, 5 8 0
教養 文化	回数 (回)	6 8	6 5	6 4	5 4	3 3
	人員 (人)	5 9 3	5 4 0	5 4 0	3 3 4	1 7 3
保健衛 生福祉	回数 (回)	1	1	1	0	1
	人員 (人)	1	1	1	0	1
図書 閲覧等	回数 (回)	0	0	0	0	0
	人員 (人)	0	0	0	0	0
会議室 利用	回数 (回)	5 1	5 6	3 2	3 3	1 7
	人員 (人)	3 0 0	2 2 2	1 9 6	1 1 1	6 8
合計	回数 (回)	1 8 8	1 8 2	1 6 2	1 4 7	9 7
	人員 (人)	3, 6 7 7	3, 4 8 3	3, 5 7 8	3, 1 3 5	2, 8 3 5

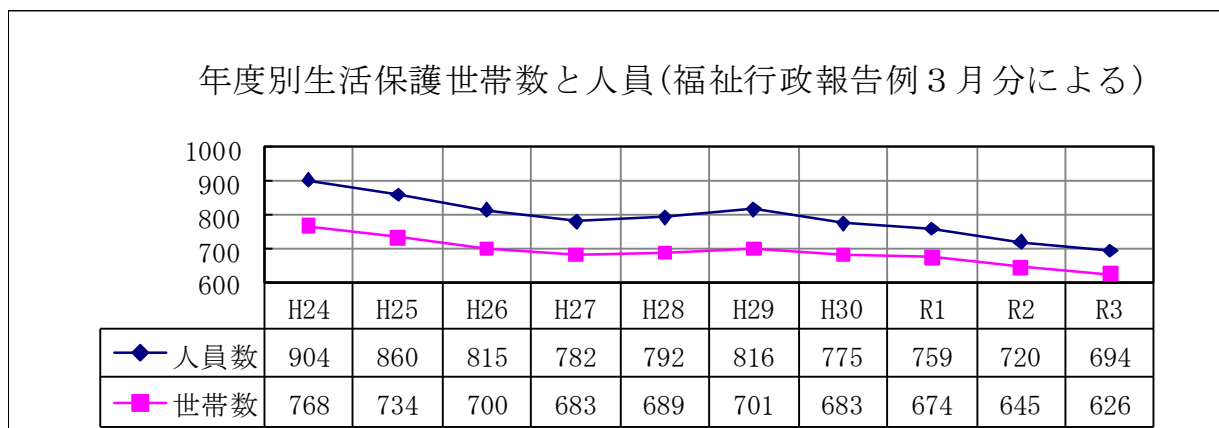
○ 津山市大久保会館

年 度 事業名		平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
相談	回数 (回)	1 7	2 2	2 1	1 9	2 7
	人員 (人)	1 7	2 2	2 1	1 9	2 7
啓発 広報	回数 (回)	6 3	6 0	5 4	5 8	5 9
	人員 (人)	2, 3 0 0	2, 3 0 0	2, 3 0 0	2, 3 0 0	2, 3 0 0
教養 文化	回数 (回)	1 6 3	1 2 0	9 6	7 0	6 3
	人員 (人)	1, 1 8 6	1, 1 7 6	8 6 6	5 4 8	5 2 5
保健衛 生福祉	回数 (回)	1 1	9	7	4	2
	人員 (人)	1 0 8	9 9	7 5	3 2	1 4
図書 閲覧等	回数 (回)	8	6	5	6	5
	人員 (人)	8	6	5	6	5
会議室 利用	回数 (回)	6	1 2	9	5	1 1 3
	人員 (人)	6 4	1 0 4	4 6	2 1	8 4 4
合計	回数 (回)	2 6 8	2 2 9	1 9 2	1 6 2	2 5 9
	人員 (人)	3, 6 8 3	3, 7 0 7	3, 3 1 3	2, 9 2 6	3, 7 1 5

生 活 保 護

生活保護法は、憲法第25条の理念に基づき、生活に困窮する全ての国民に対し、困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長しようとするもので、生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業及び葬祭の8種類の扶助がある。費用については国が75%、市が25%を負担している。保護の基準は厚生労働大臣が定めるが、年齢、世帯構成及び地域により異なっており、津山市における単身世帯(49歳)の令和4年4月現在の最低生活費基準額は、生活費が68,430円、住宅費が31,000円(上限)の合計99,430円である。

本市の保護率は、平成7年度から平成10年度まで0.4%台を推移し、平成11年度以降、医療保険制度の改正や介護保険制度の開始など社会保障関係費用における負担増、長引く景気低迷に起因する世帯収入の減少などを背景に保護率は0.6%台となった。平成17年2月28日には近隣4町村(加茂町、阿波村、勝北町、久米町)との合併に伴い、被保護世帯が約70世帯増加し、保護率は0.65%となった。さらに、平成20年のリーマンショック以降、景気悪化により保護申請・開始件数が急増し、特に稼働能力のある生活保護受給者が増加し、平成24年度に0.85%となった。その後は景気改善の影響もあり、保護率は減少傾向にある。扶助費については、近年横ばいから微増傾向にあったが令和2年度においては、新型コロナウイルスへの感染対策が他の感染症の予防効果につながったと推測されることなど、特に、医療扶助費が前年度から大幅に減少した。令和3年度においては、前年度に比べて受給者が減少した事により扶助費が減少した。

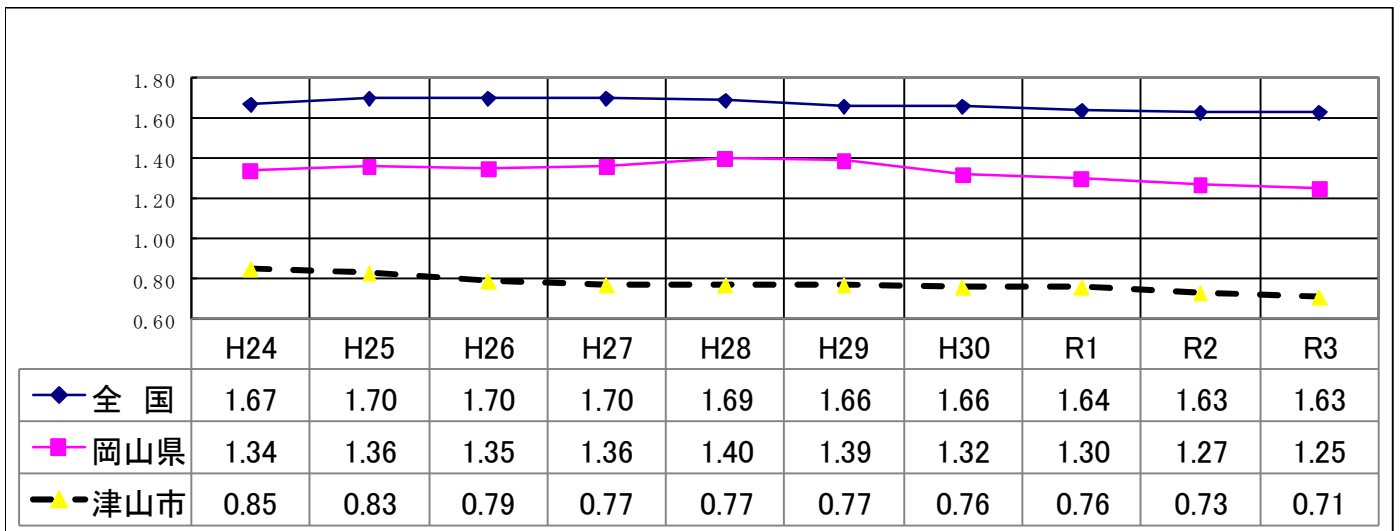


扶助別保護費の推移

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
生活扶助 (割合)	385,436 (29.9%)	351,074 (27.2%)	337,943 (24.9%)	320,128 (27.2%)	309,143 (26.7%)
住宅扶助 (割合)	125,601 (9.7%)	122,426 (9.5%)	125,418 (9.2%)	123,241 (10.5%)	121,388 (10.5%)
医療扶助 (割合)	745,956 (57.8%)	779,874 (60.4%)	852,872 (62.8%)	688,075 (58.5%)	690,217 (59.7%)
その他の扶助 (割合)	34,223 (2.6%)	37,206 (2.9%)	41,038 (3.1%)	45,361 (3.8%)	35,059 (3.0%)
合 計	1,291,216	1,290,580	1,357,271	1,176,805	1,155,807
対前年比	97.0%	100.0%	105.2%	86.7%	98.2%

津山市・岡山県・全国の保護率の推移（％）



県下都市保護率(令和3年度)

区 分	保護率(%)
岡 山 市	1.79
倉 敷 市	1.45
津 山 市	0.71
玉 野 市	1.00
笠 岡 市	0.73
井 原 市	0.31
総 社 市	0.58
高 梁 市	0.90
新 見 市	0.58
備 前 市	0.69
瀬 戸 内 市	0.20
赤 磐 市	0.25
真 庭 市	0.56
美 作 市	0.50
浅 口 市	0.30
都 市 部	1.30
郡 部	0.51
県 全 体	1.25

全国保護率の状況(令和3年12月)

区 分	保護率(%)
全 国	1.63
最高(大阪市)	4.83
最低(富山県)	0.39

保護率＝(被保護人員÷人口)×100

民 生 委 員 ・ 児 童 委 員

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって自主的に被保護者の自立更生、低所得世帯の援護や指導、福祉関係機関の協力を責務としている。同時に、民生委員は児童福祉法に基づき児童委員に充てられたものとされ、児童福祉の分野においても重要な役割を果たしている。平成6年からは、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員制度が設けられ、特に児童福祉関係機関や教育機関、地域の児童健全育成に関する団体との連絡連携をとるなどのパイプ役としての役割をもっている。

津山市では令和4年4月1日現在257名（定員258名）の民生委員・児童委員と、27名（定員27名）の主任児童委員が厚生労働大臣の委嘱を受けており、その活動状況は次のとおりである。

民生委員・児童委員の活動状況

（令和3年度）

内 容 別 相 談 ・ 支 援 件 数			
区 分	件 数	区 分	件 数
在宅福祉	698	介護保険	202
健康・保健医療	605	子育て・母子保健	144
子どもの地域生活	1,602	子どもの教育・学校生活	1,306
生活費	50	年金・保険	52
仕事	84	家族関係	261
住居	103	生活環境	605
日常的な支援	3,927	その他	2,783
分 野 別 相 談 ・ 支 援 件 数			
区 分	件 数	区 分	件 数
高齢者に関すること	6,423	障害者に関すること	448
子どもに関すること	3,637	その他	1,914
計			12,422

調査・実態把握	2,355件	訪問回数	23,301回
行事・事業・会議への参加協力	3,930件	連絡調整回数	16,602回
地域福祉活動・自主活動	13,018件	活動日数	29,988日
民児協運営・研修	4,857件	主任児童委員活動	2,690日
証明事務	234件		
要保護児童の発見の通告・仲介	32件		

民生委員・児童委員協議会の組織

津山市の民生委員・児童委員は、14地区に分かれて活動しているが、地区ごとに会長1名、副会長2名をおいて、その運営にあたっている。

津山市民生児童委員連合協議会は、14地区が連合することで構成され、地区民生委員児童委員協議会の代表者（会長・副会長）をもって運営されている。また、連合協議会の内部組織として主任児童委員部会を設置し、民生委員・児童委員との連携及び各地区主任児童委員の相互交流、連絡調整等をおこない、主任児童委員活動の推進を図っている。

生活困窮者自立支援

平成27年4月施行の「生活困窮者自立支援法」に伴い、さまざまな事情で生活にお困りの方の自立を支えるため、専門の相談支援員が関係機関と連携しながら、相談支援を行います。

自立相談支援

自立相談支援員3名を配置し、相談者にどのような支援が必要かを一緒に考え、必要に応じて具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行います。

就労支援

就労支援員1名を配置し、相談者のこれまでの経験や今の状況に応じた就労支援を行います。また、ハローワークと連携して、職業相談や面接の受け方、履歴書の書き方などに関するアドバイスも行います。

住居確保給付金の支給

離職などにより、住居を失うおそれのある方等に対して、就職に向けた活動することなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えたうえで、就職に向けた支援を行います。

家計改善支援

家計改善支援員1名を配置し、一緒に家計計画表を作成し、家計状況の「見える化」と、収入より支出が多い、債務・滞納がふくらんでいるなどの根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ等を行い、生活再生を支援します。

就労準備支援事業

就労能力等に課題を抱えている方に対して就労意欲の喚起のため、一般就労に必要な基礎能力の形成など、就労体験を通じて準備する支援を行います。

認定就労訓練事業

一般就労が難しい方などに対して、県の認定を受けた民間の事業所が実施主体となり、一般就労に向けた支援付きの就労機会を提供します。

一時生活支援事業

一定の住居を持たないで生活困窮されている方で、今後、就労や住居確保等による自立を目指す方に対して、一定期間に限り宿泊場所および食事の提供等の支援を行います。

子どもの学習・生活支援事業

生活困窮世帯（生活保護受給世帯・児童扶養手当受給世帯・就学援助制度利用世帯）の子どもを対象として、学習支援や仲間と出会い活動できる居場所づくり、学習の重要性についての保護者理解の促進などの支援を行います。

新規相談件数

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
新規相談件数	93 件	65 件	97件	797件	563件

事業等利用件数

区 分		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
プラン策定件数（再プランを含む）		40件	24件	43件	53件	50件
	うち一般就労支援対象	23件	11件	21件	28件	22件
	うち延べ就労者（増収者も含む）	13件	7件	12件	11件	12件
利用 事業等	住居確保給付金	3件	4件	5件	20件	27件
	家計改善支援事業	6件	3件	10件	8件	7件
	就労準備支援事業	0件	0件	2件	0件	0件
	認定就労訓練事業	0件	0件	4件	2件	3件
	自立相談支援事業による就労支援	32件	17件	31件	31件	38件
	生活福祉資金による貸付	0件	0件	0件	16件	16件
	生活保護受給者等就労自立促進事業	18件	11件	15件	14件	19件

身体障害者（児）福祉

身体に障害がある人（児童）が住み慣れた地域で日常生活が送れるように、身体に障害がある人（児童）の自立と社会経済活動への参加を促進するため、援助し、必要に応じて保護し、福祉の推進をしている。

身体障害者手帳交付状況

（各年度末現在・単位：人）

区 分		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
視 覚 障 害	18 歳未満	2	4	4	3	3
	18 歳以上	243	237	218	215	207
	計	245	241	222	218	210
聴 覚 平 衡 機 能 障 害	18 歳未満	11	12	11	11	10
	18 歳以上	334	326	320	307	296
	計	345	338	331	318	306
音 声 言 語 機 能 障 害	18 歳未満	1	1	1	0	0
	18 歳以上	37	43	43	40	38
	計	38	44	44	40	38
肢 体 不 自 由	18 歳未満	31	30	31	27	25
	18 歳以上	2,209	2,133	2,073	1,975	1,902
	計	2,240	2,163	2,104	2,002	1,929
内 部 障 害	18 歳未満	15	13	12	12	9
	18 歳以上	1,273	1,274	1,278	1,266	1,252
	計	1,288	1,287	1,290	1,278	1,261
合 計	18 歳未満	60	60	59	53	47
	18 歳以上	4,096	4,013	3,932	3,803	3,695
	計	4,156	4,073	3,991	3,856	3,742

身体障害者（児） 障害福祉サービス

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| ○ 居宅介護 | ○ 重度訪問介護 | ○ 同行援護 |
| ○ 療養介護 | ○ 生活介護 | ○ 短期入所 |
| ○ 重度障害者等包括支援 | ○ 施設入所支援 | ○ 自立訓練（機能訓練） |
| ○ 就労移行支援 | ○ 就労継続支援 A 型 | ○ 就労継続支援 B 型 |
| ○ 共同生活援助 | ○ 就労定着支援 | ○ 自立生活援助 |

施設別利用状況

(令和3年度末現在)

施設名	種別	利用者数
あさひ園	居宅介護，就労継続支援B型	1人
旭川児童院	療養介護	19人
旭川荘竜ノ口寮	生活介護，施設入所支援	1人
あすなろ園	生活介護，施設入所支援	33人
ウィズユー	就労継続支援A型	2人
大佐荘	生活介護，施設入所支援	3人
南岡山医療センター	療養介護	2人
吉備ワークホーム	施設入所支援，就労継続支援B型	2人
吉備の里 希望	就労継続支援B型	2人
きぼう作業所	就労継続支援B型	7人
きんかえも	就労継続支援B型，共同生活援助	1人
さくら苑	生活介護，施設入所支援	2人
さくらの実	就労継続支援B型	1人
さくらワークヒルズ	就労継続支援B型	5人
さやかなる苑	生活介護，施設入所支援	14人
スキダマリンク	就労継続支援B型	1人
セルプ弥生	就労継続支援B型	8人
どんぐり工房	就労継続支援B型，生活介護	3人
のぞみ寮	生活介護，施設入所支援	1人
広島西医療センター	療養介護	1人
ファースト	就労継続支援B型	3人
フォレック	就労継続支援B型	1人
ふれんど久米	就労継続支援B型	2人
ホワイト	就労継続支援B型	3人
母恵夢	就労継続支援B型	2人
松江医療センター	療養介護	2人
みすず荘	生活介護，施設入所支援	29人
ワークショップ津山	就労継続支援B型	16人
ワーキングメイト	就労継続支援B型	2人
神南備園	生活介護	14人
きずな	生活介護	2人
ウィズ	就労継続支援B型	1人
トラストワークス	就労継続支援A型	1人
ビーハウス	生活介護	4人
合 計		191人

年 度 別 施 設 利 用 状 況

(各年度末現在)

年 度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R3 年度
利 用 者 数	165 人	149 人	150 人	145 人	191 人

身体障害者補装具交付・修理給付制度

身体上の障害を補うための用具の交付及び修理を行い、障害者の自立支援を図る。

身体障害者補装具交付・修理給付状況

(各年度末現在・単位：件)

区 分		件 数				
		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R3 年度
補聴器	交付	32	24	29	16	26
	修理	16	16	17	15	12
義 肢	交付	7	7	11	6	4
	修理	6	6	3	10	4
装 具	交付	15	23	24	16	22
	修理	9	3	6	9	6
車椅子	交付	9	6	6	9	5
	修理	35	49	40	30	26
その他	交付	14	28	23	23	20
	修理	7	11	13	19	20
計	交付	77	88	93	70	77
	修理	73	85	79	83	68
合 計		150	173	172	153	145

○費用負担→本人または扶養義務者の一定以上の所得がある場合、原則 1 割負担（世帯の所得状況に応じて限度額を設定）（H 1 8 年 1 0 月から）

障害者（児）日常生活用具給付・貸与状況

障害者に対し日常生活がより円滑に行われるように必要に応じて給付・貸与される。

年 度 別 利 用 状 況

(各年度末現在・単位：件)

区 分	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R3 年度
ス ト マ	1,587	1,705	1,777	1,876	1,825
紙 お む つ	313	322	343	339	473

視覚障害者用ポータブルレコーダー	0	5	5	1	0
障害者用通信装置	1	0	0	3	1
盲人用時計	5	1	3	0	2
住宅改修	5	3	4	1	2
その他の	37	43	54	61	66

身体障害児補装具交付・修理給付制度

身体上の障害を補うための用具を支給する。

年 度 別 利 用 状 況

(各年度末現在・単位：件)

年 度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
件 数	40	28	20	18	23

障害者移動支援事業

重度障害者（児）がタクシー、バスを利用する場合、あるいは本人または家族の所有の自家用自動車に給油する場合にその料金の一部を助成することにより、重度障害者の社会参加を促進し福祉の向上を図る。

年 度 別 利 用 状 況

(各年度末現在・単位：人)

年 度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
タクシー券	509	498	492	473	464
給 油 券	625	618	602	580	580
バ ス 券	8	12	8	9	6

身体障害者運転免許取得費及び自動車改造費助成事業

身体障害者が免許取得で就労や社会参加などが見込まれる場合はその取得費を、また本人が車を所有し、かつ運転する場合は自動車の改造に要する費用の一部を助成する。

年 度 別 利 用 状 況

(各年度末現在・単位：件)

年 度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
免 許 取 得	0	0	0	2	0	0
改 造	4	2	1	2	2	0

点訳奉仕員等養成事業

手話奉仕員（入門・基礎）・要約筆記・朗読・点字などの技能を必要とするボランティアの育成のために教室を開講している。

教室実施回数： 72 回（令和 3 年度）

（実施内訳：手話奉仕員養成講座入門課程 22 回、手話奉仕員養成講座基礎課程 25 回、要約筆記奉仕員養成課程 16 回、点訳講座 1 回、朗読講座 8 回）

福祉バス「さくら号」貸出事業

市内の障害関係団体、施設などを対象に、社会活動への参加を促進するため 24 人乗り（座席 16 席と補助席 6 シート・車いす 2 台固定式）のバスを貸出する。

貸出件数： 22 件（令和 3 年度）

福祉タクシー

身体障害者や寝たきり高齢者が車いすまたは担架のまま乗車できるタクシーを運行依頼している。

手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障害者で手話通訳・要約筆記を必要とする人に手話通訳者・要約筆記者を派遣する。

手話通訳者・要約筆記者派遣件数： 38 件（令和 3 年度）

手話通訳者設置事業

社会福祉事務所の窓口到手話通訳者を配置し、聴覚障害者の方々の通訳や各種相談にしている。

手話通訳者：2 名配置

発声教室

疾病により喉頭を摘出し音声機能を喪失した人を対象に、食道発声法などにより発声能力の回復を図る。（毎月第 1・第 3 日曜日、神南備園で開催）

心身障害者医療費助成事業

重度の障害のある方に、心身障害者医療受給資格証を発行する。

病院などで診察を受ける場合に、この資格証と健康保険証を提示することで、保険診療分の自己負担額が一部のみの負担となる。（県内で受診する場合）県外で受診の場合は、後日、保険診療分の自己負担額の一部以外が払い戻しとなる。

年 度 別 資 格 者 数 及 び 利 用 状 況

（各年度末現在）

年 度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
身 体 障 害 者	1,016 人	941 人	957 人	871 人	853 人
知 的 障 害 者	226 人	281 人	225 人	275 人	276 人

受 診 件 数	26,182 件	25,201 件	24,594 件	23,375 件	24,088 件
---------	----------	----------	----------	----------	----------

特別障害者手当

身体障害者手帳 1 級又は 2 級程度以上の異なる障害が重複している人、これらの障害と日常生活での動作及び行動が困難であり常時特別の介護を必要とする精神の障害（最重度の知的障害含む）が重複している 20 歳以上の人に支給するもの。

支給額 月額 27,300 円（令和 4 年 4 月～）

なお、施設（通園施設は除く）に入所している方、病院に 3 ヶ月を超えて入院している方は対象となりません。また、受給対象者又は、その配偶者・扶養義務者の所得が一定の額を超えているときは支給されない。

年 度 別 支 給 状 況

（各年度末現在・単位：人）

年 度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
受 給 者 数	94	83	90	92	104

障害児福祉手当

身体障害者手帳 1 級又は 2 級の一部、療育手帳 A のうち最重度等の 20 歳未満の児童で日常生活において常時介護を必要とする人に支給するもの。

なお、障害を理由とする年金等を受給している場合や、施設入所児（通園施設は除く）は対象となりません。また、受給対象者又は、その配偶者・扶養義務者の所得が一定の額を超えているときは支給されない。

支給額 月額 14,850 円（令和 4 年 4 月～）

年 度 別 支 給 状 況

（各年度末現在・単位：人）

年 度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
受 給 者 数	35(2)	34(2)	35(2)	36(2)	35(2)

（ ）の数値は経過的福祉手当受給者

津山市重度障害者特別給付金

市内に居住する重度障害者で、昭和 57 年 1 月 1 日以前に 20 歳に達した外国人等で同日前に重度障害者であった人達で公的年金制度に加入できず、障害基礎年金等の受給資格のない人に支給するもの。

支給額 年額 300,000 円

年 度 別 支 給 状 況

（各年度末現在・単位：人）

年 度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
受 給 者 数	0	0	0	0	0

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、身体障害者手帳の１・２・３と４級の一部、知的の障害の重度・中度の２０歳未満の児童を養育している人に支給するもの。（診断書が必要な場合がある。）

ただし、障害児が障害を支給事由とする公的年金を受けるとき又は施設に入所（通園施設は除く）しているとき、及び看護する人の前年所得が一定の額以上であるときは支給されません。

支給額	１級	５２，４００円／月	受給資格者	７６人
	２級	３４，９００円／月	受給資格者	７２人

心身障害者扶養共済制度

身体障害者手帳１級～３級を所持している方、療育手帳を所持している方及びこれらと同程度の障害を有する方を扶養する保護者が加入し、毎月掛金を県に納付し、保護者が死亡または重度障害を負った場合残された障害者（児）に月額２０，０００円（身体障害者手帳１～２級、又は療育手帳「Ａ」の所持している方は３０，０００円）の年金を支給する。保護者の月額掛金は本人の年齢によって異なる。２口まで加入することができる。

年 度 別 加 入・支 給 状 況

（各年度末現在・単位：人）

年 度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
加 入 者 数	55	59	50	42	41
年金支給者数	—	60	64	62	63

知的障害者（児）福祉

知的に障害のある人（児童）が住み慣れた地域で日常生活が送れるように、知的に障害のある人（児童）の自立と社会経済活動への参加を促進するため、援助し、必要に応じて保護し、福祉の推進をしている。

療育手帳の交付状況

手 帳 交 付 件 数

（各年度末現在・単位：人）

年 度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
療 育 A	280	292	294	300	302
療 育 B	638	641	656	657	678
合 計	918	933	950	957	980

知的障害者（児）障害福祉サービス

- | | | |
|--------------|----------|--------------|
| ○ 居宅介護 | ○ 重度訪問介護 | ○ 行動援護 |
| ○ 療養介護 | ○ 生活介護 | ○ 短期入所 |
| ○ 重度障害者等包括支援 | ○ 施設入所支援 | ○ 自立訓練（生活訓練） |
| ○ 宿泊型自立訓練 | ○ 就労移行支援 | ○ 就労継続支援A型 |
| ○ 就労継続支援B型 | ○ 共同生活援助 | ○ 自立生活援助 |
| ○ 就労定着支援 | | |

施設別利用状況

（令和3年度末現在）

施設名	種別	利用者数
青空ワークス	就労継続支援A型	1人
アグリネット加賀	就労継続支援A型	1人
あさひ園	就労継続支援B型	5人
あなぐま舎	就労継続支援B型	5人
ウィズ	就労継続支援B型	4人
ウィズユー	就労継続支援A型	3人
ウィッシュランド	就労継続支援B型	8人
カレッジ旭川荘	自立訓練	1人
きずな	就労継続支援B型、生活介護	14人
吉備路学園	生活介護、施設入所支援	1人
吉備の里希望	就労継続支援B型	1人
吉備の里なでしこ	就労移行支援、施設入所支援、自立訓練	3人
きぼう作業所	就労継続支援B型	3人
きんかえも	就労継続支援B型	18人
健康の森学園	施設入所支援、自立訓練 就労継続支援B型、就労移行支援	2人
岡星寮	生活介護、施設入所支援	2人
岡山ハーモニー	就労継続支援A型	1人
神南備園	生活介護	7人
コスモスの園	生活介護、施設入所支援	2人
さくらの実	就労継続支援B型、生活介護	9人
さくらワークヒルズ	就労継続支援B型、就労移行支援	18人
しらうめ	就労継続支援B型	2人
神郷の園	生活介護、施設入所支援	2人
スカイハート（灯心会）	就労継続支援B型	3人

スキダマリンク	就労継続支援B型	3人
スタートワーキングサポート	就労継続支援A型	2人
セルフ弥生	就労継続支援B型	11人
宙	就労継続支援A型	4人
たかはし松風寮	生活介護, 施設入所支援	1人
津山ひかり学園さつきの丘	生活介護, 施設入所支援	17人
津山ひかり学園ひかりの丘	就労継続支援A型, 就労継続支援B型	26人
津山ひかり学園ひかりの杜	生活介護, 施設入所支援	27人
津山みのり学園ココロみのり	生活介護, 施設入所支援	32人
津山みのり学園セルフみのり	就労継続支援B型	14人
津山みのり学園ライフみのり	生活介護, 施設入所支援	41人
津山みのり学園ワークスみのり	就労継続支援A型	13人
デイセンターまにわ	生活介護	3人
トラストワークス	就労継続支援A型, 就労継続支援B型	18人
どんぐり工房	就労継続支援B型	7人
PAKARADO	就労継続支援B型	1人
ハタラクコト	就労移行支援	1人
ひゅうまん (弘徳学園)	生活介護, 施設入所支援	2人
蒜山慶光園	施設入所支援	1人
デイセンターひるぜん	生活介護	1人
ファースト	就労継続支援A型	0人
フォレック	就労継続支援B型	7人
ふくじゅう	就労継続支援A型	1人
ふれんど久米	就労継続支援B型	2人
母恵夢	生活介護, 就労継続支援B型	9人
ぼれぼれ	生活介護, 施設入所支援	3人
ホワイト	就労継続支援B型	5人
みさき福祉園	生活介護, 施設入所支援	17人
みすず荘	生活介護	3人
ももっ子くめなん	就労継続支援A型, 就労継続支援B型	8人
らくがき	就労継続支援B型	4人
輪輪かけはし	就労継続支援B型	9人
ワーキングメイト	就労継続支援B型	7人
ワークサポート	就労継続支援B型	1人
ワークみさき	就労継続支援B型	10人
ワークスひるぜん	就労継続支援B型	2人
住倉学園	生活介護, 施設入所支援	2人
ワークスクらよし	就労継続支援B型	1人
ワークプレイスまにわ	就労継続支援B型	1人

P.P.P.B Bチャレンジャー!	自立訓練	1 人
アプローチ	生活介護	1 人
いちょう園	生活介護、施設入所支援	1 人
どんぐりぼちゃぼちゃ	生活介護	6 人
葛下	生活介護、共同生活援助	1 人
クラシオ	自立訓練	1 人
クレヨン	生活介護	1 人
ジョニーの家	就労継続支援B型	1 人
ライフサポート希	生活介護	2 人
ワークショップ津山	就労継続支援B型	1 人
合 計		444 人

年 度 別 施 設 利 用 状 況

(各年度末現在)

年 度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
利 用 者 数	413 人	390 人	407 人	426 人	444 人

精 神 障 害 者 福 祉

精神に障害のある人が、社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加を促進するため、必要な援助を行ない、福祉の推進をしている。

精 神 障 害 者 の 状 況

(令和 3 年度末現在：人)

区 分 \ 人 数		総 数	年 齢 別 内 訳						
			20 歳 未満	20 歳 ～ 30 歳 未満	30 歳 ～ 40 歳 未満	40 歳 ～ 50 歳 未満	50 歳 ～ 60 歳 未満	60 歳 ～ 70 歳 未満	70 歳 以上
福祉 交付 手帳 数	1 級	93	2	3	2	17	15	18	36
	2 級	567	18	65	87	121	132	90	54
	3 級	134	2	21	33	36	30	9	3
	合 計	794	22	89	122	174	177	117	93
自立 支援 医療 【精 神】 受給 者数	症状性を含む器質性精神障害	41	0	0	0	2	7	11	21
	精神作用物質使用による精神 及び行動の障害	66	0	2	5	12	11	20	16
	統合失調症、統合失調症型障 害及び妄想性障害	486	4	17	69	114	106	96	80
	気分障害	520	3	40	73	122	135	94	53
	神経症性障害、ストレス関連 障害及び身体表現性障害	312	9	37	55	77	80	36	18

神	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	9	2	1	3	2	0	1	0
	成人の人格及び行動の障害	7	0	1	1	3	2	0	0
	精神遅滞	48	1	7	5	10	9	10	6
	心理的発達の障害	146	33	58	26	19	9	1	0
	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	28	3	8	10	3	4	0	0
	てんかん	117	8	23	21	23	15	14	13
	その他の精神障害	0	0	0	0	0	0	0	0
	分類不明	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	1,781	64	194	268	387	378	283	207

精神障害者障害福祉サービス

- | | | |
|------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| ☐ 居宅介護 | ☐ 行動援護 | ☐ 生活介護 |
| ☐ 短期入所 | ☐ 自立訓練(生活訓練) | ☐ 宿泊型自立訓練 |
| ☐ 就労移行支援 | ☐ 就労継続支援A型 | ☐ 就労継続支援B型 |
| ☐ 共同生活援助 | ☐ 地域移行支援 | ☐ 地域定着支援 |

施 設 別 利 用 状 況

(令和3年度末現在)

施設名	種別	利用者数
青空ワークス	就労継続支援A型	2人
アートジョブセンター	就労継続支援A型	1人
ウィズユー	就労継続支援A型	4人
宙	就労継続支援A型	4人
トラストワークス	就労継続支援A型	8人
ももっ子くめなん	就労継続支援A型	7人
ワークスみのり	就労継続支援A型	1人
あさひ園	就労継続支援B型	4人
あなぐま舎	就労継続支援B型	1人
ウィッシュランド	就労継続支援B型	8人
ウィズ	就労継続支援B型	40人
きぼう作業所	就労継続支援B型	2人
さくらの実	就労継続支援B型	1人
さくらワークヒルズ	就労継続支援B型	2人
ジブンワーク	就労継続支援B型	1人
じゃがぼっけ	就労継続支援B型	1人
しらうめの会共同作業所	就労継続支援B型	10人
スキダマリンク	就労継続支援B型	12人
トラストワークス	就労継続支援B型	23人

どんぐり工房	就労継続支援 B 型	1 人
フォレック	就労継続支援 B 型	5 人
ふれんど久米	就労継続支援 B 型	8 人
母恵夢	就労継続支援 B 型	21 人
ホワイト	就労継続支援 B 型	3 人
ももっ子くめなん	就労継続支援 B 型	2 人
らくがき	就労継続支援 B 型	5 人
輪輪かけはし	就労継続支援 B 型	4 人
ワーキングメイト・スカイハート	就労継続支援 B 型	7 人
ワークショップ津山	就労継続支援 B 型	5 人
ワークサポート	就労継続支援 B 型	2 人
岡山エール	就労移行支援	1 人
スピカ	就労移行支援	1 人
きぼう	共同生活援助	1 人
葛下	共同生活援助	26 人
サンコート	共同生活援助	17 人
じゃがいも畑	共同生活援助	1 人
たいようの丘	共同生活援助	1 人
テラシア七日市	共同生活援助	1 人
チェリーハイツ	共同生活援助	1 人
姫山の里・瓜生原	共同生活援助	4 人
春風	共同生活援助	1 人
母恵夢	共同生活援助	6 人
ミッキーハウス	共同生活援助	1 人
ミモザ	共同生活援助	1 人
わんかーさ 1	共同生活援助	1 人
アプローチ(葛下)	生活介護	26 人
神南備園	生活介護	5 人
クレヨン	生活介護	3 人
さくらの実	生活介護	1 人
さやかなる苑・みすず荘	生活介護	1 人
母恵夢	生活介護	2 人
ライフサポート希	生活介護	2 人
あすなろ園	生活介護	1 人
合計(延べ)		300 人

障 害 児 福 祉

身体に障害がある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む。）に対し、身近な地域で適切な支援が受けられるよう援助し、福祉の推進をしている。

障害児通所支援

- 児童発達支援 ○ 医療型児童発達支援 ○ 放課後等デイサービス
○ 保育所等訪問支援 ○ 居宅訪問型児童発達支援

施 設 別 利 用 状 況

（令和 3 年度末現在）

施 設 名	種 別	利用者数
児童発達支援事業所「てけてけ」	児童発達支援	88 人
児童発達支援事業所 あゆみ	児童発達支援	44 人
児童発達支援事業所 くれーる	児童発達支援	11 人
放課後等デイサービス事業所 Liebe	放課後等デイサービス	24 人
放課後等デイサービス ポロカ東一宮	放課後等デイサービス	27 人
放課後等デイサービス ポロカ上河原	放課後等デイサービス	31 人
おひさま 津山事業所	放課後等デイサービス	11 人
キッズ ゆうゆう	放課後等デイサービス	7 人
カヤノコ島	放課後等デイサービス	1 人
next socio	放課後等デイサービス	14 人
リヤン	放課後等デイサービス	7 人
リヤン二宮	放課後等デイサービス	11 人
みらい	放課後等デイサービス	11 人
夢門塾ゆうゆう津山	放課後等デイサービス	30 人
放課後等デイサービス事業所よつば	放課後等デイサービス	32 人
つばめ	放課後等デイサービス	1 人
ラルーチェのぞみ	放課後等デイサービス	4 人
よつばのクローバー国分寺	放課後等デイサービス	10 人
あそび王国沼	放課後等デイサービス	1 人
あそび王国勝央	放課後等デイサービス	3 人
クレヨン	放課後等デイサービス	7 人
わかくさ	放課後等デイサービス	2 人
ジュネス	放課後等デイサービス	1 人
あそび王国河辺	児童発達支援, 放課後等デイサービス	22 人
あそび王国田邑	児童発達支援, 放課後等デイサービス	16 人
児童発達支援センター キッズみのり	児童発達支援, 放課後等デイサービス	56 人
多機能型事業所 socio	児童発達支援, 放課後等デイサービス	51 人

多機能型事業所 step socio	児童発達支援，放課後等デイサービス	32 人
ラルーチェめぐみ	児童発達支援，放課後等デイサービス	63 人
PAKARA KIDS	児童発達支援，放課後等デイサービス	2 人
ダイケアセンター ビーハウス	児童発達支援，放課後等デイサービス	3 人
旭川荘真庭地域センターさくら	児童発達支援，放課後等デイサービス	1 人
湧気自然塾	児童発達支援，放課後等デイサービス	2 人
すたさぼ	児童発達支援，放課後等デイサービス	2 人
岡山かなりや学園	児童発達支援，保育所等訪問支援	5 人
合 計		633 人
実利用人数		523 人

人にやさしいまちづくり条例

子どもから高齢者まで、すべての人が一人の人間として尊重され、社会を構成する一員として自立し、住み慣れた地域で共に支えあい、生きがいを持ちながら安心して生活することができる「バリアフリー社会の実現」を市民総参加で推進しようとする条例です。

条例の基本方針

「心のバリアフリー」の推進

「物のバリアフリー」の推進

「情報のバリアフリー」の推進

「地域社会での連帯形成」の推進

条例の特徴

市・市民及び事業者の役割を明らかにしていること

まちづくりに関する施策の基本となる事項及び都市施設等の整備について

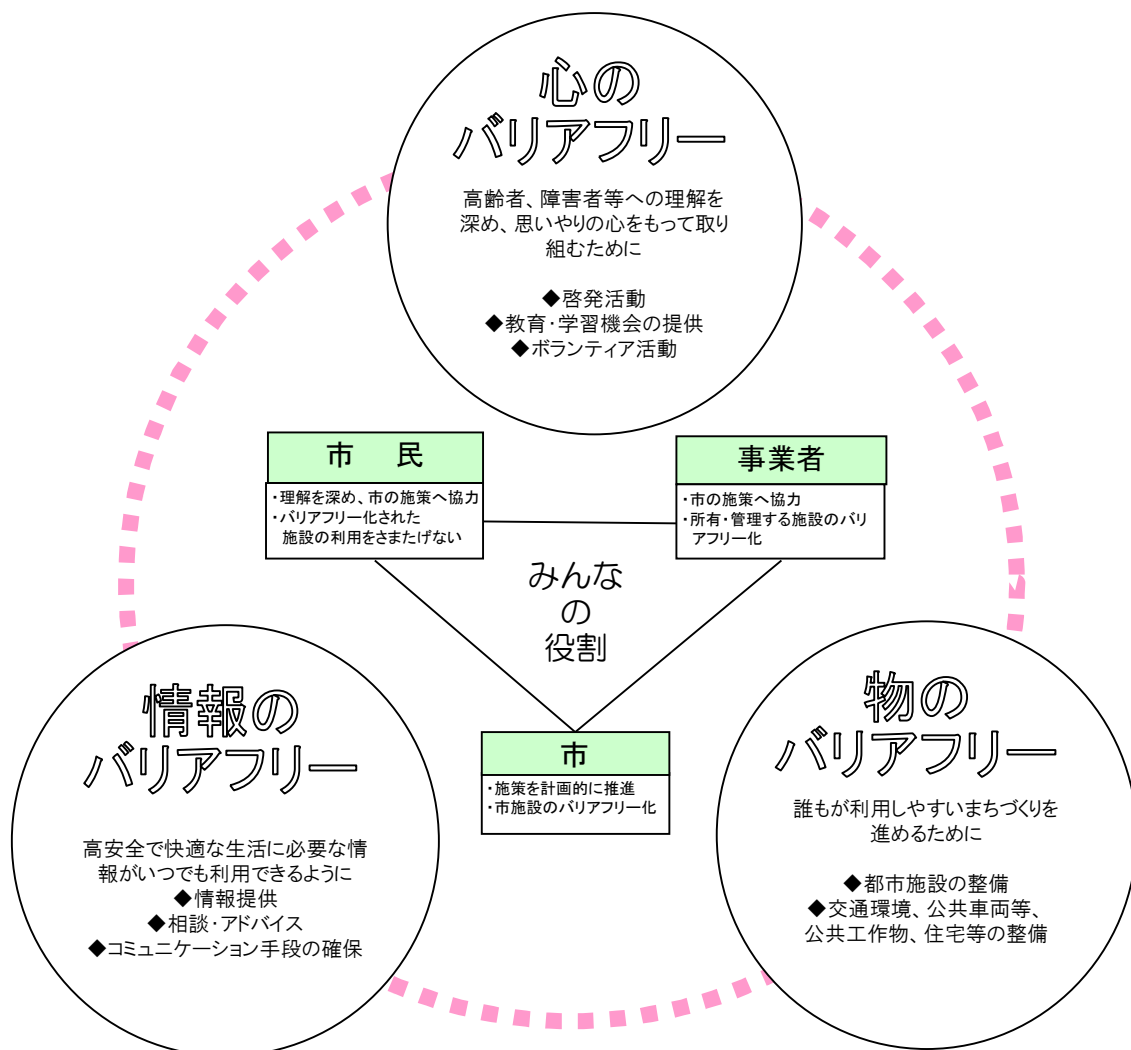
の必要事項を定めていること

条例の制定・施行時期

平成 12 年 12 月 条例制定

平成 13 年 4 月 ソフト面施行

平成 14 年 4 月 よりハード面施行(全面施行)



平成14年度 実施事業

○啓発活動

- ・心のバリアフリース体験会の開催（1回）
- ・バリアフリー適合証の交付（9件）

○推進事業

- ・まちづくり推進協議会の開催（2回開催）
- ・まちづくり推進委員会の開催（2回開催）
- ・市有施設バリアフリー化整備事業
 - 本庁舎……車いす用駐車場の整備並びに正面玄関までの屋根設置
西側出入口の自動ドア設置
東側トイレ（地階～6階）の腰掛式便器及び手すり設置
1階多目的トイレの整備
 - 鶴山公園……切符売り場前トイレ段差解消並びに腰掛式便器及び手すり設置
厩堀トイレの改修
三の丸トイレ多目的（車いす、幼児、おむつ交換台）トイレの増築
- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金
 - 補助適用対象区域の拡大（全市域）（利用2件）
- ・公共施設整備検討会の新設（新規）（2回）
- ・特定都市施設新築等における届出・協議の開始（都市計画課への委託事業）

平成15年度 実施事業

○啓発活動

- ・心のバリアフリース体験会の開催（1回）
- ・バリアフリー適合証の交付（9件）

○推進事業

- ・まちづくり推進協議会の開催（1回開催）
- ・市有施設バリアフリー化整備事業
 - 東庁舎……点字ブロック設置、トイレ改修
 - 鶴山公園……切符売り場前トイレ段差解消並びに腰掛式便器及び手すり設置
 - 神南備園……身障用駐車場に上屋を設置
 - 中央児童館…多目的トイレ設置、玄関段差解消、自動ドア設置
 - 中央会館……トイレ改修、玄関階段に手すり設置
 - 福岡会館……トイレ改修
- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金
 - 補助適用対象区域の拡大（全市域）（利用0件）
- ・公共施設整備検討会の開催（1回）
- ・特定都市施設新築等における届出・協議（都市計画課への委託事業）

平成16年度 実施事業

○啓発活動

- ・バリアフリー適合証の交付（3件）
- ・バリアフリーマップの作成
- ・バリアフリーマップのホームページへの記載

○推進事業

- ・まちづくり推進協議会の開催（1回開催）
- ・市有施設バリアフリー化整備事業
津山総合文化センター・・・トイレの改修、点字ブロックの改修
中央公園噴水側トイレ・・・器具の改修・移設、周辺の舗装
知新館・・・・・・・・・・階段に手すり設置
鶴山塾・・・・・・・・・・トイレの改修
山下児童公園・・・・・・・・北入口の段差解消、南側入口からトイレまでの舗装
- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金（1件）
- ・公共施設整備検討会（1回）
- ・特定都市施設新築等における届出・協議（建築住宅課への委託事業）

平成17年度 実施事業

○啓発活動

- ・バリアフリー適合証の交付（8件）
- ・バリアフリーマップのホームページへの記載

○推進事業

- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金（2件）
- ・特定都市施設新築等における届出・協議（建築住宅課への委託事業）

平成18年度 実施事業

○啓発活動

- ・バリアフリー適合証の交付（9件）
- ・バリアフリーマップのホームページへの記載

○推進事業

- ・特定都市施設新築等における届出・協議（建築住宅課への委託事業）

平成19年度 実施事業

○啓発活動

- ・バリアフリー適合証の交付（10件）
- ・バリアフリーマップのホームページへの記載

○推進事業

- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金（利用1件）
- ・特定都市施設新築等における届出・協議（建築住宅課への委託事業）

平成20年度 実施事業

○啓発活動

- ・バリアフリー適合証の交付（1件）

○推進事業

- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金（利用2件）
- ・特定都市施設新築等における届出・協議（建築住宅課への委託事業）

平成21年度 実施事業

○啓発活動

- ・バリアフリー適合証の交付（4件）

○推進事業

- ・特定都市施設新築等における届出・協議（建築住宅課への委託事業）

平成22年度 実施事業

○啓発活動

- ・バリアフリー適合証の交付（17件）

平成23年度 実施事業

○啓発活動

- ・バリアフリー適合証の交付（1件）

平成24年度 実施事業

○啓発活動

- ・バリアフリー適合証の交付（2件）

○推進事業

- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金（利用1件）

平成25年度 実施事業

○啓発活動

- ・バリアフリー適合証の交付（1件）

平成26年度 実施事業

○啓発活動

- ・バリアフリー適合証の再交付（6件）

平成27年度 実施事業

○啓発活動

- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助事業の活用促進

平成28年度 実施事業

○啓発活動

- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助事業の活用促進
- ・バリアフリー適合証の再交付（12件）

平成29年度 実施事業

○啓発活動

- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助事業の活用促進

○推進事業

- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金（利用1件）

平成30年度 実施事業

○啓発活動

- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助事業の活用促進

○推進事業

- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金（利用1件）

令和元年度 実施事業

○啓発活動

- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助事業の活用促進

○推進事業

- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金（利用0件）

令和2年度 実施事業

○啓発活動

- ・バリアフリー適合証の交付（2件）

令和3年度 実施事業

○啓発活動

- ・バリアフリー適合証の交付（2件）

津山市障害者福祉センター神南備園

1. 経過

神南備園は、平成 6 年 4 月、在宅障害者の社会生活への適応や生きがいを高め、自立や社会参加を促進し、福祉の増進を図ることを目的に設置された。平成 26 年度まで、日中活動系サービスとして地域活動支援センターⅡ型事業（基本事業、入浴サービス）、相談支援事業（生活支援事業、障害支援相談）、貸館事業、委託事業を実施してきた。

民間事業者のノウハウや経営手法を活用することにより、事業の充実とサービス提供量の確保が期待できることから、平成 27 年度、指定管理者制度を導入し現在に至る。

指定管理者制度導入後は、障害福祉サービス（生活介護事業（入浴・食事サービス含む）、計画相談支援事業）、日中一時支援事業（食事サービス含む）、貸館事業を展開している。

また、令和元年度からは、介護保険の共生型通所介護事業を実施している。

※地域活動支援センターⅡ型事業（地域生活支援事業）・・・地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、

機能訓練、社会適応訓練（パソコン・健康体操・陶芸・交流教室等）、入浴等のサービスを実施するもの

※生活介護事業（障害福祉サービス）・・・常に介護を必要とする方に、昼間、入浴・排泄・食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するもの

※計画相談支援事業（障害福祉サービス）・・・障害福祉サービスや地域相談支援を利用するすべての障害のある方、または障害のある児童が適切なサービスを受けられるようマネジメントし、サービス利用計画を作成、モニタリングするもの

※日中一時支援事業（地域生活支援事業）・・・障害のある方の日中における活動の場を確保することで、家族の就労や介護者の一時的な休息を提供するもの

※貸館事業・・・津山市在住の障害者・障害者関係福祉団体・障害者関係ボランティア団体に神南備園を貸して活動の場を提供するもの

※共生型通所介護事業・・・生活介護（障害福祉サービス）を利用していた障害者が高齢になった場合でも、介護保険制度で引き続き同じ事業所を利用できるもの

2. 指定管理者制度導入前利用状況（平成 26 年度まで）

（単位：人）

	H 22 年度	H 23 年度	H 24 年度	H 25 年度	H 26 年度
基本事業	2, 211	2, 378	2, 650	2, 897	2, 309
入浴サービス	1, 001	1, 144	1, 095	1, 243	1, 082
合 計	3, 212	3, 522	3, 745	4, 140	3, 391
生活支援事業	1, 032	1, 195	1, 348	1, 664	1, 719
障害支援相談	3	2	5	0	0
貸館事業	3, 454	3, 374	3, 513	3, 657	4, 121
地域交流・活性化支援事業	—	—	12	13	12

3. 指定管理者制度導入後利用状況(平成 29～令和 3 年度)

事業名		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
生活介護事業		3,007 人	3,095 人	2,876 人	2,997 人	3,085 人
	入浴サービス	1,389 人	1,494 人	1,047 人	1,086 人	1,125 人
	食事サービス	2,706 食	2,735 食	2,696 食	2,850 食	3,001 食
共生型通所介護事業				246 人	540 人	587 人
	入浴サービス			150 人	282 人	331 人
	食事サービス			246 食	540 食	583 食
日中一時支援事業		401 人	277 人	277 人	292 人	341 人
	食事サービス	162 食	178 食	162 食	151 食	220 食
計画相談支援		205 件	218 件	274 件	300 件	318 件
児童相談支援		86 件	82 件	68 件	60 件	55 件
その他相談支援		1,744 件	1,837 件	3,400 件	4,044 件	3,176 件
貸館事業		3,732 人	3,840 人	4,054 人	3,692 人	3,692 人

4. 指定管理者について

- ・ 指定管理者所在地 津山市瓜生原 326-1
名 称 社会福祉法人 千寿福祉会
代表者 理事長 小林 和彦
- ・ 指定管理期間 平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日

高 齢 者 福 祉

在 宅 福 祉 施 策

●食の自立支援事業（配食サービス）

一人暮らしの高齢者又は高齢者だけの世帯で住民税非課税世帯の方たちへ、食生活の改善・見守り目的で昼食を配達し、孤独感を取り除いて生きがいのある生活と福祉の向上を図る。

利 用 料 1 食 410円

利 用 日 月～金曜日の5日以内

年度別利用状況

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	24人	21人	12人	12人	23人
延べ配食数	2,169食	1,561食	1,545食	1,965食	1,762食

●生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイサービス）

居宅での見守りが困難となった場合に、住民税非課税世帯に属する高齢者を、一時的に特別養護老人ホーム等に入所させ、生活管理指導等を行って要介護状態への進行を予防するなど、高齢者及びその家族の福祉の向上を図る。

保護の期間 原則として年10日以内

費 用 1 人 1 日 当 り 1,720円（生活保護世帯については無料）

実 施 施 設 日本原荘（新野東1797）、鶯園（瓜生原337-1）、
サンライフ みのり（二宮999）

年度別利用状況

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延べ人員	0人	0人	0人	0人	0人
延べ日数	0日	0日	0日	0日	0日

●緊急通報装置の貸与事業

要援護高齢者に対し、少しでも在宅生活が容易にできるよう支援する。緊急通報装置については、近年独居高齢者が増加している中で、高齢者や家族の関心も高く必要性が高まっている。

年度別給付（貸与）状況

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
緊急通報装置	14台	16台	16台	9台	9台

●住宅改造助成事業

介護を必要とする在宅高齢者の居住環境の向上と介護者の負担の軽減を図るために行う住宅の改造について、経費の一部を助成する。

年度別利用状況

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
要介護3～5	3件	4件	4件	0件	1件
要介護1～2 及び要支援	6件	3件	1件	3件	4件
合 計	9件	7件	5件	3件	5件

●ふれあい収集事業

高齢や身体障害などの理由でヘルパーの支援を受けている一人暮らし高齢者が、指定のゴミ置き場へのゴミ出しが困難な場合、戸別収集を行う。

年度別利用状況

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	6 名	6 名	7 名	4 名	7 名

●敬老事業（満100歳記念品贈呈）

満100歳の誕生日を迎えた人を訪問し、長年にわたる地域社会への貢献に敬意を表するとともに、敬愛を込めて記念品を贈呈しました。

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
100歳訪問者数	30 名	34 名	39 名	46 名	37 名

●介護用品支給事業

要介護度3～5で住民税非課税世帯の高齢者を在宅で介護している家族に対して、介護用品を支給する。支給の対象要件に主介護者及び被介護者の介護保険料の完納条件と主介護者の所得要件を設け、支給限度額を2段階とし、負担の公平性を図った。

支給するもの 紙おむつ・尿取りパット

年度別利用状況

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
登録者数	218 名	196 名	194 名	187 名	176 名

●家族介護慰労金支給事業

要介護度4～5で過去1年間介護保険サービスを利用せず、また、通算して病院、施設などへの入所が3ヶ月未満の低所得の高齢者を介護している住民税非課税世帯に属する家族に対して、主介護者に支給する。（平成26年度からは住民税課税世帯の主介護者に対しても支給）

年度別支給状況

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
支給件数	3件	4件	3件	1件	1件

高齢者の権利擁護

●高齢者虐待対策事業

「高齢者虐待防止法」に基づき、高齢者虐待を防止し、高齢者及び養護者の支援を行う。

対応件数 1,496 件 （令和3年度現在延べ件数）

年度別虐待認定件数

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
養護者等による虐待	33件	25件	28件	34件	38件
施設従事者等による虐待	0件	1件	3件	0件	2件
合 計	33件	26件	31件	34件	40件

●成年後見制度の利用促進事業

平成29年4月に設置された津山市権利擁護センターと連携し取り組んできましたが、令和4年1月からは中核機関を設置し、制度の利用促進・後見人の支援強化に取り組んでいます。

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市民後見人登録者数	4人	5人	1人	7人	3人
市民後見人登録延数	29人	34人	35人	42人	45人
成年後見市長申立件数	7件	6件	3件	11件	7件

施設福祉施策

●養護老人ホーム

日常生活はどうか自分でできても、一人暮らしで身寄りがいないか、家庭の事情で家族と同居できない高齢者に家庭にかわって生活していただくための施設である。

☆ おおむね65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的理由により、家庭での生活ができない方が対象になる。(所得税や市民税の所得割が課税されていない世帯に限る。

☆ 費用は、本人については収入額、扶養義務者については所得税等の課税状況に応じて費用の負担をする。

年度別施設入所状況 (各年4月1日現在)

区 分	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年
養護老人ホーム	144人	139人	137人	144人	144人

養護老人ホーム入所状況 (令和4年4月1日現在)

老人ホーム名	定 員	入所者数	老人ホーム名	定 員	入所者数
と き わ 園	80名	63名	備 前 多 聞 荘	50名	2名
か が み の 園	50名	9名	長 楽 荘	100名	1名
塩 手 荘	60名	30名	松 風 園	70名	2名
作 東 寮	60名	3名	総社市清梁園	50名	2名
静 香 園	60名	23名	倉敷市琴浦園	80名	1名
報 恩 積 善 会	70名	2名	あすらや荘	50名	1名
合 計					139名

※入所者数は津山市の措置によるもの

●高齢者生活福祉センター

久米高齢者福祉センター「やすらぎの丘」の居住部門は、家族の支援を受けることが困難で、在宅生活に不安がある高齢者の生活の場として機能している。

年度別施設利用状況

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利 用 者 数	9人	6人	9人	16人	12人
延べ利用者数	1,599人	1,490人	1,038人	1,139人	739人

●福祉関係温泉施設

①阿波保健センター・浴室棟(あば温泉)

- ◎ 所在地 津山市阿波 1198
- ◎ 開館年月 平成 12 年 5 月
- ◎ 施設内容 ・大浴場 ・露天風呂 ・サウナ ・機能回復訓練浴室

利用料金	1 回	11 回券	23 回券	35 回券	50 回券
70 歳以上	310 円				
中学生以上 70 歳未満	520 円	5,200 円	10,400 円	15,600 円	20,800 円
小学生	200 円				

※小学校就学前の者は、無料とする。

年度別施設利用状況

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利 用 者 数	37,612人	33,929人	31,578人	31,280人	20,079人
利用料収入	13,068,190円	11,981,020円	11,747,620円	12,820,450円	9,731,103円

②高齢者総合福祉施設「めぐみ荘」

- ◎ 所在地 津山市加茂町小中原 143
- ◎ 開館年月 平成 14 年 4 月
- ◎ 施設内容 会議室 ・和室 ・ビリヤード室 ・温泉施設 ・ラウンジ

利用料金（市内）	1 回	12 回券	25 回券	40 回券	60 回券
3 歳以上小学生以下	150 円	1,500 円			
中学生以上	310 円	3,100 円	6,200 円	9,300 円	12,400 円
利用料金（市外）	1 回	12 回券	25 回券	40 回券	60 回券
3 歳以上小学生以下	260 円	2,600 円			
中学生以上	520 円	5,200 円	10,400 円	15,600 円	20,800 円

年度別施設利用状況

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利 用 者 数	57,622人	55,932人	54,837人	47,975人	28,087人
利用料収入	14,436,750円	13,779,110円	14,212,280円	14,259,637円	9,545,146円

健康老人施策

●老人クラブの活動

『仲間づくり、健康づくり、生きがいづくり』活動に自主的、主体的に取り組み、他方では、地域の特性を生かした魅力ある地域社会の創造に向けて、行政や他団体と連携し地域福祉の推進に努めている。

老人クラブ及び会員数の推移

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ク ラ ブ 数	182 クラブ	181 クラブ	177 クラブ	171 クラブ	164 クラブ
会 員 数	9,159人	8,995人	8,481人	8,062人	7,508人

●(社)津山市シルバー人材センター

急速に進行している高齢化社会の中で、高齢者自身が就業を通しての「生きがい」の高揚、社会活動への参加など高齢者福祉の増進と活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として平成元年4月1日、社団法人津山市シルバー人材センターが発足した。

本 所 津山市井口21-1 0868-23-5378 【平成31年4月1日移転】

久米支所 【平成17年4月1日開設】※久米町ミニシルバー人材センターと統合

加茂・阿波連絡所 【平成18年8月1日開設】

勝北連絡所 【平成18年10月18日開設】

久米、加茂・阿波、勝北 各連絡所閉鎖 【平成26年3月31日閉鎖】

年度別会員数（年度末状況）

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
男 性	290人	306人	300人	299人	317人
女 性	140人	155人	140人	147人	158人
合 計	430人	461人	440人	446人	475人

令和3年度末状況

津山市の60歳以上人口に対する加入率 1.29%（男1.99%、女0.76%）

※60歳以上人口・・・36,817人（男15,899人、女20,918人）

●ふれあいサロン

高齢者相互のふれあいと世代を超えた交流の促進を図り、市民生活に豊かな感性と活力をもたらすことを目的とする。

1. 設置場所 津山市南新座33 アリコベール・しんざ 2階 TEL 24-3600
2. 施設内容 サロン、研修室、和室、会議室
3. 開館時間 9時～21時 (休館日：毎週火曜日、年末、年始)
4. 利用申込 (事務室へ) 所定の申込書による (1ヶ月前より申込み受付)
5. 利用料金 ①1時間当り使用料
サロン 1,980円 研修室 660円 和室 660円 会議室 660円
②冷暖房の使用については5割増
6. 利用状況

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延べ利用者数	24,156人	20,042人	19,669人	14,087人	12,415人

介護保険

1 高齢者数・認定者数の状況

(1) 高齢者数

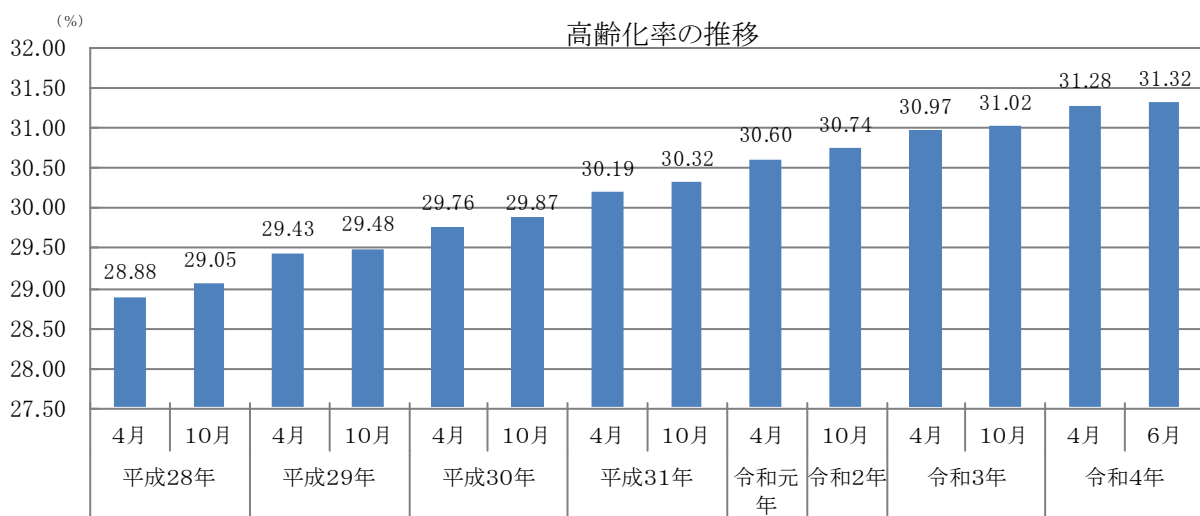
住民基本台帳による令和4年6月1日現在の総人口は98,127人で、高齢者数は30,731人です。高齢化率は31.32%で、今後も上昇していくものと見込んでいます。

区分	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（実績）			第8期計画期間 R3年度
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	
総人口（人）	104,056	103,117	102,348	101,604	100,714	99,994	99,058
高齢者数（65歳以上）	29,510	29,962	30,176	30,354	30,539	30,739	30,757
前期（65～74歳）	14,138	14,345	14,444	14,543	14,478	14,643	14,829
後期（75歳以上）	15,372	15,617	15,732	15,811	16,061	16,096	15,928
高齢化率（%）	28.4	29.1	29.5	29.9	30.3	30.7	31.1
第2号被保険者数（40～64歳）	33,101	32,779	32,578	32,358	32,164	32,066	31,812

※各年10月1日現在の実績値。

(2) 高齢化率の推移

津山市における令和4年6月現在の高齢化率は31.32%となっており、今後もさらに高齢化が進んでいくと予測されます。



*住民基本台帳(各月1日現在)

(3) 被保険者数

第1号被保険者	30,620人	介護保険事業状況報告 (令和4年3月31日現在)
65歳以上75歳未満	14,458人	
75歳以上85歳未満	9,908人	
85歳以上	6,254人	
外国人被保険者(再掲)	76人	
住所地特例(再掲)	103人	
第2号被保険者	31,588人	住民基本台帳(令和4年3月31日現在)
計	62,208人	

(4) 要介護度別認定者数

令和4年3月末現在の認定者数は6,115人で、前年度に比べ69人の減少となっております。これは主に要支援2、要介護5の認定者数が減少したことによるものであります。

なお、要支援1、要支援2、要介護1の軽度認定者割合が、約48.1%を占めています。

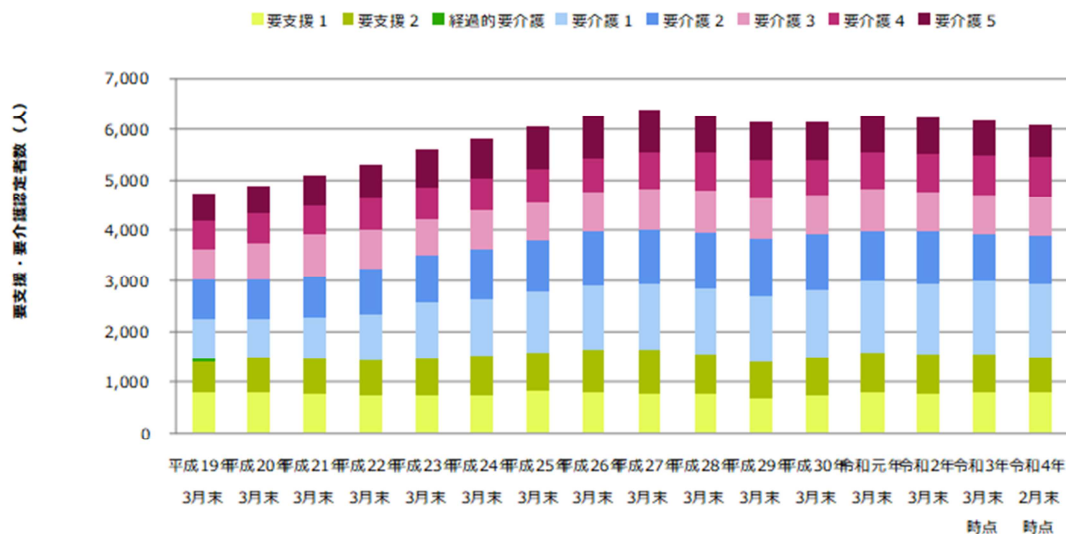
●要支援・要介護認定者数

区分 \ 年月	平成30年 3月	平成31年 3月	令和2年 3月	令和3年 3月	令和4年 3月
要支援1	722人	788人	781人	794人	789人
要支援2	764人	790人	749人	749人	705人
(小計)	(1,480人)	(1,573人)	(1,530人)	(1,543人)	(1,494人)
要介護1	1,336人	1,410人	1,392人	1,473人	1,446人
要介護2	1,082人	1,010人	1,031人	932人	952人
要介護3	768人	799人	793人	779人	776人
要介護4	703人	760人	755人	791人	814人
要介護5	765人	718人	728人	702人	633人
(小計)	(4,654人)	(4,697人)	(4,699人)	(4,641人)	(4,621人)
合 計	6,140人	6,270人	6,229人	6,184人	6,115人

*介護保険事業状況報告(3月月報分)

津山市における認定者数の推移 (※第2号被保険者を含む)

要支援・要介護認定者数(要介護度別)(津山市)

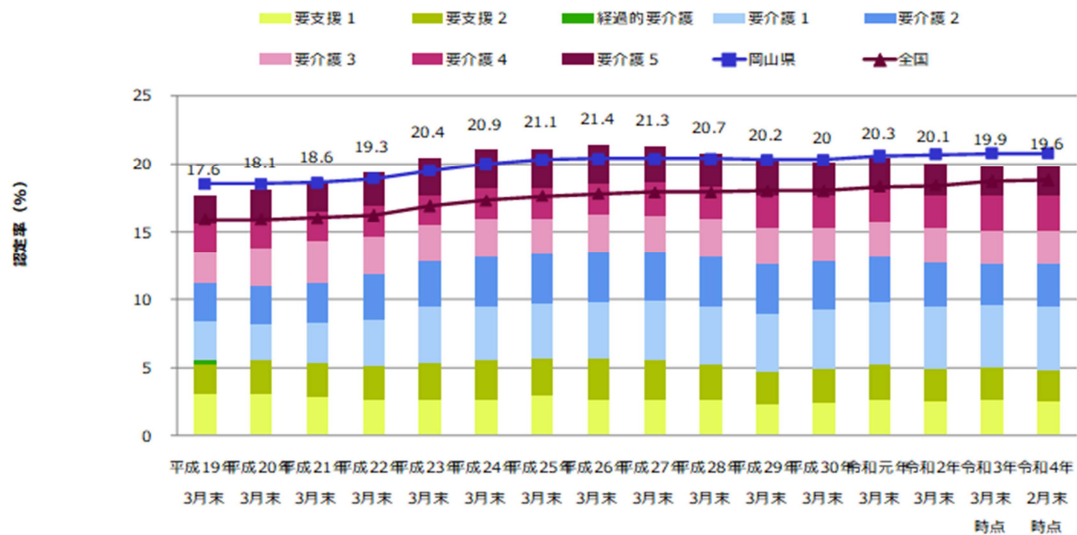


(注目する地域)
(出典)

*厚労省「見える化」システム

津山市における認定率の推移（※第1号被保険者）

認定率（要介護度別）（津山市）

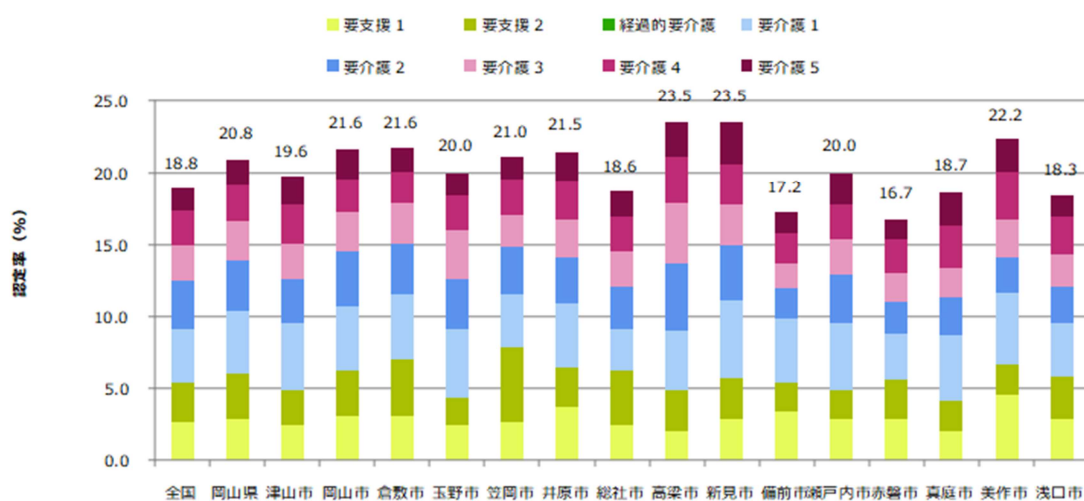


(注目する地域)
(出典)

*厚労省「見える化」システム

岡山県内15都市の認定率比較（※第1号被保険者）

認定率（要介護度別）（令和3年(2021年)）



(時点) H18

(出典) 厚生労働省「介護保険事業報告」年報（平成26年度のみ「介護保険事業報告」月報）

*厚労省「見える化」システム(令和4年3月末時点)

2 介護保険サービス事業者の状況

●居宅介護支援事業者

在宅サービスを希望する利用者の介護（予防）サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づいてサービス事業者との連絡調整を行ったり、施設入所を希望する場合には施設への紹介やその他の便宜を提供する事業者

事業者数	36 事業所
------	--------

●介護予防支援事業者

要支援 1・2 の認定となった方に対し、サービス計画を作成し、介護予防を実施する事業者の紹介、連絡調整を行う事業者

津山市地域包括支援センター（サブセンター）	1 ヶ所（8 ヶ所）
-----------------------	------------

●在宅サービス

サービスの種類	事業者数
訪問介護	28 事業所
訪問入浴介護	2 事業所
訪問看護	89 事業所
訪問リハビリテーション	73 事業所
通所介護（デイサービス）	19 事業所
通所リハビリテーション（デイケア）	150 事業所
短期入所生活介護（ショートステイ）	11 施設
短期入所療養介護（ショートステイ）	15 施設
特定施設入居者生活介護	10 施設
認知症対応型共同生活介護	20 事業所
地域密着型通所介護	22 事業所
認知症対応型通所介護	2 施設
小規模多機能型居宅介護	6 施設
地域密着型特定施設入居者生活介護	4 施設
福祉用具の貸与・購入	9 社

●施設サービス

サービスの種類	事業者数
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	9 施設
介護老人保健施設（老人保健施設）	6 施設
介護療養型医療施設（療養型病床群等）	0 施設
介護医療院	1 施設

※事業所、施設の数はいと令和 4 年 4 月 1 日現在（休止中を除く）

3 介護サービスの利用状況

(1) 居宅介護(介護予防)サービス受給者数

年月 区分	平成 30 年 3 月	平成 31 年 3 月	令和 2 年 3 月	令和 3 年 3 月	令和 4 年 3 月
要支援 1	276 人	261 人	288 人	305 人	305 人
要支援 2	256 人	375 人	389 人	389 人	393 人
(小計)	(632 人)	(636 人)	(677 人)	(694 人)	(698 人)
要介護 1	972 人	1,026 人	1,015 人	1,037 人	1,027 人
要介護 2	844 人	769 人	777 人	733 人	737 人
要介護 3	420 人	448 人	448 人	452 人	463 人
要介護 4	263 人	302 人	314 人	270 人	284 人
要介護 5	218 人	195 人	179 人	173 人	174 人
(小計)	(2,717 人)	(2,740 人)	(2,733 人)	(2,665 人)	(2,685 人)
合計	3,349 人	3,376 人	3,410 人	3,359 人	3,383 人

*介護保険事業状況報告(3 月月報分)

(2) 地域密着型(介護予防)サービス受給者数

年月 区分	平成 30 年 3 月	平成 31 年 3 月	令和 2 年 3 月	令和 3 年 3 月	令和 4 年 3 月
要支援 1	4 人	4 人	8 人	7 人	11 人
要支援 2	15 人	15 人	18 人	14 人	12 人
(小計)	(19 人)	(19 人)	(20 人)	(21 人)	(23 人)
要介護 1	234 人	245 人	268 人	282 人	307 人
要介護 2	234 人	233 人	230 人	215 人	228 人
要介護 3	192 人	181 人	185 人	192 人	183 人
要介護 4	103 人	117 人	114 人	113 人	97 人
要介護 5	82 人	64 人	68 人	65 人	64 人
(小計)	(845 人)	(840 人)	(865 人)	(867 人)	(879 人)
合計	864 人	859 人	891 人	888 人	902 人

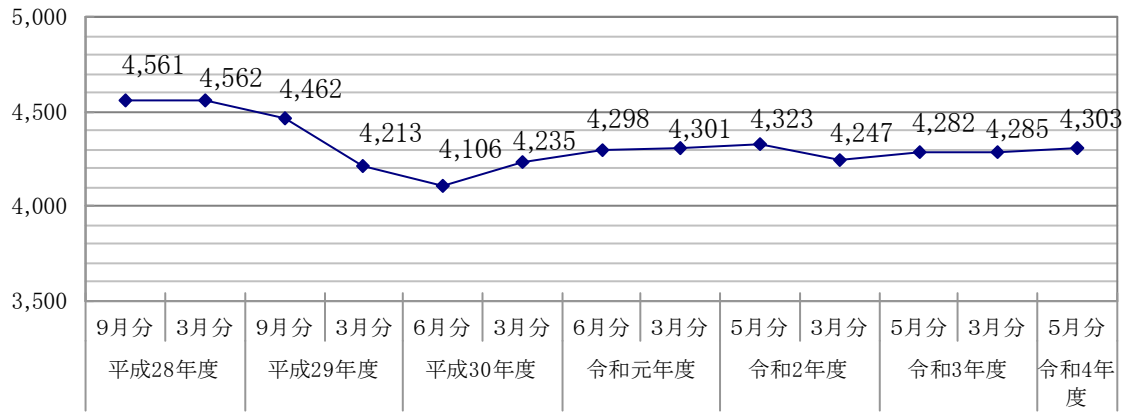
*介護保険事業状況報告(3 月月報分)

(3) 施設介護サービス受給者数

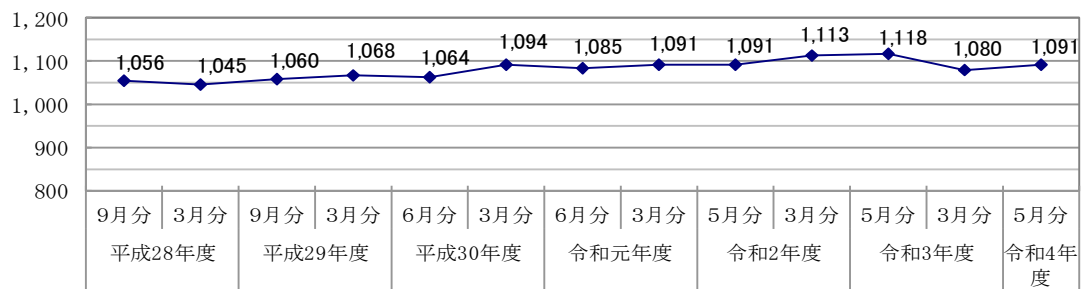
年月 区分	平成 30 年 3 月	平成 31 年 3 月	令和 2 年 3 月	令和 3 年 3 月	令和 4 年 3 月
要介護 1	54 人	48 人	44 人	44 人	49 人
要介護 2	65 人	76 人	74 人	72 人	59 人
要介護 3	201 人	207 人	216 人	211 人	199 人
要介護 4	312 人	351 人	340 人	373 人	402 人
要介護 5	436 人	412 人	417 人	413 人	371 人
合計	1,068 人	1,094 人	1,091 人	1,113 人	1,080 人

*介護保険事業状況報告(3 月月報分)

居宅介護サービス・地域密着型サービス受給者の推移



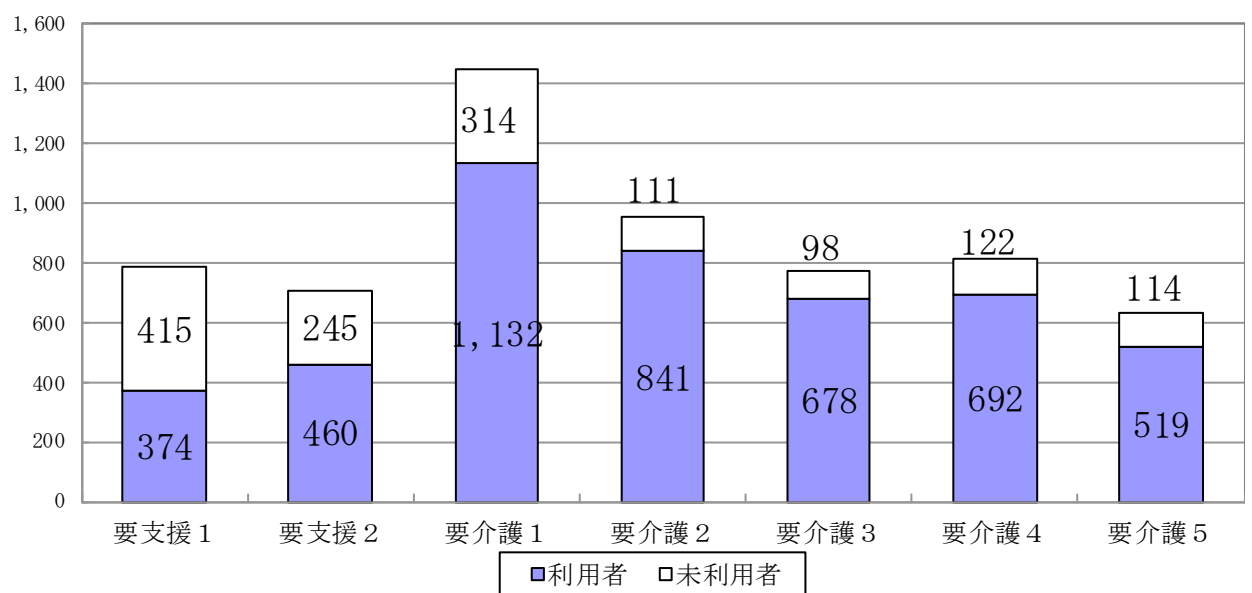
施設サービス受給者の推移



* 以上、介護保険事業状況報告

(4) サービス利用、未利用の状況

要介護度別・サービス利用者数・未利用者数



(令和4年3月分)

(5) 介護サービス給付費の状況

第6期計画期間及び第7期計画期間、第8期計画期間の介護予防サービス及び介護サービスのサービス種類ごとの給付実績は、次のとおりです。

ア 介護予防サービス

単位：千円

区分	第6期計画期間		第7期計画期間			第8期計画
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
①介護予防サービス						
介護予防訪問介護	推計	61,215	19,790	0	0	0
	実績	48,199	26,985	186	0	4
介護予防訪問入浴介護	推計	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	推計	1,888	1,985	2,987	2,988	2,988
	実績	2,976	3,655	4,082	3,738	4,266
介護予防訪問 リハビリテーション	推計	0	0	0	0	589
	実績	216	237	524	119	449
介護予防居宅療養管理指導	推計	1,145	1,333	657	657	657
	実績	499	782	752	864	1,004
介護予防通所介護	推計	250,387	101,213	0	0	0
	実績	133,875	72,497	223	0	0
介護予防通所 リハビリテーション	推計	68,935	76,328	71,481	71,958	72,186
	実績	65,585	74,948	96,104	111,406	103,975
介護予防短期入所生活介護	推計	1,929	2,307	1,867	1,868	1,868
	実績	1,975	1,824	2,698	4,177	2,902
介護予防短期入所療養介護 (老健)	推計	412	412	412	412	412
	実績	560	300	629	327	118
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	推計	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	推計	10,506	10,830	15,479	15,523	15,576
	実績	14,109	16,833	19,689	23,816	27,852
特定介護予防福祉用具 購入費	推計	5,638	6,240	3,265	3,265	3,265
	実績	3,013	2,976	3,170	3,119	3,851
介護予防住宅改修	推計	26,017	28,083	12,194	12,194	12,194
	実績	14,271	12,182	15,371	15,660	15,465
介護予防特定施設入居者 生活介護	推計	22,995	22,995	29,478	29,492	29,492
	実績	26,966	30,583	32,143	26,990	35,462
②地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型 通所介護	推計	0	0	0	0	0
	実績	295	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型 居宅介護	推計	13,512	15,743	6,754	6,757	6,757
	実績	6,542	11,858	16,112	17,913	16,677
介護予防認知症対応型 共同生活介護	推計	0	0	4,779	4,781	4,781
	実績	1,263	2,734	2,017	2,581	7,779
介護予防地域型 通所介護	推計	—	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—	27
③介護予防支援	推計	54,898	59,084	32,403	32,524	32,629
	実績	46,879	37,930	29,653	33,220	34,128
介護予防サービス合計	推計	519,065	345,931	181,756	182,419	182,805
	実績	367,223	296,324	223,353	243,930	253,959
	実績/推計	70.70%	85.70%	122.90%	133.7%	138.9%

イ 介護サービス

単位：千円

区分	第 6 期計画期間		第 7 期計画期間			第 8 期計画	
	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	
①居宅サービス							
訪問介護	推計	579,749	616,212	509,440	522,044	529,464	610,917
	実績	491,302	515,500	525,620	568,835	612,124	622,155
訪問入浴介護	推計	28,772	28,619	25,006	26,229	27,534	20,095
	実績	23,064	21,172	19,400	18,066	15,915	12,708
訪問看護	推計	123,574	128,787	130,838	134,578	137,186	153,199
	実績	125,471	130,334	131,129	133,134	146,003	157,334
訪問リハビリテーション	推計	16,377	18,714	10,319	10,324	10,907	12,069
	実績	9,996	7,561	9,947	9,532	11,093	10,119
居宅療養管理指導	推計	14,015	14,683	21,582	21,919	22,101	27,538
	実績	16,922	20,122	20,647	22,354	26,050	27,360
通所介護	推計	974,234	1,025,063	796,076	811,415	820,612	756,694
	実績	801,195	779,425	787,321	776,938	775,185	721,517
通所リハビリテーション	推計	510,945	559,371	515,350	520,231	521,629	463,222
	実績	493,060	499,592	471,897	468,296	453,204	457,291
短期入所生活介護	推計	245,866	264,816	204,238	208,704	213,138	220,352
	実績	195,671	215,689	257,380	247,899	233,203	219,360
短期入所療養介護 (老健)	推計	95,670	87,825	82,911	83,860	86,737	69,933
	実績	79,883	73,491	72,994	76,932	66,199	47,036
短期入所療養介護 (病院等)	推計	394	380	0	0	0	0
	実績	31	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	推計	219,904	237,301	203,847	208,844	212,367	209,647
	実績	193,343	198,573	199,836	204,973	204,911	207,158
特定福祉用具購入費	推計	13,918	14,897	11,588	11,985	11,985	8,923
	実績	11,107	10,125	10,898	10,322	11,197	9,133
住宅改修費	推計	36,516	39,697	25,115	26,080	26,080	17,509
	実績	26,903	22,329	23,320	21,282	19,284	19,612
特定施設入居者生活介護	推計	623,095	623,095	581,603	581,864	581,864	637,231
	実績	549,896	572,255	568,575	574,956	602,554	630,118
②地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	推計	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	82
夜間対応型訪問介護	推計	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	推計	50,511	52,406	52,362	54,787	54,787	66,089
	実績	53,213	54,333	55,787	57,268	60,881	63,323
小規模多機能型居宅介護	推計	307,630	323,699	225,548	232,773	238,806	185,232
	実績	215,461	225,833	219,903	208,398	198,314	232,741
認知症対応型共同生活介護	推計	925,527	925,527	931,330	931,747	931,747	967,417
	実績	890,379	918,829	934,197	934,549	945,273	943,753
地域密着型特定施設 入居者生活介護	推計	232,540	232,558	215,079	215,175	215,175	249,385
	実績	204,438	214,006	219,734	225,908	226,490	229,246
地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護	推計	2,533	2,533	0	0	0	0
	実績	3,084	44	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	推計	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	269	0	0
地域密着型通所介護	推計	317,761	334,340	339,748	345,971	349,530	327,874
	実績	306,099	306,138	279,581	300,842	313,020	321,255
③施設サービス							
介護老人福祉施設	推計	1,978,117	1,978,269	2,056,301	2,057,221	2,057,221	2,355,562
	実績	1,985,159	2,033,370	2,108,408	2,173,102	2,241,777	2,264,683
介護老人保健施設	推計	1,074,956	1,074,956	1,231,488	1,232,040	1,232,040	1,293,606
	実績	1,075,471	1,098,961	1,289,697	1,206,437	1,221,270	1,208,265
介護医療院	推計	—	—	0	0	0	151,145
	実績	—	—	16,045	142,363	148,536	148,216
介護療養型医療施設	推計	209,329	209,329	26,337	26,349	26,349	4,914
	実績	204,293	204,289	52,616	27,821	2,416	302
④居宅介護支援	推計	383,221	401,418	370,257	374,643	377,230	378,651
	実績	362,413	358,281	354,362	366,097	373,935	374,305
介護サービス合計	推計	8,965,154	9,194,495	8,566,363	8,638,783	8,684,489	9,187,204
	実績	8,317,854	8,480,252	8,629,294	8,776,573	8,908,834	8,927,074
	実績/推計	92.80%	92.20%	100.70%	101.6%	102.6%	97.16%

ウ その他費用

単位：千円

区分		第 6 期計画期間		第 7 期計画期間			第 8 期計画
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
特定入所者介護サービス費	推計	287,420	298,514	354,933	363,083	369,496	284,140
	実績	358,388	341,678	341,663	343,520	350,291	287,219
高額介護サービス費	推計	198,210	213,784	190,924	195,308	198,758	205,007
	実績	184,675	183,829	195,033	207,764	219,656	214,102
高額医療合算介護サービス費	推計	35,540	39,225	35,433	36,246	36,886	36,606
	実績	32,303	31,260	9,365	36,323	35,052	37,950
審査支払手数料	推計	10,926	11,486	9,576	9,652	9,728	8,404
	実績	7,937	10,144	8,339	9,940	9,954	9,195
その他費用合計	推計	532,096	563,009	590,866	604,289	614,868	534,157
	実績	583,303	566,911	554,400	597,547	614,953	548,465
	実績/推計	109.6%	100.7%	93.8%	98.9%	100.00%	102.7%

エ 地域支援事業

単位：千円

区分		第 6 期計画期間		第 7 期計画期間			第 8 期計画
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	推計	-	-	233,128	234,908	235,581	137,284
	実績	-	94,649	188,338	133,232	105,078	104,484
包括的支援事業・任意事業費	推計	-	-	259,513	261,496	262,825	187,846
	実績	-	127,204	175,032	184,815	171,343	172,031
その他費用合計	推計	-	-	492,641	496,404	498,406	325,130
	実績	-	221,853	363,370	318,047	276,421	276,516
	実績/推計	-	-	73.8%	64.1%	55.5%	85.0%

4 第1号被保険者保険料の賦課及び納付の状況

(1) 第1号被保険者保険料

介護保険サービスの経費を賄うために必要となる第1号被保険者保険料は、高齢者本人及びその世帯の収入状況に応じ、下表のとおり10段階に区分しています。

令和4年4月1日現在 ※区分7～9の()内の数字は、令和3・4年度分の保険料区分に適用

区分			第7期計画期間・第8期計画期間（令和4年度）			
				令和2年度	令和3年度	令和4年度
市民税世帯非課税	市民税本人非課税	1	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋その他の合計所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除額が80万円以下	年額(円) 21,240	年額(円) 21,600	年額(円) 21,600
		2	課税年金収入額＋その他の合計所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除額が80万円超120万円以下	35,400	36,000	36,000
		3	課税年金収入額＋その他の合計所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除額が120万円超	49,560	50,400	50,400
		4	課税年金収入額＋その他の合計所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除額が80万円以下	56,640	57,600	57,600
		5	課税年金収入額＋その他の合計所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除額が80万円超	70,800	72,000	72,000
市民税世帯課税	市民税本人課税	6	合計所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除額が120万円未満	84,960	86,400	86,400
		7	合計所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除額が120万円以上200(210)万円未満	92,040	93,600	93,600
		8	合計所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除額が200(210)万円以上300(320)万円未満	106,200	108,000	108,000
		9	合計所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除額が300(320)万円以上600万円未満	120,360	122,400	122,400
		10	合計所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除額が600万円以上	141,600	144,000	144,000

(2) 第1号被保険者保険料の所得段階別人数

(令和4年3月末現在)

区分	特別徴収	普通徴収	併徴者	計	構成比率
第1段階	3,388人	522人	107人	4,017人	13.1%
第2段階	3,439人	77人	141人	3,657人	11.9%
第3段階	3,064人	85人	178人	3,327人	10.9%
第4段階	1,767人	346人	63人	2,176人	7.1%
第5段階	4,699人	66人	142人	4,907人	16.0%
第6段階	4,871人	450人	274人	5,595人	18.3%
第7段階	3,380人	391人	118人	3,889人	12.7%
第8段階	1,309人	228人	74人	1,611人	5.3%
第9段階	755人	175人	31人	961人	3.1%
第10段階	384人	90人	6人	480人	1.6%
計	27,056人	2,430人	1,134人	30,620人	100.0%

(3) 第1号被保険者保険料の収納状況

年度	区 分		調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収納率
29	現 年 分	特 別 徴 収	1,853,412,050	1,853,412,050	0	100.00
		普 通 徴 収	159,647,590	144,650,930	0	90.61
		計	2,013,059,640	1,998,062,980	0	99.26
	滞納繰越分		33,754,079	12,238,762	6,116,803	36.26
	合計		2,046,813,719	2,010,301,742	6,116,803	98.22
30	現 年 分	特 別 徴 収	1,917,361,970	1,917,361,970	0	100.00
		普 通 徴 収	153,534,615	139,672,061	0	90.97
		計	2,070,896,585	2,057,034,031	0	99.33
	滞納繰越分		30,284,244	10,051,615	6,275,792	33.20
	合計		2,101,176,829	2,067,085,646	6,275,792	98.38
元	現 年 分	特 別 徴 収	1,887,667,187	1,887,667,187	0	100.00
		普 通 徴 収	159,277,104	146,733,524	17,110	92.12
		計	2,046,944,291	2,034,400,711	17,110	99.38
	滞納繰越分		27,815,391	8,770,735	6,046,578	31.53
	合計		2,074,759,682	2,043,171,446	6,063,688	98.47
2	現 年 分	特 別 徴 収	1,864,231,249	1,864,231,249	0	100.00
		普 通 徴 収	159,304,118	149,962,004	0	94.16
		計	2,023,535,367	2,014,193,253	0	99.54
	滞納繰越分		25,427,875	10,738,414	5,439,109	42.23
	合計		2,048,963,242	2,024,931,667	5,439,109	98.83
3	現 年 分	特 別 徴 収	1,900,859,847	1,900,859,847	0	100.00
		普 通 徴 収	158,689,406	150,211,814	0	94.66
		計	2,059,549,253	2,051,071,661	0	99.59
	滞納繰越分		18,529,111	7,935,870	2,269,435	42.83
	合計		2,078,078,364	2,059,007,531	2,269,435	99.08

5 地域支援事業

●一般介護予防事業

地域ぐるみで介護予防を進める、各町内会の公会堂等を単位とした「めざせ元気!!こけないからだ講座」を実施します。この講座は、筋力向上をきっかけに、元気な時から切れ目ない介護予防を継続できるとともに、高齢者が地域の気軽に集える場所で交流することにより、認知症・うつ・閉じこもり予防にも効果があります。

市では、講座活動を推進するために、体操に必要な重錘バンドや冊子・音楽CDを貸し出す等の物的支援と、介護予防インストラクターの派遣等人的支援を行っています。

講座の実施主体はあくまでも住民であります。地域の活動継続を見守り・支援するため、市や地域包括支援センターの職員が定期的に訪問して体力測定や介護予防・健康教育の講話等を実施したり、リーダー研修会の場で情報を発信したりしています。

めざせ元気!!こけないからだ講座	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
実施箇所数	216 箇所	214 箇所	213 箇所
参加者数（実人数）	3,837 人	3,633 人	3,176 人
参加者数（延人数）	104,278 人	69,930 人	56,437 人

【内容】めざせ元気!!こけないからだ体操

中級編・上級編の体操指導

骨粗鬆症予防、腰痛予防、認知症予防等についての健康教育

地域づくり支援 包括支援センター業務 介護保険制度 総合事業説明
など

ふらっとカフェ	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
設置箇所数	28 箇所	27 箇所	28 箇所

●介護予防・生活支援サービス事業

要支援者に対して、要介護状態となることを予防し、一人ひとりが活動的で生きがいのある生活を送ることができるように、生活上の多様な支援ニーズに答えるサービスの提供を目指しました。

ア 訪問型サービス

要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供しています。

事業 (上段)事業所数 (下段)のべ利用人員	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
介護予防訪問サービス (現行型訪問サービス)	25 箇所 2,260 人	23 箇所 2,107 人	19 箇所 2,075 人
生活支援サポーター訪問サービス (住民参加型訪問サービス)	8 箇所 345 人	8 箇所 293 人	8 箇所 260 人
専門職応援訪問サービス (短期集中型訪問サービス)	直営 1 人	直営 6 人	直営 9 人

イ 通所型サービス

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供しています。社会福祉法人、NPO、民間事業者等による多様なサービスの創設を目指しています。

事業 (上段)事業所数 (下段)のべ利用人員	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
介護予防通所サービス (現行型通所サービス)	38 箇所 1,476 人	40 箇所 874 人	31 箇所 810 人
ふれあい交流通所サービス (基準緩和型通所サービス)	9 箇所 419 人	11 箇所 372 人	11 箇所 375 人
元気いきいき通所サービス (短期集中型通所サービス)	10 箇所 511 人	10 箇所 621 人	10 箇所 646 人

●総合相談支援業務

各種制度・施策やサービス提供機関の情報を的確に収集、提供し、高齢者の様々な相談に対応している。

地域包括支援センター訪問件数	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
実施訪問件数	3,204 件	3,065 件	2,722 件	2,741 件

●認知症施策の推進

認知症に関する正確な知識・支援方法・サービスなどの情報提供を行うとともに、事業者や各種団体を対象とした研修会や、認知症サポーターやキャラバンメイトの養成講座を実施し、地域における認知症の理解者が増えるよう取り組んでいます。

事業		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
認知症サポーター 養成講座	実施回数	48 回	26 回	27 回
	受講人数 (年度別養成数)	1,328 人	613 人	642 人
認知症キャラバンメイト 養成講座	実施回数	0 回	0 回	0 回
	受講人数 (年度別養成数)	0 人	0 人	0 人
世界アルツハイマーデー 認知症フォーラム	実施回数	1 回	1 回	0 回
	参加人数	450 人	80 人	0 人

●認知症の相談・支援体制の整備

認知症初期集中支援チームにより、認知症またはその疑いのある方や家族に介入し、訪問による状況の確認や、相談支援を行い、必要に合わせて医療、介護へのつながりを行っています。津山市では、サポート医 1 名、保健・福祉専門職 3 名のチームで活動しており、毎月 1 回チーム員会議を開催し、支援の方向や経過の確認を行っています。

事業	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
認知症初期集中支援チーム 新規支援ケース数	23 人	26 人	17 人

●認知症見守りシステムの構築

日頃から住民と接する機会の多い地域の企業や事業者と「津山市見守り協定(つやま見守ろうねット)」を結び、業務の中で地域の高齢者等を見守り、異常の早期発見につなげていきます。令和元年度には協定事業者の連絡会を開催し、見守り体制の情報を共有し、ネットワークの強化を図っています。また、認知症等で道に迷う恐れのある高齢者の方を事前に登録し、捜索が必要となった場合は協力者に行方不明者の情報をメールで配信を行い、見守りの目を増やすことで早期発見につなげる「認知症高齢者等 SOS メール事業」を実施しています。

事業	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
つやま見守ろうねット 協定事業者数	59 事業所	67 事業所	68 事業所

事 業		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
認知症高齢者等 SOSメール事業	事前登録者数	23 人	32 人	47 人
	協力者数	4,028 人	4,886 人	5,718 人

事 業	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
認知症あったか声かけ模擬訓練 開催回数	2 回	0 回	0 回

●生活支援サービスの体制整備

生活支援サービスの充実に向けて、生活支援の担い手となる「生活支援サポーター」の養成を行い、高齢者の社会参加や支え合いのしくみに取り組んでいます。

平成 29 年度には、生活支援サービスを担う多様な事業主体等と連携しながら、日常生活上の支援体制の構築を図るため、社会福祉協議会に第 1 層のコーディネーターを配置、平成 30 年度には社会福祉協議会に第 2 層コーディネーターを 8 名配置し生活支援体制をすすめています。

生活支援サポーター事業	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
実施圏域数	8 圏域	8 圏域	8 圏域	8 圏域
サポーター累計（登録）人数	195 人	246 人	247 人	218 人

●地域包括ケア会議の充実

高齢者個人の生活課題に対して単に既存サービスを提供するだけでなく、その課題の背景にある要因を会議において検討し、個人と環境に働きかけることによって自立支援に向けたケアマネジメント支援を行なっています。

また、これらの課題分析や支援の積み重ねを通じて、地域に共通する課題や支援策を明らかにし、地域の関係者による対応策を検討し、他職種協働による地域包括支援ネットワークの構築や資源の発掘に取り組んでいます。

		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
地域ケア個別会議	実施回数	49 回 (204 事例)	53 回 (247 事例)	45 回 (152 事例)
小地域ケア会議	設置数	29 支部	32 支部	34 支部

●在宅医療・介護連携推進事業

この事業は、支援が必要な高齢者の住み慣れた地域における生活を支援する「地域包括ケアシステム」を構築するための事業のひとつとして、介護保険法により市町村が主体となって取り組むことが求められたものです。

平成 27 年度までは岡山県が津山市医師会に委託して「在宅医療連携推進事業」として取り組みが進められてきましたが、平成 28 年度からは津山市が主体となり、「津山市在宅医療・介護連携推進協議会」を設置し、津山市医師会や美作保健所と連携しながら円滑な事業推進の取り組みを行っています。

事業概要	(1) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
	各職種の代表と行政による代表者会議の開催と3つの専門部会の開催
	①在宅医療・介護連携推進協議会 2回
	②目的別専門部会 地域包括ケア検討部会 3回
	情報共有部会 3回
	啓発・研修部会 3回
	(2) 地域の医療・介護の資源の把握
	津山市の社会資源調査を行い情報発信。
	①医療機関・事業所のサービス提供体制等の調査を行って最新情報を収集し、津山市ホームページへで情報発信。
	②社会資源情報の活用状況調査を実施し、新たな情報発信方法等を検討・整理。
	(3) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
	切れ目のない在宅医療・介護サービスの提供体制を検討。
	①入退院支援ルールの実態調査や意識調査を行い、自宅・施設・病院間の流れ等についてルールの活用促進等を検討。
事業概要	(4) 医療・介護関係者の情報共有の支援
	医療介護従事者の連携をはかる情報共有ツール、基本情報の情報共有について検討。
	(5) 医療・介護関係者の人材育成
	・資質向上研修会 3回
	・多職種連携研修会 1回
	(6) 地域住民への普及啓発
	・市民フォーラム 1回
	(7) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携
	関係市町村との連携を図るため、広域連携が必要な事項について検討。(美作保健所)

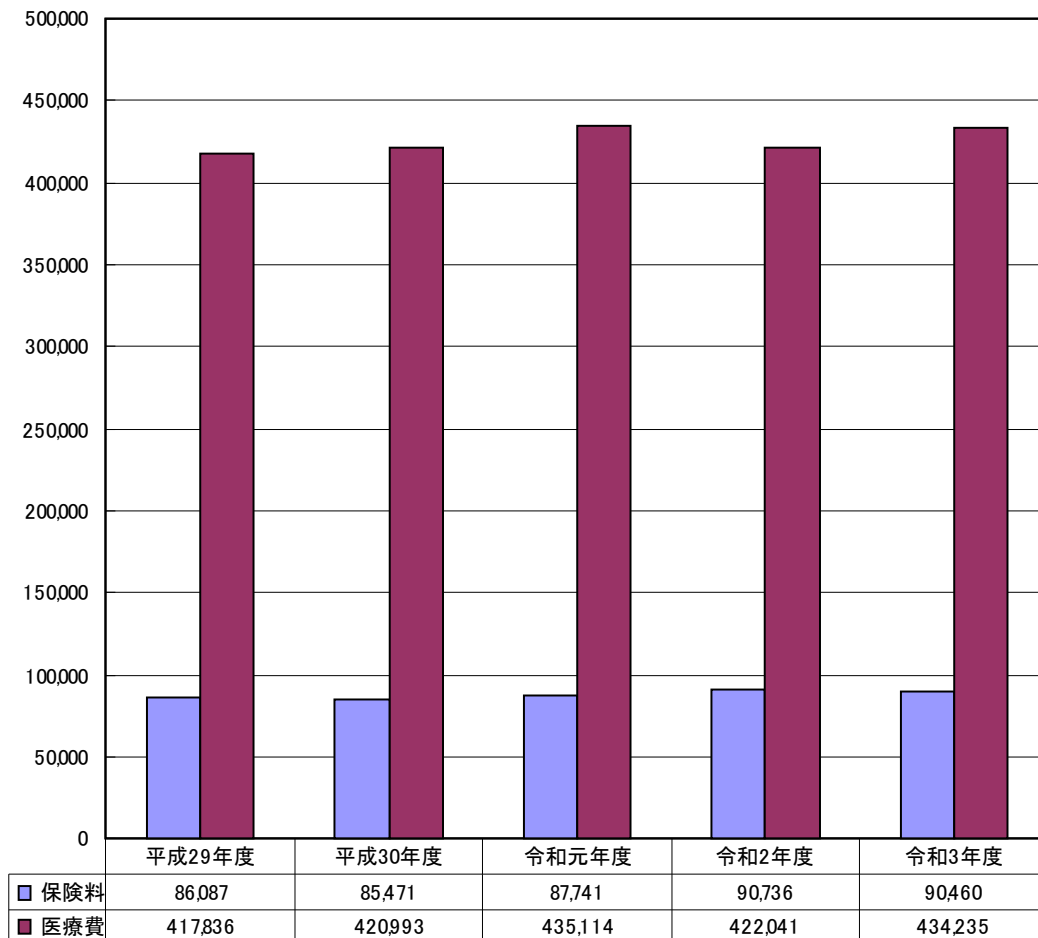
国民健康保険

国民健康保険は、被用者保険（社会保険）、後期高齢者医療制度に加入している人や生活保護を受けている人を除いた全ての人を対象とする地域医療保険制度で、疾病・負傷等に関して必要な保険給付を行うものである。

津山市の国民健康保険事業は、昭和35年10月に発足し、平成17年2月28日に加茂町・阿波村・勝北町・久米町と合併を行い、平成30年4月の国保制度改正での広域化により、都道府県と市町村が共同保険者となり運営をする形となった。

令和4年4月1日現在の被保険者世帯数は12,130世帯、被保険者数は17,859人であり、住民全体の18.19%を占めており、地域医療保険として市民福祉向上のため果たすべき役割は非常に大きいものがある。

年度別保険料・医療費の動向
(被保険者1人当たり調定額)



国民健康保険の特徴

- 国保の加入・脱退は、届出が必要である。
- 保険料の納付義務者は世帯主である。(世帯員全員の保険料をまとめて納付する。世帯主が国保の被保険者かどうかは問わない。)
- 医療費の7割給付や現物給付のほかにも、申請により受けられる給付がある。
(一部、以降掲載。)
- 国保のしくみ
国保の運営は、県と市町村で行っている。その費用は、主に加入世帯が納める保険料及び国や県からの交付金によって支えられている。
75歳に到達すると、後期高齢者医療制度へ移行する。

○被保険者（加入の届出を含む）

・一般状況

(年度末国民健康保険加入状況)

年 度	(1)年度末全市状況		(2)年度末国民健康保険加入状況					
	世帯数	人 口	世帯数	加入率	対前年比	被保険者数	加入率	対前年比
	世帯	人	世帯	%	%	人	%	%
29	44,988	101,598	12,790	28.43	-4.65	19,738	19.43	-3.37
30	45,043	100,863	12,466	27.68	-4.61	19,002	18.84	-3.73
元	45,287	100,105	12,192	26.92	-2.20	18,303	18.28	-3.68
2	45,589	99,315	12,295	26.97	0.84	18,245	18.37	-0.32
3	45,588	98,185	12,130	26.61	-1.34	17,859	18.19	-2.12

年 度	(3)年度末国民健康保険被保険者数					
	一般	割合	対前年比	退職	割合	対前年比
	人	%	%	人	%	%
29	19,502	98.80	-2.02	236	1.20	-54.79
30	18,943	99.69	-2.87	59	0.31	-75.00
元	18,300	99.98	-3.39	3	0.02	-94.92
2	18,245	100.00	-0.30	0	0.00	-100.00
3	17,859	100.00	-2.12	0	0.00	-

・資格異動届出状況

(被保険者増減内訳・増)

年 度	資 格 取 得						
	転 入	社保離脱	生保廃止	出 生	後期高齢者離脱	そ の 他	計
	人	人	人	人	人	人	人
29	588	2,743	54	62	4	52	3,503
30	529	2,535	44	73	1	49	3,231
元	554	2,627	42	45	3	111	3,382
2	597	2,688	30	52	1	371	3,739
3	556	2,642	35	52	1	110	3,396

(被保険者増減内訳・減)

年 度	資 格 喪 失							差 増	引 減
	転 出	社保加入	生保開始	死 亡	後期高齢	そ の 他	計		
	人	人	人	人	人	人	人		人
29	547	2,440	69	146	903	86	4,191	-688	
30	486	2,262	62	150	932	71	3,963	-732	
元	508	2,247	50	140	931	197	4,073	-691	
2	492	2,015	53	146	689	405	3,800	-61	
3	433	1,945	41	143	1,056	167	3,785	-60	

下記の場合は、14日以内に届出が必要

	こ ん な と き	届 出 に 必 要 な も の
国 保 加 入	他市町村から転入したとき	転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書※
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった証明書 (資格喪失証明書)
	子どもが生まれたとき	母子手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	外国籍の人が加入するとき	在留カード、特別永住者証明書
国 保 脱 退	他市町村に転出するとき	保険証
	職場の健康保険に入ったとき (被扶養者になったとき)	国保保険証及び職場の健康保険証
	死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの
	生活保護を受け始めたとき	保険証、保護開始決定通知書
	外国籍の人がやめるとき	保険証、在留カード、特別永住者証明書
そ の 他	市内で住所が変わったとき	保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり、一緒になったとき	
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書(学生証)
	保険証を紛失や毀損したとき	(使えなくなった保険証)

※資格喪失証明書、離職票、退職証明書などいずれか。

○世帯主以外が届け出る場合は、印かんが必要。

○保険証を窓口で交付希望の場合は、運転免許証等の顔写真付の身分証明書の提示が必要。

○マイナンバーカード(個人番号カード)、またはマイナンバーが確認できる書類と本人確認
ができる書類も必要。

○保険給付(一部負担金)

・本人一部負担金

一般被保険者	0歳～就学前	2割負担 ※1
	6歳（就学前を除く）～69歳	3割負担 ※1
	70歳以上	2割負担（一定以上所得者は3割負担 ※2）

※1 子ども医療費助成により、義務教育修了（中学卒業）までの入通院は無料となる。

※2 一定以上所得者・・・住民税課税所得が145万円以上の方及び同じ世帯の対象者の方。ただし、課税所得が145万円以上でも、年収が70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入合計が2人以上で520万円未満の人（一人世帯の場合は、年収383万円未満）の場合は、2割負担となる。

・入院中の食事の一部負担（1食あたり）

一般加入者		460円※
住民税非課税世帯等 （70歳以上では低所得Ⅱの人）	90日まで	210円
	91日以上	160円
70歳以上で低所得Ⅰの人		100円

※一部260円の場合あり。

住民税非課税世帯等の人は「標準負担額減額認定証」（70歳以上の人で低所得者Ⅱ、Ⅰの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）の申請が必要。

低所得Ⅱ・・・世帯主及び同一世帯の国保被保険者全員が住民税非課税の人（低所得Ⅰ以外の人）

低所得Ⅰ・・・世帯主及び同一世帯の国保被保険者全員が住民税非課税で、かつ、各種所得等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する人

・療養費

医師が必要と認めたコルセットなどの治療装具代などをいったん全額自己負担で支払った場合、申請により認められれば、後から保険給付分が払い戻しされる。

平成18年4月1日より、小児弱視等の治療用眼鏡が療養費の対象（9歳未満の小児）

・出産育児一時金

国保被保険者が出産したとき、その世帯主に対し408,000円を支給（ただし、産科医療補償制度を利用している分娩機関で出産した場合、12,000円の追加支給。）。

・葬祭費

国保被保険者が死亡したとき、その葬祭を行った者に対し50,000円を支給。

・海外療養費

短期間の海外渡航中の病気やけがの治療について、帰国後申請により療養費として給付。

○高額療養費

医療費の自己負担額が高額になったとき、申請をすれば次の基準額を超えた分が払い戻される。

令和4年4月現在

1. 69歳までの被保険者の場合

上位所得者	所得 901万円超	ア	252,600円＋医療費が 842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%
	所得 600万円超 901万円以下	イ	167,400円＋医療費が 558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%
一 般	所得 210万円超 600万円以下	ウ	80,100円＋医療費が 267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%
	所得 210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	エ	57,600円
住民税非課税世帯		オ	35,400円

同じ世帯で同じ月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合は、それらを合計してこの表の額を適用する。

- ・過去12ヶ月以内に同じ世帯で4回以上高額療養費の支給を受けた場合、次の額を超えた部分を支給する。なお、平成30年4月から県内の市町村間で異動した場合は転居前の支給も通算して多数回該当の回数に含める。

上位所得者	所得 901万円超	ア	140,100円
	所得 600万円超 901万円以下	イ	93,000円
一 般	所得 210万円超 600万円以下	ウ	44,400円
	所得 210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	エ	44,400円
住民税非課税世帯		オ	24,600円

2. 70歳以上の被保険者の場合（後期高齢者医療該当者を除く）

所得区分		個人単位（外来のみ）	世帯単位（入院含む）
現役並み所得者	現役並み所得者Ⅲ 〔課税所得 690 万円以上〕	252,600円＋医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1% (140,100円)（注1）	
	現役並み所得者Ⅱ 〔課税所得 380 万円以上〕	167,400円＋医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1% (93,000円)（注1）	
	現役並み所得者Ⅰ 〔課税所得 145 万円以上〕	80,100円＋医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1% (44,400円)（注1）	
一 般		18,000円（注2）	57,600円 (44,400円)（注1）
低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）		8,000円（注2）	24,600円
低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）		8,000円（注2）	15,000円

（注1）過去12か月以内に世帯単位で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の自己負担限度額。

（注2）毎年8月～翌年7月が対象となり、年間限度額144,000円。

なお、高額療養費の支給対象となるのは、保険診療部分のみであり、食事代、差額ベッド代等は含まれない。また、同一の病院、診療所、薬局ごとで分け、さらに同一の病院、診療所であっても、内科と歯科及び入院と外来とはそれぞれ別で計算される。

・高額の治療が長期間必要なとき

血友病、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症、人工透析が必要な慢性腎不全の人は「特定疾病療養受療証」を申請すれば、病院での毎月の自己負担限度額が10,000円までとなる。（平成18年10月から、70歳未満の上位所得者は20,000円）

○保険料

保険料は、次の各区分（均等割・平等割・所得割）の合計で決定する。

区 分	内 容
① 均等割	被保険者 1 人あたり
② 平等割	被保険者 1 世帯あたり
③ 所得割	前年の総所得金額等－43 万円(注1)

(注1) 基礎控除：所得金額が 2,400 万円を超える場合は基礎控除額が異なります。

令和3年度

	医 療 分	後期高齢者 医療支援分	介 護 分
均等割	27,460 円	8,240 円	7,880 円
平等割	21,160 円	6,020 円	4,190 円
所得割	8.70%	2.80%	2.40%
賦課最高限度額	630,000 円	190,000 円	170,000 円

令和4年度

	医 療 分	後期高齢者 医療支援分	介 護 分
均等割	27,460 円	8,240 円	7,880 円
平等割	21,160 円	6,020 円	4,190 円
所得割	8.70%	2.80%	2.40%
賦課最高限度額	650,000 円	200,000 円	170,000 円

※保険料は、その所得に応じて均等割、平等割の 2 割、5 割、7 割減額の軽減制度がある。ただし、所得の申告等がされていることが条件となる。

・保険料の納期限（令和4年度）

1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期
8 月 1 日	8 月 31 日	9 月 30 日	10 月 31 日	11 月 30 日	12 月 26 日	1 月 31 日	2 月 28 日	3 月 31 日

○特定健康診査、特定保健指導

平成20年4月から事業開始。

40歳以上75歳未満の国保被保険者に対して受診券などを送付し、生活習慣病などの疾病予防に役立てるため実施している。

40歳以上75歳未満の国保被保険者以外の人は、社会保険・健康保険組合等それぞれが加入している機関で同様に実施される。

令和3年度結果

・特定健康診査

対象人数	受診者数	受診率
12,886人	3,735人	29.0%

・特定保健指導

対象人数	利用者数	利用率
420人	122人	29.0%

○その他の保健事業

市民の健康意識の向上や健康寿命の延伸、重大な病気の早期発見や早期治療など、国保被保険者の健康増進を図ることによる医療費の抑制に努めるため、保健事業に取り組んでいる。

・市広報「津山」への記事掲載

平成14年度から、単独の広報紙作成から市広報へ掲載する方式に変更。国保に関するタイムリーなニュースを掲載している。

・血圧計

1階市民ロビーに設置しており、来庁者が自由に計測できるようになっている。

・医療費通知

被保険者に対し、自身の医療費を把握してもらうため、3カ月おきに（年4回）郵送している。なお、平成30年度から医療費のお知らせが確定申告に使用できるようになっている。

・ジェネリック医薬品（後発医薬品）普及促進

平成24年度から、ジェネリック医薬品へ切り替えをすることにより薬剤費が軽減される国保被保険者に対し、ジェネリック医薬品差額通知の送付を始めた。現在は、4カ月おき（年3回）に郵送している。

令和4年度から、保険証の年次更新時にジェネリック医薬品希望と印刷された保険証ケースを配布し普及を図っている。

- ・生活習慣病対策

健診の検査結果で血糖値が高い者を対象とした糖尿病予防教室、治療中の者を対象とした糖尿病性腎症重症化予防事業、健診の検査結果から要医療値で内科を受診していない者へ受診勧奨を行っている要医療勧奨及び慢性腎臓病(CKD)対策等を実施している。

- ・専門保健師等による保健事業推進

平成24年度から嘱託保健師等を活用し、重複頻回受診抑制のための訪問指導、糖尿病予防のための指導、特定健診の受診勧奨などを行っている。

令和元年度から正職員の保健師を1名配置し、保健事業推進体制の充実を図り、合計3名体制（保健師・看護師等）でより効果的・効率的に実施している。

- ・人間ドック受診費用助成事業

令和元年度から、人間ドック受診費用の一部助成を開始し、特定健診受診率の向上と医療費の抑制に努めている。

○後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人全員と一定の障害がある65歳以上の人で申請により認定された人が加入する高齢者の医療制度です。

	後期高齢者医療制度
根拠条例	岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
対象者	75歳以上の人
	65歳以上で (1) 1級～3級の身体障害者手帳を持っている人 (2) 4級の身体障害者手帳を持つ人のうち音声・言語障害、下肢障害（一部）のある人 (3) 療育手帳の重度障害（A） (4) 精神障害者保健福祉手帳の1級・2級 (5) 国民年金法等における障害年金の1級・2級 上記の人のうち、広域連合の認定を受けた人

医療機関での負担額	・一般Ⅰ・低所得Ⅱ・低所得Ⅰの人・・・かかった医療費の1割 ・一般Ⅱの人・・・かかった医療費の2割 ・現役並み所得の人・・・かかった医療費の3割
------------------	--

所得区分	現役並み所得者	住民税の課税所得が145万円以上ある人や、その被保険者と同じ世帯にいる被保険者。ただし、以下の基準のいずれかに該当する場合、1割負担。 1. 世帯に被保険者が2人以上いる場合、収入合計額520万円未満 2. 世帯に被保険者が1人の場合は次のいずれかの額 ①被保険者本人の収入額が383万円未満 ②世帯の70歳以上75歳未満の人も含めた収入合計額が520万円未満 3. 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及びその属する世帯の被保険者の場合、旧ただし書き所得（総所得から基礎控除43万円を差し引いた額）の合計額が210万円以下
		現役並み所得者Ⅲ：課税所得690万円以上
		現役並み所得者Ⅱ：課税所得380万円以上
		現役並み所得者Ⅰ：課税所得145万円以上
	一般Ⅱ	現役並み所得者以外で、 1. 世帯の被保険者が1人の場合 住民税の課税所得額（各種控除後）が28万円以上、かつ「年金収入＋その他の合計所得金額」が200万円以上ある被保険者 2. 世帯の被保険者が2人以上の場合 世帯の被保険者のうち、いずれかの住民税の課税所得額（各種控除後）が28万円以上、かつ世帯の被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計が320万円以上ある世帯の被保険者
	一般Ⅰ	現役並み所得者、一般Ⅱ、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の人
	低所得者Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）
	低所得者Ⅰ	世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人及び老齢福祉年金受給者

令和3年度

(1) 加入状況（月末）

月	65～74 歳 (障害認定)	75 歳以上	合計	備 考
3	403 人	15,749 人	16,152 人	令和2年度末現在
4	405 人	15,723 人	16,128 人	
5	402 人	15,702 人	16,104 人	
6	403 人	15,699 人	16,102 人	
7	399 人	15,712 人	16,111 人	
8	399 人	15,723 人	16,122 人	
9	393 人	15,717 人	16,110 人	
10	387 人	15,738 人	16,125 人	
11	385 人	15,762 人	16,147 人	
12	387 人	15,720 人	16,107 人	
1	386 人	15,826 人	16,212 人	
2	387 人	15,884 人	16,271 人	
3	383 人	15,940 人	16,323 人	令和3年度末現在

(2) 異動（増）

県外転入	年齢到達	障害認定	生保廃止	その他	県内転入	計
23 人	1,261 人	59 人	12 人	0 人	26 人	1,381 人

(3) 異動（減）

県外転出	死亡	障害認定取消	生保開始	その他	県内転出	計
33 人	1,114 人	1 人	1 人	0 人	41 人	1,190 人

(4) 限度額適用・標準負担額減額認定申請受付

月	受付件数
4	42
5	42
6	117
7	98
8	94
9	65
10	52
11	89
12	84
1	39
2	54
3	44
合計	820

【高額療養費制度】

1 か月（同じ月内）の医療費の自己負担額が次の自己負担限度額を超えた場合、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。なお、2 回目以降の申請手続きは必要ありません。振込口座を変更される場合は、市役所の担当窓口で手続きをしてください。

所得区分		個人単位（外来のみ）	世帯単位（入院含む）
現役並み所得者	現役並み所得者Ⅲ 〔課税所得 690 万円以上〕	252,600円＋（医療費の総額－842,000円）×1% 〔140,100円〕（注1）	
	現役並み所得者Ⅱ 〔課税所得 380 万円以上〕	167,400円＋（医療費の総額－558,000円）×1% 〔93,000円〕（注1）	
	現役並み所得者Ⅰ 〔課税所得 145 万円以上〕	80,100円＋（医療費の総額－267,000円）×1% 〔44,400円〕（注1）	
一般Ⅱ		18,000円 または （6,000円＋（医療費－30,000円）×10%）の低い方を適用 〔年間限度額 144,000円（注2）〕	57,600円 〔44,400円〕（注1）
一般Ⅰ		18,000円 〔年間限度額 144,000円（注2）〕	
低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）		8,000円	15,000円

（注1）過去12か月以内に世帯単位で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の自己負担限度額。

（注2）毎年8月～翌年7月が対象となります。

【入院時食事代】

所得区分		1食あたりの食事代
①現役並み所得者及び一般Ⅰ・Ⅱ		460円 ※1
②低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）	90日までの入院	210円
	過去12か月で 90日※2を超える入院	160円
③低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）		100円

※1 指定難病の人などは260円です。

※2 低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）の認定期間内の入院に限ります。認定期間内の入院が90日を超えた場合に改めて申請をすることで、1食あたり160円になります。（以前加入の医療保険において区分Ⅱに相当する認定証の交付を受けている入院期間も含む）

○ ②、③の場合は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

【療養病床に入院したとき】

療養病床に入院した場合は、食費と居住費の一部を自己負担します。

所得区分	1食あたりの食費	1日当たりの居住費 ※7
④現役並み所得者及び一般Ⅰ・Ⅱ	460円 ※3 ※4	370円
⑤低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）	210円 ※5	370円
⑥低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）	130円 ※6	370円
老齢福祉年金受給者	100円	0円

※3 一部医療機関では420円の場合もあります。

※4 難病指定の人などは260円です。

※5 所得区分が「低所得者Ⅱ（過去12カ月で90日※2を超える入院）」であり、入院医療の必要性が高い人（人工呼吸器、静脈栄養等が必要な人や難病の人など）の食事代は1食160円になります。

※6 入院医療の必要性が高い人（人工呼吸器、静脈栄養等が必要な人や難病の人など）の食事代は1食100円になります。

※7 指定難病の人などの居住費は0円です。

○ ⑤、⑥の場合は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

国民年金

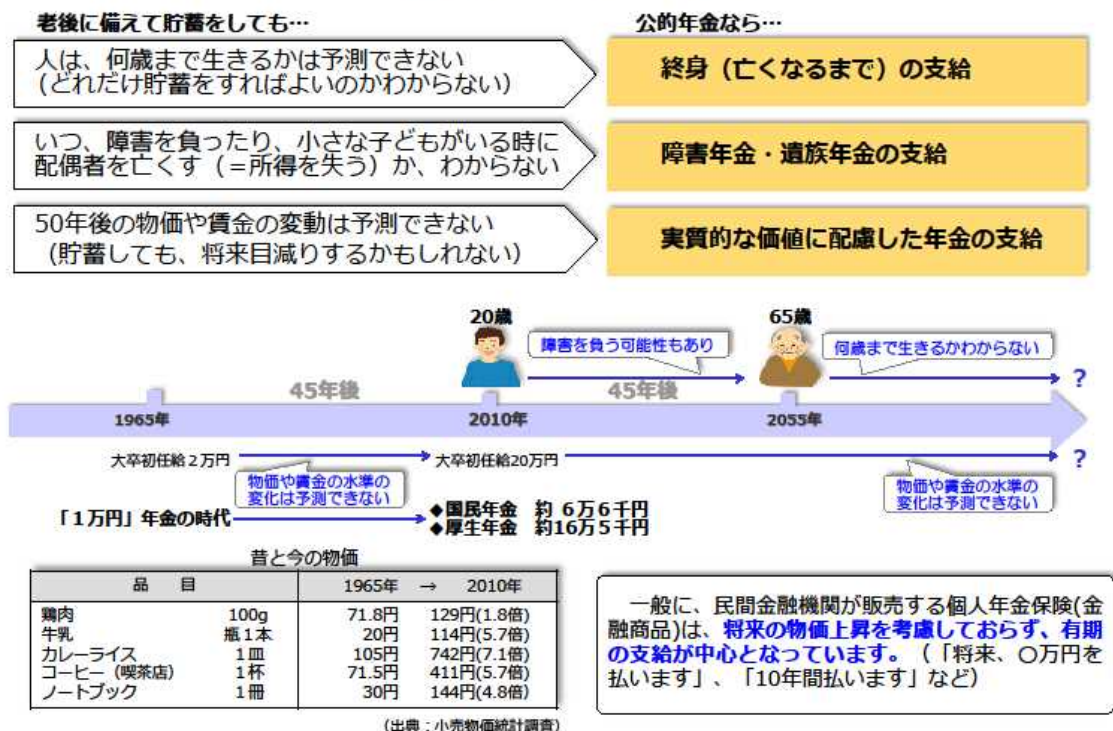
私たちの人生には、自分や家族の加齢、障害、死亡など、さまざまな要因で、自立した生活が困難になるリスクがあります。こうした生活上のリスクは、予測することができないため、個人だけで備えるには限界があります。そこで、これらに備えるための仕組みが、公的年金制度です。公的年金制度は、あらかじめ保険料を納めることで、必要なときに給付を受けることができる社会保険です。

もし、公的年金制度がなかったら、私たちは、親の老後を仕送りなどで支えたり、自分自身の老後に自分だけで備えたりする必要があります。しかし、自分が何歳まで生きられるのか、長い人生の間に、経済の状況や社会の在り方がどう変化していくのかは予測できません。

公的年金制度には、国民年金、厚生年金があり、市町村役場では主に国民年金業務を行っています。国民年金制度は、すべての国民を対象として、老齢・障害・死亡に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としています。日本国内に住む20歳以上60歳未満の人は、原則として全員国民年金に加入しなければならないこととなっています。

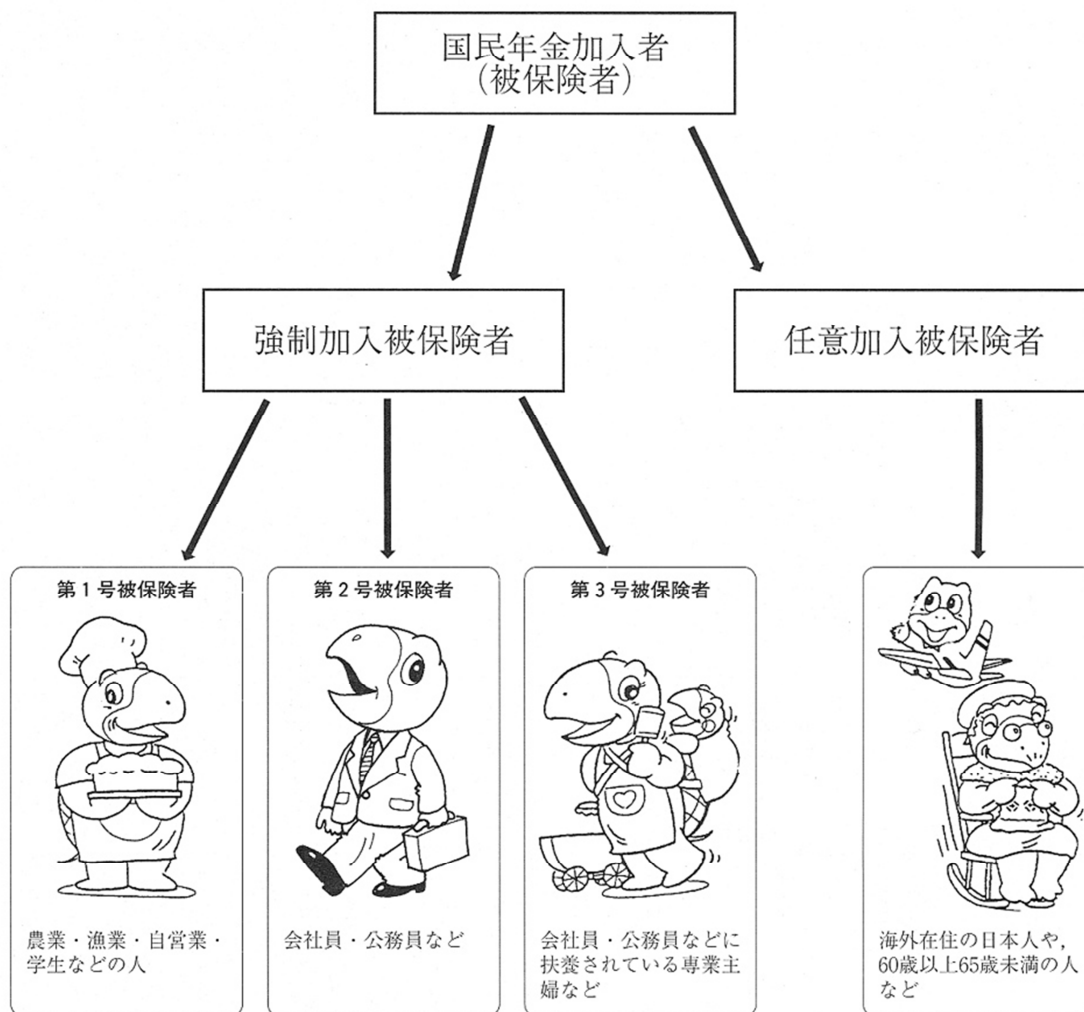
このように、国民年金等の公的年金制度は、予測することができない将来のリスクを、社会全体であらかじめ備え、生涯を通じた保障を実現するために必要なものです。

公的年金制度の特徴



1. 国民年金に加入する人

国民年金の加入者を「被保険者」といい、必ず加入することになる「強制加入被保険者」と、希望して加入できる「任意加入被保険者」の2種類に分かれ、このうち強制加入被保険者は、職業によってさらに3種類に分かれます。



被保険者年度別加入状況表

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
第 1 号被保険者	9,610	9,331	9,150	9,127	8,986
第 3 号被保険者	5,786	5,514	5,266	5,100	4,823
任意加入被保険者	109	116	118	105	108
合 計	15,505	14,961	14,534	14,332	13,917

2. 国民年金の保険料

国民年金第1号被保険者の月々の保険料は16,590円（令和4年度）です。

また、保険料を前払い（前納）すると保険料が安くなります。口座振替はさらに保険料が安くなります。

納付方法	1ヶ月分	6ヶ月分	1年分	2年分
現金支払（月々）	16,590円	99,540円	199,080円	397,320円
現金・クレジットカード支払（前納） 【割引額】		98,730円 【810円】	195,550円 【3,530円】	382,780円 【14,540円】
口座振替（前納） 【割引額】	16,540円 【50円】	98,410円 【1,130円】	194,910円 【4,170円】	381,530円 【15,790円】

（1）保険料免除制度

経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。

全額免除制度

保険料の全額が免除

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が 1／2（平成20年度分までは1／3）として計算されます。

◆全額免除となる所得の「めやす」◆

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること
（扶養親族等の数＋1）×35万円＋32万円

申請者本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

一部免除制度（一部納付制度）

保険料の一部を納付、残りの保険料は免除

一部納付は3種類あります。それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。

- ・ 4分の3免除 → 年金額 5／8（平成20年度分までは1／2）
- ・ 半額免除 → 年金額 3／4（平成20年度分までは2／3）
- ・ 4分の1免除 → 年金額 7／8（平成20年度分までは5／6）

◆一部納付となる所得の「めやす」◆

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

○ 4 分の 3 免除 → 88 万円 + 扶養親族等の数 × 38 万円

○ 半 額 免除 → 128 万円 + 扶養親族等の数 × 38 万円

○ 4 分の 1 免除 → 168 万円 + 扶養親族等の数 × 38 万円

※全額免除、一部免除ともに、10 年以内でしたら追納することができます。ただし、3 年度目以降に保険料を追納する場合には、猶予されていた時の保険料に一定の加算額が加わります。

納付猶予制度

学生納付特例制度

納付猶予制度は本人と配偶者の所得が一定以下の 50 歳未満の方が、また、学生納付特例制度は本人所得が基準以下の学生の方が利用できる制度です。

将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなること等を防止するため、申請により保険料の納付が猶予される制度です。将来の年金額を増やすために、10 年以内でしたら追納することができます。ただし、3 年度目以降に保険料を追納する場合には、猶予されていた時の保険料に一定の加算額が加わります。

(単位：人)

免除制度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
全額免除	1,825	1,710	1,698	1,793	1,876
4 分の 3 免除	183	175	173	129	148
半額免除	119	81	98	81	87
4 分の 1 免除	49	60	58	35	40
納付猶予	382	420	407	425	402
学生納付特例	1,112	1,160	1,100	1,113	1,075

※若年者納付猶予制度は平成 28 年 7 月から、納付猶予制度になりました。

3. 基礎年金給付

65 歳から一生涯老齢基礎年金が支給されます。(終身保障)

老 齢

基 礎 年 金

令和 4 年度年金額 777,800 円 (満額)

20 歳から 60 歳になるまでの 40 年間 (480 月) の全期間保険料を納めた人は、65 歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。

老齢基礎年金を受けるためには保険料を納めた期間と保険料を免除された期間が最低 10 年間 (120 月) あることが必要です。*老齢基礎年金の計算式は次のとおりです。

$$777,800 \text{ 円} \times \left[\text{保険料納付月数} + \left(\text{保険料全額免除月数} \times \frac{1}{2} \text{ (平成 20 年度分までは } \frac{1}{3} \text{)} \right) + \left(\text{保険料 } \frac{1}{4} \text{ 納付月数} \times \frac{5}{8} \text{ (平成 20 年度分までは } \frac{1}{2} \text{)} \right) + \left(\text{保険料半額納付月数} \times \frac{3}{4} \text{ (平成 20 年度分までは } \frac{2}{3} \text{)} \right) + \left(\text{保険料 } \frac{3}{4} \text{ 納付月数} \times \frac{7}{8} \text{ (平成 20 年度分までは } \frac{5}{6} \text{)} \right) \right] \div \text{加入可能年数} \times 12$$

病気やケガで障害を負われて働けなくなったときには障害基礎年金が、また、万一本人がなくなったときは、残された配偶者や子に遺族基礎年金が支給されます。

障害

基 礎 年 金

令和 4 年度年金額（定額） 9 7 2 , 2 5 0 円（1 級）
7 7 7 , 8 0 0 円（2 級）

国民年金加入中の病気やケガで障害等級表（1 級・2 級）による障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

（注 1）子の人数によって加算（1 人につき：223,800 円、3 人目以降：74,600 円）があります。

（注 2）平成 23 年 4 月から加算の範囲が拡大され、受給権発生後に生計を維持する子を有した場合には、法が施行された平成 23 年 4 月 1 日から加算の対象となります。

遺族

基 礎 年 金

令和 4 年度年金額 1 , 0 0 1 , 6 0 0 円（子が 1 人）
（基本額（定額））：777,800 円＋子 1 人の加算額 223,800 円

国民年金の加入者が亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」又は「子」に支給されます。

（注 1）子は 18 歳到達年度の末日まで、又は障害がある場合は 20 歳まで支給されます。

（注 2）配偶者に支給される場合は、子の人数によって加算（1 人につき 223,800 円、3 人目以降：74,600 円）があります。

* 障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、障害や死亡といった事故が発生するまでの公的年金の加入期間の 2 / 3 以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること、初診日又は死亡された日の属する月の前々月までの 1 年間に保険料の未納がないこと、また遺族基礎年金については、平成 29 年 8 月以降は、死亡した人の保険料納付済期間等が原則 25 年以上が必要です。

4. 国民年金の独自給付

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの基礎年金給付は、被保険者の種別にかかわらず、すべての国民に共通する年金給付ですが、第 1 号被保険者及び

任意加入被保険者にのみ支給されるものとして次のような給付があります。

付加年金

付加保険料（400 円）を納めた人が、老齢基礎年金の受給権を得たときに老齢基礎年金に加算して支給されます。

■支給される年金額

付加年金の年金額は、次の式によって計算されます。

200 円×付加保険料納付月数

したがって、40 年間付加保険料を納付した人の年金額は次のとおりです。

（老齢基礎年金） （付加年金の額）

777,800 円 + 200 円×480 月 = 873,800 円

寡婦年金

老齢基礎年金の資格期間を満たした夫が、年金を受けないで死亡した場合に、10 年以上婚姻関係があった妻に、60 歳から 65 歳までの間支給されます。

■支給される年金額

寡婦年金の額は、夫の第 1 号被保険者の期間について計算した老齢基礎年金額の 4 分の 3 です。

死亡一時金

3 年以上国民年金の保険料を納付した人が、年金を受けないで死亡したときに、その遺族に支給されます。

■支給される金額

死亡一時金の額は、保険料を納付した期間に応じて、120,000 円～320,000 円と定められています。

特別一時金

障害年金等の受給権者であって、昭和 61 年 4 月 1 日前に国民年金に任意加入した人または法定免除された保険料を追納した人については、保険料の納付期間に応じて特別一時金が支給されます。

■支給される金額

特別一時金の額は、昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までの期間に係る国民年金の保険料の額の合計額を基準として、一時金の対象となる保険料納付済期間に応じて、金額が定められています。

短期在留外国人の脱退一時金

国民年金の加入期間が 6 ヶ月以上あり、老齢基礎年金の受給資格のない短期在

留の外国人には、被保険者資格を喪失して、日本国内に住所を有しなくなった日から2年以内に請求を行えば、脱退一時金が支給されます。

■支給される金額

令和4年度に基準月のある脱退一時金の請求があった場合の額は、保険料を納付した期間等に応じて、49,770円～497,700円と定められています。

5. 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金等を受給できない障害者に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を考慮して、平成17年4月から福祉的措置として「特別障害給付金」を支給する制度が創設されました。

特別障害給付金

特別障害給付金の支給対象となる人は、次のいずれかに該当する人です。なお、障害基礎年金などを受給することができる人は対象になりません。

- (1) 平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象であった学生
- (2) 昭和61年3月以前に国民年金の任意加入の対象となっていた被用者等の配偶者であって、任意加入していなかった期間内に初めて医師または歯科医師の診療を受けた日（初診日）がある人

■支給される給付金額

特別障害給付金制度で支給される額は、障害基礎年金の場合と同様に障害の程度に応じて1級に該当する場合と2級に該当する場合で異なり、次のようになっています。

- (1) 1級の障害基礎年金の障害の程度に該当する人 月額 52,300 円（2級の1.25倍）
- (2) 2級の障害基礎年金の障害の程度に該当する人 月額 41,840 円

6. 年金等の受給者数

（単位：人）

給付の種別	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
老齢基礎年金	30,000	30,240	30,435	30,610	30,602
障害基礎年金	2,197	2,204	2,213	2,217	2,251
遺族基礎年金	224	217	216	189	160
特別障害給付金	6	6	6	7	7

子育て支援

津山ファミリー・サポート・センター

津山ファミリー・サポート・センターは、育児の応援をしてほしい方（依頼会員）と応援したい方（提供会員）がお互いに助けたり、助けられたりして育児の相互援助活動を行う会員組織（有償ボランティア）です。

所在：津山市新魚町17 アルネ・津山5階 津山男女共同参画センター「さん・さん」内
電話：31-8753

年度別会員数

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
依 頼 会 員	542人	559人	550人	530人	543人
提 供 会 員	430人	440人	490人	487人	478人
両 方 会 員	56人	52人	45人	43人	40人
計	1,028人	1,051人	1,085人	1,060人	1,061人

年度別活動状況

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
活 動 件 数	814件	997件	865件	868件	563件

親子ひろば「すくすく」

3歳までの子どもとその保護者を対象とした「つどいの広場」です。親子や子ども同士と一緒に遊んだり、親同士が子育ての情報交換をする場を提供しています。利用時間内は自由に出入りでき、予約の必要はありません。室内には専任の保育士が2名常駐しています。

所在：津山市山北800 津山すこやか・こどもセンター3階

開設日時：月曜日～金曜日（祝・休日は除く） 9：30～12：00 13：00～15：30

運営委託先：津山市社会福祉協議会

年度別利用者数

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用組数	7,430組	6,300組	6,544組	5,546組	3,890組	3,390組
利用人数	16,252人	13,669人	13,955人	11,874人	8,492人	7,502人

親子ひろば「わくわく」

小学校就学前の子どもとその保護者を対象とした「つどいの広場」です。（株）おもちゃ王国が運営する「おもちゃ大使館」内に設置しており、保育士等のスタッフが3名以上常駐しています。未就学児の親子は「おもちゃ大使館」も無料で利用することができ、豊富な知育玩具や大型遊具で楽しく遊べます。

所在：津山市新魚町17 アルネ・津山3階

開設日時：元日以外（その他休館日はアルネ津山に準じる。）10：00～16：00

運営委託先：（株）おもちゃ王国

年 度 別 利 用 者 数

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利 用 組 数	24,653組	27,698組	25,055組	8,983組	8,803組
利 用 人 数	51,536人	57,542人	52,166人	18,436人	18,382人

一時預かりルーム「にこにこ」

保護者が用事や買い物、リフレッシュをしたいときなどに、生後6か月から小学校就学前までの子どもを専用施設で一時的に預かります。施設には、2名の保育士が常駐しています。

所在：津山市新魚町17 アルネ・津山4階

開設日時：元日以外（その他休館日はアルネ津山に準じる。）

9：00～18：00

運営委託先：（株）おもちゃ王国

利用料：

年齢区分	最初の2時間	以後30分ごと	上限
3歳以上	400円	150円	1,900円
3歳未満	700円	150円	2,200円

年 度 別 利 用 者 数

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利 用 人 数	1,182人	974人	921人	384人	596人

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブは、保護者が昼間就労等で家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後や長期休み中に安全な遊び場や生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として設置しています。

児童クラブは現在、市内27小学校区に設置され、全学区対応クラブが2施設あります。

1. 令和4年度児童クラブ設置学区

東小、北小、南小、弥生小、高野小、林田小、鶴山小、大崎小、向陽小、一宮小、河辺小、佐良山小、高田小、西小、広野小、成名小、高倉小、加茂小、勝加茂小、新野小、広戸小、秀実小、誠道小、中正小、喬松小、院庄小、清泉小

2. 全学区対応クラブ

放課後児童健全育成センター津山、美作大学附属みまっぱ児童クラブ

3. 児童クラブの運営は、津山市と委託契約を結んだ運営委員会及び法人の25団体が行っています。

年 度 別 実 施 状 況

（年度末現在）

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実 施 ク ラ ス 数	36クラス	37クラス	41クラス	41クラス	40クラス
在 籍 児 童 数	1,301人	1,374人	1,211人	1,379人	1,366人

（大規模クラブはクラスを分割して保育を行っている）

児 童 館

児童館は、0歳から18歳までの全ての児童が、遊びを通してその健康を増進し、情操を豊かにするとともに、地域における子育て支援を行い、子供会、親子クラブ、放課後児童クラブ等の地域組織活動の育成・助長を図るなど、様々な児童の健全育成に必要な活動を行うことを目的とした児童厚生施設です。建物には集会室、遊戯室、図書室などを設けています。

活動内容は、運動や遊具による遊び、創作活動、季節の行事並びに親子クラブなどの自主的グループによる活動も実施されています。

阿波児童館

所 在 地 津山市阿波1782-1（平成7年4月開館）

敷地面積 871.96㎡ 建築面積 197.64㎡ 電話 46-2076（FAX兼用）

加茂児童館（ぐりむ児童館）

所 在 地 津山市加茂町中原97-1（昭和61年4月開館）

敷地面積 2,474㎡ 建築面積 296.68㎡ 電話 42-3168（FAX兼用）

中央児童館

所 在 地 津山市山北765（昭和53年4月開館）

敷地面積 800.00㎡ 建築面積 225.56㎡ 電話 22-2099（FAX兼用）

南児童館（ワイワイ児童館）

所 在 地 津山市横山26-2（平成13年5月開館）

敷地面積 861.00㎡ 建築面積 237.02㎡ 電話 24-4400（FAX兼用）

○阿波児童館

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
児 童	1,279人	1,309人	1,012人	785人	680人
保 護 者	396人	213人	160人	143人	143人
団 体	130人	50人	20人	63人	58人
計	1,805人	1,572人	1,192人	991人	881人
月 平 均	150人	131人	97人	83人	73人
1 日 平 均	9人	8人	6人	6人	6人

○加茂児童館

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
児 童	4,620人	4,952人	3,796人	2,665人	1,762人
保 護 者	2,188人	2,457人	1,791人	1,231人	808人
団 体	1,716人	1,839人	1,312人	672人	510人
計	8,524人	9,248人	6,899人	4,568人	3,080人
月 平 均	710人	771人	575人	381人	257人
1 日 平 均	29人	32人	26人	18人	19人

○中央児童館

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
児 童	13,368人	12,433人	10,973人	8,052人	8,167人
保 護 者	7,229人	7,427人	7,114人	5,292人	5,089人
団 体	2,820人	3,013人	2,787人	1,314人	1,434人
計	23,417人	22,873人	20,874人	14,658人	14,690人
月 平 均	1,951人	1,906人	1,740人	1,222人	1,224人
1 日 平 均	80人	80人	78人	57人	65人

○南児童館

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
児 童	10,284人	9,371人	8,417人	4,937人	5,252人
保 護 者	4,787人	5,057人	4,329人	2,419人	1,677人
団 体	2,245人	2,592人	1,541人	993人	604人
計	17,316人	17,020人	14,287人	8,349人	7,533人
月 平 均	1,443人	1,418人	1,191人	696人	628人
1 日 平 均	59人	59人	53人	32人	59人

児 童 福 祉

児童福祉法は、すべての児童が国・地方公共団体及び保護者によって等しく生活を保障され、心身ともに健全に育成されることを目的として制定されています。

近年、少子化の進行、共働き世帯の増加、家庭や地域の子育て機能の低下など、児童及び家庭を取り巻く環境は著しく変化しており、次世代を担う子供を安心して生み育てられる環境づくりが急務の政策課題となっています。そうした中で、市においては児童福祉施設の充実、特別保育事業の実施、児童手当、児童扶養手当等の支給、母親クラブの育成、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の実施などに努めています。

(1) 保育園（所）・認定こども園

保育園（所）は、保護者が就労や病気などにより、家庭において保育ができない場合に保護者に代わって保育を行う施設です。保育の実施は、保育を希望する保護者からの申請に基づき、保育の入所基準に従って決定されます。

認定こども園は、幼稚園と保育園（所）の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。0歳から2歳児は保育のみ、3歳から5歳児は、家庭の状況により教育・保育のどちらかを利用できます。

幼児教育の無償化により、すべての3歳から5歳児の保育料は無償化されており、0歳から2歳児の保育料は、原則として保護者の市町村民税課税額によって決定します。

保 育 園 (所) ・ 認 定 こ ど も 園 入 所 状 況 (令和4年4月1日現在)

公私立 の 別	施設数	定 員 (人)	入 所 人 員 (人)							充足率 (%)
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳～	計	
公立保育所	2	180	9	29	33	42	44	38	195	108.3
私立保育園	22	2,307	103	347	372	429	446	444	2,128	93.5
計	24	2,487	112	376	405	471	490	482	2,323	94.5
公立認定 こども園	2	300 (45)	11	34	45	48 (13)	59 (12)	68 (13)	265 (38)	87.8
私立認定 こども園	3	285 (45)	11	46	57 (1)	58 (32)	67 (33)	64 (29)	303 (94)	120.6
計	5	625 (90)	22	80	102 (1)	106 (45)	126 (45)	132 (42)	568 (132)	98.0
合計	29	3,202	132	447	505	577	616	614	2,891	94.4
乳 幼 児 人 口			721	708	697	755	774	803	4,458	
乳幼児人口に占める 入所率 (%)			18.6	63.6	72.9	82.4	85.4	81.7	67.8	

※ () は教育利用者数

年 度 別 入 所 状 況 (年度末現在)

区 分	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度
入 所 人 員	3,414人	3,494人	3,539人	3,502人	3,413人
入 所 委 託 費 計	(千円) 2,909,139	(千円) 2,951,965	(千円) 3,047,237	(千円) 3,006,513	(千円) 2,978,046

(2) 障害児保育 (21か所)

保育が必要な障害児で、保育園 (所) 等での集団保育が可能な限り、受け入れを行っています。

年 度 別 実 施 状 況 (年度末現在)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実 施 園 数	17か所	16か所	20か所	19か所	21か所

(4) 延長保育 (28か所)

保護者の勤務や通勤時間等の理由で保育の延長が必要な園児を対象に、保育時間を前後に拡大して延長保育を実施しています。

年 度 別 実 施 状 況 (年度末現在)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延べ利用者数	27,025人	26,900人	24,933人	21,648人	20,949人

(5) 一時預かり事業（14か所）

保育園（所）等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に困難となる場合があります。また、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされています。こうした需要に対応するため、保育所、幼稚園、認定こども園において児童を一時的に預かる事業を実施しています。

①一般型

主として保育園（所）、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児を対象とするもの。

②幼稚園型

幼稚園等に在籍する教育利用の幼児を対象とし、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護するもの。

年 度 別 実 施 状 況 (年度末現在)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延べ利用者数	7,717人	7,450人	7,434人	5,996人	5,178人
休日保育	222人	273人	199人	114人	26人
合計	7,939人	7,723人	7,633人	6,110人	5,204人

(6) 病児保育（病児対応型）（2か所）

病気回復期に至らない児童を病院に付設された専用室において、一時的に預かることで、保護者の子育て支援と就労支援を図っています。

年 度 別 実 施 状 況 (年度末現在)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延べ利用者数	1,388人	1,244人	1,244人	290人	429人

(7) 病児保育（体調不良児対応型）（14か所）

保育園（所）等を利用している園児が、保育中に微熱を出すなど、「体調不良」となった場合において、看護師等を配置して安心かつ安全な体制を確保しています。

年度別実施状況		(年度末現在)			
区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施園数	12か所	11か所	14か所	14か所	14か所

(8) 子育て支援センター事業（6か所）

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導及び子育てサークル等への支援・地域への出前保育などを実施しています。

年度別実施状況		(年度末現在)			
区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
地域子育て支援センター（やよい）	1,685組	1,954組	871組	1,273組	396組
地域子育て支援センター（勝北風の子）	1,366組	1,437組	1,516組	860組	321組
地域子育て支援センター（みどりの丘）	1,704組	2,113組	2,230組	2,920組	447組
地域子育て支援センター（久米）	1,442組	1,490組	1,143組	1,202組	479組
地域子育て支援センター（つやま西）			834組	2,575組	1,308組
地域子育て支援センター（つやま東）			1,121組	2,450組	1,390組

※ つやま西・東幼稚園地域子育て支援センターは令和元年度より開設。

助産施設

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、保健上入院助産を受けることが必要であるが、経済的理由により、入院できない妊産婦を入所させて助産を受けさせることができる施設として、市内に1カ所あります。

年度別実施状況 (年度末現在)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
施設数	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
定員	2人	2人	2人	2人	2人
措置人数	2人	2人	1人	1人	0人

児童手当（特例給付）

児童手当は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした制度です。

○対象となる児童および手当額

1. 支給対象者は、次の要件に該当する場合に支給

中学校修了前までの児童を養育している方（父または母、養育者）が受給者となります。

※父母の両方が養育しているときは、生計の主体者が受給者となります。

2. 支給額は、3歳未満は月額15,000円

3歳から小学校修了までは第1・2子は月額10,000円、第3子以降は月額15,000円
中学生は一律月額10,000円。受給者の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額5,000円を支給。

3. 支給月は、毎年2月・6月・10月の10日（休日の場合は、その前日）にそれぞれの月の前月までの4カ月分がまとめて支給されます。

年度別支給状況（2月末現在）

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
児童手当	受給者数	7,217人	7,053人	6,886人	6,719人	6,596人
	児童数	12,601人	12,310人	11,954人	11,671人	11,384人
特例給付	受給者数	253人	243人	255人	281人	280人
	児童数	434人	433人	436人	465人	472人
合計	受給者数	7,470人	7,296人	7,141人	7,000人	6,876人
	児童数	13,035人	12,743人	12,390人	12,136人	11,856人

児童扶養手当

児童扶養手当は、父又は母のいない家庭の児童もしくは実質的に父又は母が不在の状態にある家庭の児童が心身ともにすこやかに成長するように、その児童の父又は母、もしくは父母にかわってその児童を養育している人に支給される制度です。

1. 対象となる児童は、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者で、次のいずれかに該当する児童です。
 - (1) 父母が離婚した後、父又は母と別れて生活している児童
 - (2) 父又は母が死亡した児童
 - (3) 1年以上にわたり父又は母が生死不明か、父又は母から遺棄されている児童
 - (4) 1年以上にわたり父又は母が法律により拘禁されている児童
 - (5) 父又は母が重度の障害の状態にある児童
 - (6) 婚姻によらないで生まれた児童
 - (7) 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
2. 手当の額は、全部支給の場合は第1子が月額43,160円、一部支給の場合は43,150円から10,180円の間で所得等に応じて手当額が設定されます。また、第2子は全部支給で月額10,190円、一部支給の場合は10,180円～5,100円、第3子以降は全部支給の場合は月額6,110円、一部支給の場合は6,100円～3,060円で請求する人の所得等によって決定されます。
3. 手当を請求する人、又は同居の扶養親族の所得が一定金額以上あるときは、手当は一部又は全額支給されません。
4. 手当は、奇数月にそれぞれの月の前月までの2か月分がまとめて支給されることとなります。

年度別支給状況

(年度末現在)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
支給件数	1,063件	998件	928件	917件	898件

遺児激励金

義務教育中の児童で、保護者の双方又は一方と死別した児童に対し、その児童の保護者又は保護者に代って監護養育をしている者に支給し、遺児となった児童の健全な育成と福祉の向上を図ることを目的とした制度です。

(支給額)

1. 入学激励金 1人につき 10,000円 (小・中学校に入学するとき)
2. 卒業激励金 " 10,000円 (中学校を卒業するとき)
3. 保護者死亡見舞金 " 10,000円 (遺児となったとき)

年 度 別 支 給 状 況

(年度末現在)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
入 学 激 励 金	7人	2人	5人	5人	3人
卒 業 激 励 金	4人	1人	3人	2人	5人
保 護 者 死 亡 見 舞 金	2人	3人	7人	1人	2人
合 計	13人	6人	15人	8人	10人

母子及び父子並びに寡婦福祉

平成26年10月1日から母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正され、父子家庭に対する支援が拡充されました。母子及び父子並びに寡婦福祉法は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の向上を図ることを目的として制定されています。法の基本理念として国・地方公共団体は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進についての責務を有し、すべての母子家庭及び父子家庭の児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともにすこやかに育成されるために必要な諸条件と、その母や父の健康で文化的な生活が保障されるものとし、寡婦にも母子家庭の母に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとなっています。

市では生活の安定と向上のために各福祉資金の貸付制度、母子・父子自立支援員による身上相談や自立に必要な指導業務、就労支援を行っています。

母子・寡婦福祉資金及び父子福祉資金貸付制度

1. 母子及び寡婦世帯の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るための資金を貸付けする制度です。また、平成26年10月1日からは父子福祉資金貸付制度が創設され、父子に対しても修学資金、生活資金等を貸し付けることができるようになりました。

1) 貸付金の種類

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金

2) 貸付利率

無利子、又は年1%

年度別利用状況(新規)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
貸 付 件 数	10件	14件	9件	7件	8件

母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、母子及び父子並びに寡婦に対し、身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行う等母子家庭及び父子家庭並びに寡婦福祉の増進と自立支援のために、次の業務を行っています。

1. 母子・寡婦福祉資金及び父子福祉資金の貸付け並びに償還に関する相談
2. 児童の養育・就学及び就職の問題や家庭紛争・再婚など生活一般に関する身上相談
3. その他

年度別相談件数

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
生 活 一 般	445件	312件	328件	289件	313件
児 童	70件	48件	70件	56件	54件
生 活 援 護	214件	195件	95件	93件	172件
そ の 他	3件	17件	19件	14件	35件
計	732件	572件	512件	452件	574件

平成23年度から父子相談件数含む。

ひとり親家庭等福祉協力員

おおむね小学校区に1名のひとり親家庭等福祉協力員を配置し、生活に追われて地域から孤立しがちな社会的・経済的に弱い立場にある母子家庭に対して、恒常的に訪問し、生活全般にわたる相談を行っています。地域における母子家庭の福祉の向上を図ることを目的とし、現在、16名の協力員に業務を委嘱しています。

※令和2年度から廃止

年度別活動状況

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪 問 件 数	230件	204件	131件	85件

自立支援教育訓練給付金

自立支援教育訓練給付金事業とは、母子家庭の母や父子家庭の父の就労を促進するために指定された講座を受講した場合、終了後に受講料の一部を支給し、母子家庭や父子家庭の自立を支援する制度です。

1. 対象となるのは市内に在住の20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父です。（ただし、父子家庭の父は平成25年4月から適用とする）
※所得状況や養成機関での修業状況などの要件があります。
2. 対象となる講座は雇用保険制度による教育訓練給付金の支給対象として厚生労働大臣が指定する教育訓練講座です。
3. 受講料の60%（ただし、上限200,000円。12,000円に満たない場合は支給無し。）を受講終了後に支給します。
4. 訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象講座について事前相談が必要です。

年度別支給状況

（年度末現在）

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
支 給 件 数	0件	1件	1件	1件	3件

高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母や父子家庭の父の就労に有利で生活の安定につながる資格を取得するため、1年以上養成機関等で修業する場合に、生活の負担の軽減を図るため給付金を支給し、母子家庭や父子家庭の自立を支援する制度です。

1. 対象となるのは市内に在住の20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父です。（ただし、父子家庭の父は平成25年4月1日以降に修業を開始した者とする）

※所得状況や養成機関での修業状況などの要件があります。

2. 対象となる資格は看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等です。
3. 高等職業訓練促進給付金の支給額は、市町村民税非課税世帯が月額100,000円、市町村民税課税世帯が月額70,500円、支給対象期間は3年間を上限とする。
高等職業訓練修了支援給付金の支給額は、市町村民税非課税世帯は50,000円、市町村民税課税世帯は25,000円。
4. 給付金の支給を受けるためには、養成機関に入学する前に事前相談が必要です。
既に修業されている方で、給付を希望される方は、速やかにご相談ください。
5. 申請時期は高等職業訓練促進給付金の場合、修業を開始した日以後。高等職業訓練修了支援給付金は訓練終了後30日以内となります。

年 度 別 支 給 状 況

(年度末現在)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
高等職業訓練促進給付金	2件	2件	0件	1件	1件
高等職業訓練修了支援給付金	0件	1件	0件	0件	0件

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親または児童の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験の合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する制度です。

1. 対象となるのは、市内に在住の20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭の親または20歳未満の児童です。
2. 対象講座は、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座に限ります。
3. 受講修了時給付金の支給額は、受講費用の40%（ただし、上限100,000円。4,000円に満たない場合は支給無し。）

合格時給付金の支給額は、受講費用の20%（ただし、上限150,000円。受講修了時

給付金と合格時給付金の合計が150,000円を超える場合、150,000円から受講修了時給付金の額を控除した額。)

4. この制度を受けようとする者は、対象講座の受講について事前相談が必要です。

年度別支給状況 (年度末現在)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受講修了時給付金	0件	0件	0件	0件	0件
合 格 時 給 付 金	0件	0件	0件	0件	0件

ひとり親家庭等日常生活支援事業

就職活動や病気などで、一時的に日常生活に支障が生じている母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し、家庭生活支援員の派遣等を無料で行う制度です。

1. 対象となるのは、市内に在住の生活保護受給世帯または市町村民税非課税世帯の母子家庭、父子家庭及び寡婦の方で、就職活動や病気などの理由で一時的に生活援助または保育サービスを必要とする家庭です。
2. 支援の内容は、生活援助（食事の世話、住居の掃除、生活必需品の買物等）と子育て支援（乳幼児の保育、子育てに必要な便宜等）です。
3. 家庭生活支援員の派遣を受けようとする者は、あらかじめ利用登録をしていただく必要があります。

※令和元年度から休止中

年度別支給状況 (年度末現在)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
生 活 援 助	3件	5件	0件
子 育 て 支 援	0件	0件	0件

養育費確保支援事業補助金

養育費の確保の促進を図るため、弁護士事務所等を利用して養育費の請求を行うひとり親家庭の親に対し、弁護士費用の一部を支給する制度です。

1. 対象となるのは市内に在住の20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父で、児童扶養手当の支給を受けている方です。
2. 補助対象となる費用は、弁護士事務所等へ支払った弁護士費用のうち着手金及び実費です。
3. 支給額は、上記の補助対象費用の80%（上限10万円）です。
4. 補助金の支給を受けようとする場合には、弁護士事務所等へ弁護士費用を支払う前に申請していただく必要があります。

年 度 別 支 給 状 況 （年度末現在）

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
支 給 件 数	1件	0件	2件	1件	2件

※ 平成29年度から開始された制度のため、平成28年度以前の支給はありません。

医 療 福 祉

子ども医療

出生の日から中学校修了までの子どもにかかる保険診療分の医療費の自己負担額を公費で負担する制度です。

対象児童	外来	入院
出生の日から 中学校修了まで の子ども	無料	無料

子ども医療費受診件数及び公費負担額

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
件 数	206,520 件	218,048 件	220,130 件	173,933 件	188,795 件
公 費 負 担 額	406,750,197 円	451,793,129 円	465,764,867 円	375,156,710 円	428,265,224 円

- ※1) H 9.4.1 改正 対象児を 1 歳未満⇒3 歳未満へ引き上げ、所得制限を設定
- ※2) H11.4.1 改正 助成率を 8/10⇒10/10 へ引き上げ（所得制限適用分は単市負担）
- ※3) H13.10.1 改正 償還給付から現物給付
- ※4) H15.4.1 改正 対象児を 3 歳未満⇒4 歳未満へ引き上げ
- ※5) H16.4.1 改正 対象児を 4 歳未満⇒5 歳未満へ引き上げ
- ※6) H17.4.1 改正 対象児を 5 歳未満⇒6 歳未満へ引き上げ
- ※7) H18.4.1 改正 対象児を 6 歳未満⇒小学校就学前までに引き上げ
- ※8) H22.10.1 改正 「乳幼児医療費」を「子ども医療費」に変更
入院診療分について、対象児を小学校就学前⇒中学校 3 年生修了までに引き上げ
- ※9) H23.7.1 改正 外来診療分について、対象児を小学校就学前⇒小学校 3 年生修了までに引き上げ
- ※10) H24.4.1 改正 外来診療分について、対象児を小学校 3 年生修了まで⇒小学校 6 年生修了までに引き上げ
- ※11) H25.4.1 改正 外来診療分について、対象児を小学校 6 年生修了まで⇒中学校 3 年生修了までに引き上げ
- ※12) H29.7.1 改正 外来診療分について、小・中学生の外来診療分を無料化

未熟児養育医療

未熟児として生まれ、医師が入院養育を必要と認めた場合に、その医療費の自己負担分について給付を行うものです。入院は指定養育医療機関に限られ、退院までの全期間（最長で満 1 歳の誕生日の前日まで）が給付の対象となります。

未熟児養育医療費受診件数及び公費負担額

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
件 数	58 件	59 件	33 件	23 件	52 件
公 費 負 担 額	5,492,328 円	5,805,247 円	3,525,953 円	2,041,349 円	5,302,495 円

※平成 25 年 4 月 1 日から事務が、県から権限移譲されました。

ひとり親家庭等医療

所得税が非課税であるひとり親家庭の親及び児童、あるいは父母のない児童並びにその児童と同居して養育している配偶者のない者に、医療費の自己負担額の一部を公費で負担する制度です。(対象となる「児童」とは、18歳未満の者又は高等学校に在学している場合は18歳になる年度末までが対象となります。18歳以上で高校に在学している場合、20歳になる年度末まで延長できる場合があります。)

公費負担額は医療費の自己負担額から一部負担金を差し引いた額となります。

ひとり親家庭等医療費受診件数及び公費負担額

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
件 数	21,308 件	17,581 件	16,681 件	14,490 件	14,403 件
公 費 負 担 額	48,178,150 円	40,865,688 円	39,829,441 円	35,010,582 円	35,131,797 円

ひとり親家庭等医療費受給者

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
ひとり親家庭等の父母	908 人	856 人	792 人	759 人	751 人
ひとり親家庭等の児童	357 人	355 人	318 人	390 人	314 人
父母のない児童	2 人	2 人	2 人	1 人	1 人
合 計	1,267 人	1,213 人	1,112 人	1,150 人	1,066 人

※平成 29 年度以降分に掲載の児童数は、子ども医療費の資格を有する児童数を除いています。

津山市立保育所・認定こども園

保育所・認定こども園運営事業

1. 施設の概要

<保育所>

名称	所在地	定員	園児数(4/1現在)	建築年度
みどりの丘保育所	津山市大田831-4	120名	135名	H28新築
倭文保育所	〃 里公文1754-1	60名	60名	H21 〃
(倭文保育所の運営は民間委託)				

<認定こども園>

勝北風の子こども園	〃 新野東600-1			H20 〃
	1号	30名	30名	
	2・3号	200名	142名	
久米こども園	〃 南方中1744-1			H11 〃
(久米こども園の運営は民間委託)				
	1号	15名	8名	
	2・3号	140名	123名	

2. 特別保育事業

市立保育所・認定こども園では次の特別保育事業を実施しています。

(1)障害児保育事業

(2)延長保育事業

午後7時まで延長しています。

(3)一時預かり事業

みどりの丘保育所、勝北風の子こども園、久米こども園で実施しています。

(4)病児保育事業（体調不良時対応型）

みどりの丘保育所、久米こども園、倭文保育所で実施しています。

3. 地域子育て支援センター事業

市立保育所・認定こども園ではみどりの丘保育所、勝北風の子こども園、久米こども園で実施しています。電話やインターネットなどを利用しての子育て相談、地域への出前保育等、子育て中の家庭への支援を行っています。

みどりの丘保育所	「地域子育て支援センター」（平成29年4月開設） TEL 27-2241（FAX27-0300）
勝北風の子こども園	「地域子育て支援センター」（平成21年4月開設） TEL 36-5115（FAX36-8845）
久米こども園	「地域子育て支援センター」（平成11年4月開設） TEL 57-2501（FAX57-2308）

津山市立幼稚園

幼稚園の教育

幼稚園は子どもが初めて出会う学校であり、幼稚園教育要領に基づき、小学校入学までの幼児に集団で生活することを通じて、さまざまな教育を行っています。

1. 施設の概要

名称	所在地	定員	園児数(4/1 現在)	建築年度
つやま西幼稚園	津山市二宮 1 9 8 2 - 2	1 2 2 名	6 3 名	R 1
つやま東幼稚園	津山市高野本郷 1 2 7 0 - 1	1 3 0 名	9 4 名	H 3 1
計		2 5 2 名	1 5 7 名	

2. 入園状況

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

施設数	定員(名)	入 園 児 数 (名)				在籍率 (%)
		3 歳	4 歳	5 歳	合計	
2	2 5 2	5 0	4 8	5 9	1 5 7	7 4 . 8
幼 児 人 口		7 5 5	7 7 4	8 0 3	2, 3 3 2	
幼児人口に占める 入園率 (%)		6 . 6	6 . 2	7 . 3	6 . 7	

3. 地域子育て支援センター事業

乳幼児及び保護者が交流できる場として、幼稚園に併設した地域子育て支援センターにおいて、遊びの提供や育児相談、子育て講座など地域における子育て支援を実施しています。

つやま西幼稚園 「地域子育て支援センター」(平成 3 1 年 4 月開設)

TEL 3 2 - 8 0 7 3

つやま東幼稚園 「地域子育て支援センター」(平成 3 1 年 4 月開設)

TEL 2 0 - 1 8 1 0

4. 預かり保育事業

園児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育て支援を目的として、在籍している園で教育時間の前後や長期休業中に預かり保育を実施しています。

◆ 保育園(所)・認定こども園・幼稚園職員の質の向上

子どもの最善の利益を考慮し、すべての子どもが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるよう、保育者の資質や専門性を高めるための研修、研究等を実施し、保育園(所)・幼稚園・認定こども園の保育・教育の質の向上を図ります。

幼児教育・保育の無償化

3歳児クラス（認定こども園の教育利用のお子さんは満3歳から）から小学校入学前までのお子さん、0歳から2歳児クラスで市民税非課税世帯のお子さんに対する幼児教育・保育の利用料（保育料）が無償化となります。

1. 幼稚園、保育園、認定こども園の利用

- ・3～5歳のすべてのお子さんの利用料（保育料）が無償化。
- ・0～2歳の市民税非課税世帯のお子さんの利用料（保育料）が無償化。
- ・私立幼稚園については、上限額までは無償化。
- ・通園送迎費、給食費、行事費などは無償化対象外です。
- ・延長保育料は無償化対象外です。

2. 幼稚園、認定こども園（教育利用）の預かり保育の利用

無償化の対象として施設を利用する場合は、事前にこども保育課へ申請し、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

- ・保育の必要性の認定を受けた3～5歳のお子さんの利用料が上限額までは無償化。
- ・満3歳は市民税非課税世帯のお子さんのみ無償化対象です。
- ・通園送迎費、給食費、行事費などは無償化対象外です。

3. 一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター、認可外保育施設などの利用

未就園の方が対象です。無償化の対象として施設を利用する場合は、事前にこども保育課へ申請し、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

- ・保育の必要性の認定を受けた3～5歳のお子さんの利用料が上限額までは無償化。
- ・保育の必要性の認定を受けた0～2歳の市民税非課税世帯のお子さんの利用料が上限まで無償化。
- ・給食費、行事費などは無償化対象外です。

4. 副食費の免除または払い戻し

所得や世帯状況によっては、給食費のうち副食費部分が免除になったり、払い戻しになる場合があります。

児 童 相 談

児童相談窓口

児童福祉法の改正により市町村も児童相談業務を担うこととなり、児童相談窓口が設置され、児童虐待の通告先となりました。また、関係機関と連携しながら、児童虐待だけでなく、養育支援が特に必要である児童や、妊婦に対する支援も行うこととなっています。保健師2名、児童相談員2名を配置し、子育ての悩み、子どもの発達、性格・行動・しつけ、非行、子どもの虐待など児童の抱える問題について相談を受け、児童相談所等の関係機関と連携を図り支援しています。

相 談 種 類 別 受 付 件 数

(件)

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
養 護	虐待	117	80	108	119	122
	その他	120	129	170	132	108
保健		11	12	14	10	12
障害		5	6	3	3	1
非行		2	1	2	1	0
育 成	性格	5	10	11	6	3
	不登校	7	13	17	6	9
	適性	0	1	0	0	0
	育児・しつけ	25	21	22	12	3
その他		76	160	139	191	200
計		368	433	486	480	458

※受付件数は福祉行政報告例による。

地 域 医 療

救 急 医 療

- ① 津山市では、津山市医師会や津山圏域消防組合、津山・英田圏域内の医療機関などの協力により、傷病程度に応じ夜間や休日などの診療時間外においても安心して受診できる救急医療体制を整備しています。

○一次（初期）救急医療体制

- ・《夜間当番》

津山中央病院及び津山第一病院により夜間の初期救急患者に対する医療を実施。

- ・《休日昼間当番》

当番の医療機関により休日昼間の初期救急患者に対する医療を実施。

○二次（重症）救急医療体制

休日昼間の一次救急医療で対応できない重症患者に対する救急医療体制。津山・英田圏域内7医療機関による当番制で実施。

○三次（重篤）救急医療体制

津山中央病院救命救急センターにおいて、24時間体制で重篤患者に対する医療を実施。

○小児救急医療体制

24時間体制で小児救急医療体制を確保するため、津山中央病院において平成20年10月から小児救急医療拠点病院運営事業を実施。地域の開業医の協力による支援体制も整えられています。

- ② 津山歯科医師会の協力により、下記のとおり休日歯科救急診療体制を整備しています。

○休日歯科救急診療体制

津山歯科医療センターにおいて当番制により、休日昼間の歯科救急患者に対する医療を実施。

○障がい者歯科診療

原則毎月第1・2・3・4日曜日に実施。

○在宅訪問歯科診療

随時実施。

保 健 指 導

予 防 接 種

なるべく早い時期に予防接種を受けて、病気の感染を予防することが必要です。

【定期接種】

予防接種法に基づく、予防接種です。

種 類	対 象	接 種 場 所
ヒブ(インフルエンザ菌 b 型)	生後 2 月から生後 6 0 月に至るまでの間にある者	県内の協力 医療機関
小児用肺炎球菌	生後 2 月から生後 6 0 月に至るまでの間にある者	
四種混合 ※ 1	生後 3 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者、1 1 歳以上 1 3 歳未満の者 (追加 : 二種混合)	
B C G	生後 1 歳に至るまでの間にある者 (標準として生後 5 月に達した時から生後 8 月に達するまでの期間で接種)	
麻しん・風しん	1 期 生後 1 2 月から生後 2 4 月に至るまでの間にある者 2 期 5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校入学前の一年間	
日本脳炎 ※ 2	1 期 生後 6 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者 2 期 9 歳以上 1 3 歳未満の者	
B 型肝炎	1 歳に至るまでの間にある者	
水痘 (水ぼうそう)	生後 1 2 月から生後 3 6 月に至るまでの間にある者	
ロタウイルス感染症	令和 2 年 8 月 1 日以降に生まれた、次のアとイに該当する者 ア 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン (ロタリックス) を使用する場合 : 出生 6 週 0 日後から 2 4 週 0 日後までの間にある者 イ 5 価経口弱毒生ロタウイルスワクチン (ロタテック) を使用する場合 : 出生 6 週 0 日後から 3 2 週 0 日後までの間にある者	

子宮頸がん (ヒトパピローマウイルス感染症)	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子、積極的勧奨差し控え期間中の定期接種対象である、平成9年度生まれから平成17年度生まれまでの女子(3回接種完了の方は除き、令和6年度までの経過措置)	
インフルエンザ	65歳以上の者及び60歳以上65歳未満の者であって一定の障害を有する者 ※3	
高齢者肺炎球菌	令和5年度までの間、各該当年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者で、津山市が実施する定期接種または助成制度を利用していない者及び60歳以上65歳未満の者であって一定の障害を有する者 ※3	
風しん	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性(風しん抗体検査の結果、十分な量の抗体があり、当該予防接種を行う必要がないと認められた者は除く)	風しん追加的対策の実施に参加している全国の医療機関

- ※1 四種混合はジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオの4種類のワクチンが入った予防接種。
- ※2 日本脳炎の予防接種は、平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの方は、20歳未満まで定期接種ができます。また、平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれで、1期が終了されていない方は9歳以上13歳未満まで1期の残りの回数と2期の接種をすることができます。
- ※3 60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する者(身体障害者手帳1級相当)

【臨時接種】

予防接種法に基づく、予防接種です。

種 類	対 象	接 種 場 所
新型コロナウイルス感染症に係るワクチン	市内に住居する5歳以上の者	全国の協力医療機関 津山市が設置する 接種会場

- ※1 接種期間は令和3年2月17日から令和4年9月30日まで。
- ※2 初回接種(1・2回目)の対象年齢は5歳以上
- ※3 第一期追加接種(3回目)の対象年齢は12歳以上
- ※4 令和4年4月1日時点

【任意接種】

予防接種法に基づかない予防接種で、本人または保護者の希望により接種するものです。

種 類	対 象	接 種 場 所
小児のインフルエンザ	生後 6 か月から 6 4 歳の者	市内の協力 医 療 機 関
大 人 の 風 し ん	風しん抗体検査を受けた検査結果が陰性であり、 以下のいずれかに該当する者 ①妊娠を希望している昭和 4 7 年 4 月 2 日以降に 生まれた女性とその配偶者及び同居者 ②現在妊娠している女性の配偶者及び同居者	

献 血

医学が進歩した現在においても、輸血用血液を人工的につくることはできません。

献血は、病気や怪我などで輸血を必要としている方に、血液を無償で提供するボランティアです。

《献血のできる人》

200ml 献血は 16 歳から 69 歳、400ml 献血は男性は 17 歳から 69 歳、女性は 18 歳から 69 歳までできます。

(65 歳から 69 歳までの人は、60～64 歳で献血経験のある人)

《定期献血》

と き 偶数月 第 4 金曜日

10:00 ～ 11:15 12:30 ～ 15:30

場 所 市役所 1 階市民ホール

※ 現在は 400ml 献血のみの受付となっています。

※ 採血した血液で、生化学検査、血球計数検査（献血者全員）を実施し、本人に通知があります。

市民の献血状況（延べ人数）

年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度
人 数	3,417 人	3,475 人	3,340 人	3,400 人	3,643 人	3,421 人

母子保健対策事業

◎ 乳幼児健康診査

乳幼児の心身の発育・発達状態の診察、育児相談等を実施しています。（無料）

健 診	対 象	場 所	通 知 方 法 等
乳児健康診査	3～4か月児	津山すこやか・こどもセンター	個人通知あり
	1歳未満の乳児	県内協力医療機関	母子保健ガイドの無料券を利用して個人で随時受診（2回まで）
1歳6か月児健康診査	1歳6か月～ 1歳11か月児	津山すこやか・こどもセンター	個人通知あり
3歳児健康診査	3歳0か月～ 3歳11か月児	津山すこやか・こどもセンター	個人通知あり

乳幼児健康診査受診率

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
乳 児 健康診査	97.5%	97.2%	97.1%	96.1%	96.7%
1歳6か月児 健康診査	96.7%	97.1%	98.3%	96.2%	96.9%
3歳児 健康診査	98.4%	97.9%	97.5%	98.2%	96.1%

◎ 妊産婦医療機関健診

妊娠中・産後は、健康管理のため定期的に健診を受ける必要があります。

妊婦一般健診（妊娠中受診券 14 枚）

妊婦歯科検診（原則、偶数月 第3木曜日 津山歯科医療センター診療所
要予約）

産婦健診（出産後2週間頃、1か月頃各1枚）

◎ 乳幼児・妊産婦相談

○場 所 津山すこやか・こどもセンター

と き 毎週月曜日 10時～11時30分

○場 所 加茂児童館（グリム児童館）

と き 偶数月第2水曜日 11時30分～12時
奇数月第2金曜日 11時30分～12時

○場 所 勝北保健福祉センター

と き 原則毎月第4火曜日 10時～11時30分

○場 所 久米保健センター

と き 毎月第1火曜日 10時～11時30分

内 容 身長・体重測定、離乳食指導、予防接種説明、その他育児に
関することや妊娠中の相談など。

※ 地域の公民館、公会堂でも実施しています。（随時）

※ 行事等に変更する場合があります。

◎ 乳幼児電話相談

育児に関することを気軽に相談できます。

保健師・栄養士が相談に応じます。

T E L. 32-2069（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）

◎ 妊 娠 届 出

妊娠された方は、医療機関等で妊娠届出書をもらい、健康増進課、各支所・出張所担当課へ届出をすると親子(母子)健康手帳が交付されます。この手帳は妊娠中や産後のお母さんの健康状態や生まれてきたお子さんの成長、発達を記録します。親子(母子)健康手帳とともに母子保健ガイド、母子健康手帳副読本をお渡ししています。妊娠届出時に必要な手続を、スマートフォン等で「つやま子育てアプリ」から事前に行うことができます。

◎ 訪 問 指 導

妊産婦や新生児に対し、保健師等が訪問し、出産や育児等に関する相談を行っています。

◎ 妊婦学級（ハローベビー教室）

妊娠・出産・子育てに関することを、みんなで楽しく学習し、交流します。（申し込みが必要）

年 3 回実施（1 クール 3 回コース）。

会場は津山すこやか・こどもセンターで行います（初産婦が対象）。

オンライン受講もできます（経産婦も可能）。

* 台風等の荒天・災害・感染症による影響等で変更になる場合があります。

◎ 離乳食教室

離乳食の調理方法と進め方を学習します（申し込みが必要）。

会 場 津山すこやか・こどもセンター（オンライン受講もできます。） 年 12 回

* 台風等の荒天・災害・感染症による影響等で変更になる場合があります。

◎ 子育て世代包括支援センター（妊娠・出産・子育てのワンストップ窓口）

妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援をします。母子保健コーディネーター（保健師・助産師）が、妊娠や出産、子育てに関する様々な不安や悩みを聞き、安心して過ごせるようにサポートします。

健康増進法関係事業

平成 18 年の医療制度改革で老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に全面改正され、医療保険者に 40 歳以上 74 歳以下の被保険者及び被扶養者に対する生活習慣病予防に着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられました。

平成 19 年度末に老人保健法が廃止され、特定健康診査、特定保健指導を含む高齢者の医療の確保に関する法律に定められたもの以外については、健康増進法に基づく事業として引き続き実施することとされました。

平成 10 年度から市町村の独自事業として実施してきたがん検診は、平成 20 年度から健康増進法に基づく健康増進事業に位置付けられました。

◎ 健康教育

生活習慣病予防・転倒予防・認知症予防のことなど、健康に関する正しい知識を広めるために、津山すこやか・こどもセンター、公民館などで講話を実施します。また、出前健康づくり講座として、町内会やグループを対象に保健師、栄養士、作業療法士などを派遣します。

◎ 健康相談

と き 毎週月曜日 10 時～11 時 30 分
場 所 津山すこやか・こどもセンター
内 容 血圧測定、尿検査、身体測定、体脂肪測定、その他健康に関する相談

◎ 健康診査

津山市国民健康保険特定健診は、国民健康保険の事業ですが、健診実施については健康増進課が医療保険課と共同で所管しています。

特定健診は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）に着目した健診を行い、早期介入し、重症化の予防を行うための健診です。

高齢者健診については、高齢者の健康的な生活の確保・介護予防の視点から、糖尿病等の生活習慣病等の早期発見を目的とする健診です。

がん検診等は、がんの早期発見・早期治療を目的として実施しています。

（医療機関での健(検)診）（集団検診も実施しています(別料金)）

検診名	対 象 者 ・ 内 容	実施場所・期間	料 金	
			69 歳以下	70 歳以上
津山市国保 特定健診	津山市国保被保険者で年度内に 40～74 歳になる者 ☆問診・身体測定・診察・血圧測定・尿検査(糖・蛋白)・血液検査(脂質、肝機能、血糖、クレアチニン、尿酸、貧血)・心電図	津山市、苫田郡、勝田郡、美作市の医療機関 6 月～1 月	津 山 市 国 保 被保険者 1,000 円	津山市国保 被保険者 500 円
津山市健康 診査	津山市に住民票があり、年度内に 75 歳になる者	市内の医療機関 6 月～1 月	—	500 円
	津山市に住民票がある生活保	市内の医療機関	無料	無料

	護受給者	6 月～1 月		
	☆問診・身体測定・診察・血圧測定・尿検査(糖・蛋白)・血液検査(脂質、肝機能、血糖、クレアチニン、尿酸、貧血)・心電図			
津山市高齢者健康診査	津山市に住民票があり、年度内に 76 歳以上になる者 ☆問診・身体測定・診察・血圧測定・尿検査(糖・蛋白)・血液検査(脂質、肝機能、血糖、クレアチニン、尿酸、貧血)	市内の医療機関 6 月～1 月	—	500 円
胃がん検診	40 歳以上 胃部エックス線検査(バリウム) ただし、40～49 歳の者も医師が胃部エックス線検査が困難と判断した場合に限り、内視鏡検査受診可能	市内の医療機関 6 月～1 月	3,700 円	1,300 円
	50 歳以上(2 年に 1 回) 胃内視鏡検査	市内の医療機関・鏡野町の医療機関(鏡野町国民健康保険病院) 6 月～1 月	4,500 円	1,500 円
結 核 ・ 肺がん検診	結核：65 歳以上 肺がん：40 歳以上	市内の医療機関 6 月～1 月	1,100 円	400 円
大 腸 が ん 検 診 (便 潜 血 検 査)	40 歳以上	市内の医療機関 6 月～1 月	1,400 円	500 円
子 宮 頸 が ん 検 診	20 歳以上の女性	市内の産婦人科医療機関及び検診機関 6 月～1 月	2,000 円	700 円
乳がん検診	40 歳以上の女性 ★視触診(偶数年齢)	市内の実施医療機関 6 月～1 月	800 円	200 円
	40 歳以上の女性 ★視触診とマンモグラフィ併用検診(奇数年齢)	市内の実施医療機関 6 月～1 月	2,500 円	800 円
肝炎ウイルス検診	40 歳以上の方で、肝炎ウイルス検診を受けたことがない者	市内の実施医療機関 6 月～1 月	B・C1, 100 円 C 1,000 円 B 600 円	500 円 400 円 300 円

前立腺がん 検 診	50～69 歳の男性	市内の実施医療機関 6 月～1 月	700 円	—
--------------	------------	----------------------	-------	---

- ・ がん検診の対象者欄年齢は、令和 5 年 4 月 1 日時点での年齢です。
- ・ 津山市広報で健（検）診の啓発をします。
- ・ がん検診等の料金は、生活保護受給者（要申請）、県市民税非課税世帯（要申請）は無料になります。
- ・ 医療機関や集団健（検）診を受診する場合は予約が必要です。
- ・ 令和 3 年度から、集団検診での乳がん検診はマンモグラフィ検査のみです。

健康診査受診率

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
津山市健康診査	15.3%	15.6%	15.9%	15.7%	14.7%
胃 が ん 検 診	4.8%	4.1%	4.5%	3.7%	4.1%
子宮頸がん検診	6.8%	7.4%	7.5%	6.3%	6.7%
	(8.8%)	(9.1%)	(9.4%)	(8.1%)	(8.3%)
乳 が ん 検 診	7.4%	7.8%	8.3%	7.0%	6.2%
肺 が ん 検 診	11.8%	11.8%	12.0%	10.9%	11.1%
大腸がん検診	10.1%	10.2%	10.3%	9.3%	9.6%

※ 子宮頸がん検診（ ）は妊婦健診時の子宮頸がん検診受診者数を加えた割合（令和 4 年 4 月 1 日時点）

◎ 訪 問 指 導

健診の要指導者等（健診後のフォローアップ対象者、健康相談を受けた者を含む）や介護予防の観点から支援が必要な者、及び介護に携わる家族を中心に、保健師等が実施しています。

精神保健福祉関係事業

精神障害者の福祉サービスは障害福祉課が対応し、継続支援が必要な人の相談・支援を健康増進課で対応しています。

事業名	事業内容
患者会・家族会 (しろつめ草の会)	出かける場所の提供と、仲間づくり・情報交換・ピアカウンセリングの場として、茶話会等を実施しています。
相談	随時、電話・窓口等で受け付けています。
家庭訪問	支援が必要な人、家族等を対象として実施しています。

年 度 区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
保 健 師 の 訪 問 ・ 相 談 状 況	実人数	154 人	161 人	161 人	156 人	127 人
	相 談	114 人 (延べ 499 人)	120 人 (延べ 1,497 人)	81 人 (延べ 1,199 人)	88 人 (延べ 905 人)	59 人 (延べ 810 人)
	訪 問	107 人 (延べ 346 人)	127 人 (延べ 413 人)	80 人 (延べ 289 人)	68 人 (延べ 378 人)	68 人 (延べ 359 人)

健康づくり推進事業

市民が生涯を通じて、健康で生きがいのある生活を実現することを目的に、市民の健康づくりや要援護者・家庭の地域援護ネットワーク活動の総合的かつ効率的な推進を図るため、「市民の健康と福祉のまちづくり推進会議」（平成 5 年度）を設置し、その地域組織として市内 44 連合町内会支部ごとに「市民の健康と福祉のまちづくり支部推進会議」を組織化しています。単位町内会ごとに設置された支部推進会議を町内会役員、民生・児童委員、愛育委員・栄養委員、老人クラブ役員などで構成し、支部推進会議活動、健康づくり活動、子育て支援活動、食育活動、高齢者あんしん活動を行っています。

また、生活習慣病やがんを予防し、寝たきりや認知症など介護の必要な状態にならないよう健康寿命の延伸、生活の質の向上を図るための健康づくりを推進するために平成 15 年 3 月に策定した「健康つやま 21」計画を「市民の健康と福祉のまちづくり推進会議」と連携し事業推進に努めています。平成 25 年 3 月には「第 2 次健康つやま 21」、平成 31 年 2 月には「いのち支える津山市自殺対策計画」を策定し、引き続き「すべての市民が共に支え合い、健やかで幸せに暮らせる津山」を目指して健康づくりを推進します。

食育推進事業

食育基本法第 18 条第 1 項に基づき、平成 19 年 12 月に「津山市食育推進計画」を、平成 25 年 3 月には「第 2 次津山市食育推進計画」を策定し、「健康で心豊かな生活が送れるしあわせな市（まち）」を目指して、家庭、地域、教育現場（保育所、幼稚園、学校）、生産者・食品関連事業者、行政等さまざまな分野において総合的に食育を推進します。6 つの食育推進目標を掲げ、それぞれに指標・目標値を設定し、達成に向けて取り組んでいます。

愛育委員・栄養委員

◎愛育委員

愛育委員活動は、戦後の劣悪な生活環境により、乳児や妊産婦の死亡率が高い状況の中、「赤ちゃんをなんとか守らなければ」という地域の女性たちによる強い思いから、地域と密着した母子保健活動を推進することを目指し、始まりました。津山市では昭和31年の佐良山地区に始まり、昭和35年4月には全25地区315名で津山市愛育委員協議会が発足しました。昭和37年には岡山県愛育委員連合会に加盟し、津山市愛育委員連合会と改称しました。平成17年2月には市町村合併に伴い、26支部から44支部となっています。

時代の変遷とともに乳幼児訪問の母子保健活動をはじめ、一人暮らし高齢者に対する声かけ訪問、生活習慣病予防、感染症予防など活動分野も広がっています。これらの活動を通じて、豊かさが実感できる健康で明るい社会を築くとともに、地域に住むすべての人々の健康づくりへの支援を行うボランティアとして、きめ細かな活動をしています。

◎栄養委員

戦後の食糧不足が続く中、栄養失調等も多く、地域の女性たちの「生きるための栄養改善運動」が自然発生的に開始され、津山市においても組織化の気運が高まり、昭和37年7月、津山市栄養改善協議会が誕生しました。（婦人会が母体で、全市的ではありませんでした。）昭和53年4月には、旧津山市栄養改善協議会を発展的に解消し、全市25地区513名の委員が選出され、津山市栄養改善協議会として新たに発足しました。愛育委員とは兼務であり、平成17年2月の市町村合併により、26支部から44支部になっています。

社会環境やライフスタイルの変化により、多様化する健康や食に関する課題に対応するため、健全な食生活の実践、健康寿命の延伸、食文化の継承などを目指し、生涯を通じた健康づくり・食育を推進しています。「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、行政機関や団体等と連携・協力しながら地域に密着した活動を行っています。

令和4年度津山市愛育委員連合会及び津山市栄養改善協議会

《スローガン》

「第2次健康おかやま21」「健やか親子21（第2次）」「第2次健康つやま21」「第2次津山市食育推進計画」を推進しましょう。

地域で抱きしめる子育てを愛言葉で活動しましょう。

《重点目標》

- ① 母と子の健康づくりのための支援をしましょう。
- ② メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を中心とした生活習慣病予防の推進をしましょう。

- ③ 女性のがん予防の推進をしましょう。
- ④ 正しい食生活の普及啓発と食育の推進に努めましょう。
- ⑤ 生涯自分の歯で食べる 8020 運動の推進をしましょう。
- ⑥ みんなの健康を守るため、禁煙の輪を広げましょう。
- ⑦ 地域全体で健康づくりに取り組みましょう。
- ⑧ 心の健康づくりの推進をしましょう。

津山市愛育委員連合会・津山市栄養改善協議会の委員数

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
人 員	1,008 名	1,002 名	971 名	971 名	923 名

※ 委員は、町内会から選出された健康づくりボランティアで、任期は 2 年

地域療育推進事業（療育センター）

児童発達支援事業所「てけてけ」

目 的 心身の障害や発達にアンバランスさがある幼児に対し、基本的な生活動作の習得と集団生活への適応を目指して、児の発達の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な指導及び支援を行います。

対 象 児 津山市内に在住している就学前の幼児（障害福祉サービスにかかる通所給付費の支給決定を受けていることが必要）。

利用負担額 厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の1割で、利用者負担額上限額内。ただし、満3歳になって初めての4月1日から就学までの3年間は無料。

内 容

- ☐ グループ療育（公認心理師・保育士・児童指導員）…毎週1回80分程度
小グループで、友人との関わり方、ルール、物作りの楽しさ、体の使い方、動かし方などを経験し、発達を促します。
- ☐ 個別療育（公認心理師・保育士・児童指導員）…月1～2回各40分
遊びや教材を通じて、興味の拡大や対人関係の改善など社会性の発達、ソーシャルスキル、認知的な側面についての発達を促します。
- ☐ 言語療法（言語聴覚士）月1回40分
話ことば、ジェスチャー、文字、コミュニケーション全般の発達を促します。
- ☐ 作業療法（作業療法士）月1～2回40分
日常生活に必要な様々な動作が円滑に行えるよう運動や遊びを通じて働きかけます。
- ☐ 療育検診 年4回
療育を受けている幼児を対象に、医師による診察とスタッフによる発達検査を行います。

《年度別療育利用状況》

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
児童発達支援 月毎件数合計	782人	724人	848人	928人	935人
児童発達支援 延べ件数合計	1,845人	1,943人	1,985人	2,127人	2,048人

療育相談

療育についての総合的な相談対応をしています。

- ☐ 対象は原則18歳以下の児童等。
- ☐ 幼児、児童の発達についての不安や悩みへの相談、療育情報の提供を行います。
- ☐ 保育士、幼稚園教諭、学校教諭等への療育相談、技術提供・指導を行います。

《利用状況》

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
就学前	71 件	89 件	203 件	266 件	207 件
小学生以上	11 件	11 件	26 件	22 件	8 件
18 歳以上	1 件	1 件	2 件	2 件	0 件
合計	83 件	101 件	231 件	290 件	215 件

※令和元年度から児童発達支援の相談件数も含みます。

津山市社会福祉協議会

社会福祉協議会は社会福祉法により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とあります。民間福祉団体である社会福祉協議会は、地域の中で福祉を目的とする活動を住民の皆さんを中心としたネットワークを築く中で展開し、それぞれの地域の特性を活かしたぬくもりのある福祉のまちづくりをすすめております。

高齢者・障害者・子育て支援、地域住民のふれあい活動や福祉サービス事業など、津山市社会福祉協議会の事業を以下の柱を基本計画としすすめてきました。

◎基本計画

1. 福祉問題の把握・福祉情報の提供と公開
2. 住民・団体の自主的参加活動の促進
3. 福祉の教育、福祉コミュニティづくり
4. 支援を必要とする方への地域福祉活動
5. 福祉支援の体制づくり
6. 介護保険法、障害者自立支援法による指定事業
7. 社会福祉協議会の充実強化

□ 福祉問題の把握・福祉情報の提供と公開

- ・ 広報紙の発行・・・・・・・・・・年4回 全戸配布
- ・ 福祉調査活動の実施
- ・ 情報パンフレットの作製
- ・ 福祉総合相談センター事業・・・

(本所) 福祉総合相談	毎月第2水曜日
(加茂) 心配ごと相談	毎月第2水曜日
(勝北) 心配ごと相談	毎月第3木曜日
(久米) 心配ごと相談	毎月20日
- ・ 福祉台帳の整備・・・・・・・・・・高齢者緊急連絡先表
- ・ 社会福祉大会の開催・・・・・・・・年1回(秋)開催
- ・ ホームページの開設

□ 住民・団体の自主的参加活動の促進

- ・ ボランティア講座の開催・・・・・・・・技能講座(手話・点字・朗読・要約筆記)
その他のボランティア講座
- ・ ボランティアグループの育成援助・・・23サークル
- ・ ボランティア保険加入助成・・・・・・・・234名分
- ・ ボランティア活動の需給調整・・・・・・・・相談件数59件(高齢者12件・障害者26件・子ども9件・その他12件)
- ・ 当事者組織の育成援助・・・・・・・・津山市介護者の会
津山市認知症の人と家族の会「おあしすの会」
一人暮らし老人の会「すみれ会」
- ・ 高齢者、障害者の社会参加活動の促進・・・生活支援サポーター事業 利用回数275回
- ・ 大学・NPO団体との連携
- ・ おもちゃ図書館の開設・・・・・・・・毎月第1日曜日、第3土曜日

□ 福祉の教育、福祉コミュニティづくり

- ・ 津山版地域包括ケアシステム構築事業
- ・ 住民主体の地域福祉活動助成事業
- ・ 市民の健康と福祉のまちづくり推進会議との連携
- ・ 緊急連絡カードの設置
- ・ 地域の福祉を考えるつどい・・・・・・・・・・・・・随時
- ・ 地域リーダー福祉会議
- ・ 福祉教育推進校の指定・・・・・・・・・・・・・21校
- ・ 出前福祉体験教室・・・・・・・・・・・・・延べ62校、2,341名
- ・ 夏のボランティア体験事業の実施・・・・・・・・・・・・・26箇所、207名
- ・ ボランティアスクール動画の公開・・・・・・・・・・・・・132名

□ 支援を必要とする方への地域福祉活動

- ・ 介護用具の貸し出し・・・・・・・・・・・・・516件
- ・ 高齢者の料理教室の開催・・・・・・・・・・・・・0回(新型コロナウイルス感染症防止のため中止)
- ・ さわやかテレホンサービス・・・・・・・・・・・・・毎週月・火曜日
- ・ 介護者リフレッシュ事業・・・・・・・・・・・・・3回
- ・ 障害児体験教室・・・・・・・・・・・・・4日間
- ・ 地域版親子ひろばの開設・・・・・・・・・・・・・410名
- ・ おめでとう訪問事業・・・・・・・・・・・・・368件
- ・ 子育て器具の貸し出し事業・・・・・・・・・・・・・395件
- ・ 親子クラブへの支援・・・・・・・・・・・・・8クラブ
- ・ 権利擁護センター・・・・・・・・・・・・・相談件数181件
対応実績2,282件
- ・ 法人後見事業・・・・・・・・・・・・・受任件数23件

(市受託事業)

- ・ 妊産婦ケア事業・・・・・・・・・・・・・利用者延3名
- ・ 地域包括支援センター・・・・・・・・・・・・・相談件数9,150件
プラン作成延件数9,892件
(包括7,874件、委託2,018件)
- ・ 福祉バスの運行・・・・・・・・・・・・・利用者延122名
- ・ 親子ひろば すくすくの開設・・・・・・・・・・・・・利用者延7,502名
- ・ 介護用品支給事業(紙おむつ等)・・・・・・・・・・・・・利用者延156名
- ・ 生活支援コーディネーター

(県社協受託事業)

- ・ 日常生活自立支援事業・・・・・・・・・・・・・契約件数60件
- ・ 生活福祉資金貸付事業・・・・・・・・・・・・・貸付件数2,137件
- ・ 歳末たすけあい運動・・・・・・・・・・・・・募金額4,459,700円

□ 介護保険事業

- ・ 介護プラン作成センターの経営・・・・・・・・・・・・・利用者延1,256名
- ・ 訪問介護サービスセンターの経営・・・・・・・・・・・・・利用者延1,278名
- ・ 訪問入浴サービスセンターの経営・・・・・・・・・・・・・利用者延1,824名
- ・ デイサービスセンターの経営・・・・・・・・・・・・・利用者延1,801名

□ 障害者自立支援事業

- ・ 訪問介護サービスセンターの経営・・・・・・・・・・・・・利用者延87名

□ 社会福祉協議会の充実強化

- ・ 自主財源の確保
- ・ 広報活動の強化
- ・ 施設の管理運営

(津山市総合福祉会館・津山老人福祉センター・加茂町福祉センター・阿波保健福祉センター・勝北高齢者共同作業所)

社会福祉施設等一覧表

令和4年4月1日現在

種 別	社会福祉施設・事業所	所 在 地	運 営 主 体	認可年月日	定 員	電 話
救 護 施 設	津 山 広 済 寮	小田中1412	(福)広済会	S32. 11. 21	80	22-2606
	三 楽 園	一方218-1	(福)江原恵明会	H 9. 4. 1	30	22-7347
授 産 施 設	友 楽 荘	一方216-4	(福)江原恵明会	S60. 4. 8	30	23-8333
施設入所支援・生活介護	障害者支援施設あすなろ園	西下1003-1	(福)慈風会	H23. 4. 1	入所生活 80 95	36-3606
	障 害 者 支 援 施 設 コ コ ロ ミ の り	二宮999	(福)津山みのり学園	H21. 4. 1	入所生活 80 80	28-7411
	障がい者支援施設みすず荘	瓜生原326-1	(福)千寿福祉会	H23. 1. 1	入所生活 50 55	26-3118
	障 害 者 支 援 施 設 ラ イ フ ミ の り	二宮999	(福)津山みのり学園	H21. 4. 1	入所生活 30 60	28-7833
	津山ひかり学園ひかりの杜	川崎1508	(福)津山社会福祉事業会	H19. 4. 1	入所生活 60 60	26-7523
生 活 介 護	津山市障害者福祉センター 神南備園	大谷600	<指定管理> (福)千寿福祉会	H27. 4. 1	生活 20	24-9402
生活介護・就労継続支援B型	ど ん ぐ り 工 房	下高倉西1823-1	(NPO)どんぐりコロコロ	H21. 4. 1	生活 10 就労B 10	29-0012
	自 立 支 援 セ ン タ ー で あ い 工 房 母 恵 夢	院庄910	(NPO)希福祉会	生:H30. 5. 1 B:H20. 4. 1	生活 10 就労B 30	28-3251
就労移行支援	就 労 移 行 支 援 事 業 所 ハ タ ラ ク コ ト	加茂町桑原70-1	(NPO)未来へ	R2. 12. 1	20	42-4566
就労移行支援・就労継続支援B型	社 会 就 労 セ ン タ ー さくらワークヒルズ	勝部563	(福)共栄会	移:H27. 4. 1 B:H18. 10. 1	移行 6 就労B 24	31-3221
就労継続支援A型	ウ イ ズ ユ ー	東一宮651-3	(NPO)児島地区 障害者地域活動センター	H25. 11. 1	20	35-3511
	社 会 就 労 セ ン タ ー ワ ー ク ス ミ の り	二宮999-10	(福)津山みのり学園	H23. 4. 1	20	28-2515
	青 空 ワ ー ク ス	国分寺988-1	(福)鶯園	H29. 4. 1	10	20-1477
就 労 継 続 支 援 A ・ B 型	津山ひかり学園ひかりの丘	川崎1566-1	(福)津山社会福祉事業会	A:H27. 4. 1 B:H19. 4. 1	就労A 10 就労B 40	26-7525
	ト ラ ス ト ワ ー ク ス	二宮646	(NPO)トラストワークス	A:H29. 5. 1 B:H19. 4. 1	就労A 10 就労B 30	28-1717
就労継続支援B型	ウ イ ッ シ ュ ラ ン ド	新野東557-2	(NPO)もっこくらぶ	H23. 4. 1	30	36-7116
	き ぼ う 作 業 所	久米川南3083	(NPO)きぼう福祉会	H24. 4. 1	20	57-9754
	社 会 就 労 セ ン タ ー セ ル プ 弥 生	勝部609-1	(福)共栄会	H23. 4. 1	20	24-1588
	就労継続支援作業所ウィズ	田町115	(社医)高見徳風会	H25. 10. 1	40	22-3192
	就労継続支援B型事業所 ホ ワ イ ト	瓜生原322	(福)千寿福祉会	H22. 4. 1	20	26-5437
	就 労 継 続 支 援 B 型 ワ ー ク シ ョ ッ プ 津 山	東新町6	(福)愛徳福祉会	H23. 4. 1	20	22-4325
	就 労 支 援 セ ン タ ー き ん か え も	小田中676-1	(NPO)じゃがいもの木	H19. 10. 1	30	24-2745
	障害福祉サービス事業所 セ ル プ ミ の り	二宮999	(福)津山みのり学園	H23. 4. 1	20	28-7767
	津 山 し ら う め の 会 共 同 作 業 所	椿高下99-1	(NPO)津山しらうめの会	H24. 4. 1	20	24-9012
	ふ れ ん ど 久 米	中北下1300	(NPO)ふれんど久米	H24. 4. 1	20	57-7768
	輪 輪 か け は し	加茂町小中原143	(NPO)かも・かけはし	H23. 4. 1	12	42-3004
	ワ ー キ ン グ メ イ ト	上河原210-2-3	(NPO)灯心会	H23. 5. 1	20	22-0880
	フ オ レ ッ ク	下高倉西1861-5	(NPO)クローバー	H24. 9. 1	20	29-3666
	ス キ ダ マ リ ン ク	林田29-22	(一社)スキダマリンク	H29. 5. 1	20	35-0075
	就労継続支援B型事業所 ら く が	国分寺126-12	(NPO)ワーカーズコープ	H31. 1. 1	20	32-8707
共 同 生 活 援 助	ワークプレイスつやま	井口2-11	(福)慶光会	R4. 4. 1	20	-
	グ ル ー プ ホ ー ム じ ゃ が い も	小田中676-1	(NPO)じゃがいもの木	H19. 9. 1	21	24-2745

	グループホーム母恵夢	院庄910	(NP0) 希福社会	H25. 6. 1	14	28-3251
	サンコート	津山口309-2	(福) 江原恵明会	H18. 10. 1	29	23-5355
共同生活援助	指定共同生活援助事業所 姫山の里	瓜生原326-1	(福) 千寿福社会	H19. 4. 1	24	26-3118
	みのり共同生活事業所	二宮999	(福) 津山みのり学園	H18. 10. 1	37	28-0522
	メゾンきさらぎ	川崎1508	(福) 津山社会福祉事業会	H27. 2. 1	54	26-1091
障害者地域活動 支援センター	地域生活支援センター ネクスト津山	津山口308-5	(一財) 江原積善会	H18. 10. 1	登録制	22-1177
養護老人ホーム	ときわ園	井口100-1	<指定管理> (福) 江原恵明会	S29. 1. 6	80	22-4973
	塩手荘	市場2151	勝田郡老人福祉施設組合	S48. 7. 2	60	36-4992
特別養護老人 ホーム	鶯園	瓜生原337-1	(福) 鶯園	S48. 7. 30	110	26-0888
	高寿園	下高倉西1581-1	(福) 津山福祉会	S56. 3. 31	80	29-0115
	サンライフみのり	二宮999	(福) 津山みのり学園	H 7. 6. 1	90	28-1007
	日本原荘	新野東1797	(福) 日本原荘	S42. 4. 10	118	36-3838
	第3日本原荘	新野東1797-3	(福) 日本原荘	S59. 6. 1	50	36-3838
	緑山荘	加茂町小中原115	(福) 加茂光陽会	S62. 4. 1	60	42-3662
	愛和荘	桑下1272-3	(福) 愛和会	H7. 6. 2	80	57-9800
	のどか	神戸262-2	(福) 桜楽会	H26. 6. 1	60	28-8511
	ミ・カサ	北町44-1	(福) 江原恵明会	H26. 12. 1	60	23-3111
老人保健施設	エスポール城西	田町151-5-1	(社医) 高見徳風会	H元. 4. 20	97	24-5555
	ケアガーデン津山	河辺332-1	(医) 蘭和会	H10. 12. 2	50	21-7711
	のぞみ苑	川崎554-5	(医) 東浩会	H 5. 12. 13	50	26-8877
	津山ナーシングホーム	野介代1656-1	(福) 日本原荘	H 8. 11. 1	92	31-7111
	かもめの郷	加茂町中原61	(医) 慈恵会	H30. 4. 1	50	42-3133
	おとなの学校 岡山校	日本原352	(社医) 清風會	H 2. 4. 2	35	36-3390
介護医療院	サンホームつやま	田町27	(医) 西下病院	H31. 3. 1	29	22-5104
軽費老人ホーム	イーエスガーデン	津山口307	(福) 江原恵明会	H元. 8. 31	50	25-2000
	第2日本原荘	新野東1798-1	(福) 日本原荘	S56. 4. 1	50	36-3838
ケアハウス	サンシティうぐいす	国分寺988-1	(福) 鶯園	H 4. 4. 20	50	26-8100
	ケアハウス北辰	林田1664	(福) 菜花の里	H12. 4. 1	50	31-2350
	ケアハウスオークパーク	一方216-3	(福) 江原恵明会	H14. 9. 1	50	23-0989
	ケアハウス上河原	上河原344-1	(福) 福愛会	H17. 9. 1	50	32-1150
有料老人ホーム	白梅寮	瓜生原535-2	(福) 鶯園	S62. 11. 6	60	26-0888
	ユウユウハウス下横野	下横野2604-2	(株) ダンケ	H19. 3. 1	30	27-7500
	特定施設 のどか	神戸262-1	(有) のどか宅老所	H20. 10. 1	29	28-7474
	サンホームおおだ	大田83-5	(医) 西下病院	H20. 10. 1	24	32-9150
	アーバンライフ二階町	二階町23-3	(一財) 津山慈風会	H21. 5. 1	29	35-2000
	ユウユウハウス中島	中島179-1	(株) ダンケ	H29. 7. 1	30	28-7100
	土居の里	下高倉西2370-1	(有) 土居の里	H19. 9. 1	16	29-2734
	土居の里 (2号棟)	下高倉西2364-1	(有) 土居の里	H25. 3. 1	13	29-2734

有料老人ホーム	土居の里（３号棟）	下高倉西2352-1	(有)土居の里	R2.3.8	14	29-2734
	サン・オークス津山	紫保井1463-1	(株)両備ヘルシーケア	H23.5.1	48	20-1515
	特定施設 蓉厚苑	加茂町塔中105	(有)スピリッツ	H24.3.1	29	42-2125
	咲楽苑	日本原199	(株)Natural	H24.4.1	18	36-7728
	ハートリンク津山口	津山口208-1	(株)ハートリンクケア	H29.2.1	19	35-0077
	ひまりえ津山	二宮656-1	合同会社ひまわり	R2.10.1	27	35-2287
グループホーム (認知症対応型)	勝福	日上沖ケ原1675-5	(株)勝北	H28.4.1	11	29-1504
	ふくろうライフ	久米川南586-4	(株)永心	43617	11	32-8551
	ピュアライフ城西	上紺屋町32-1	(株)モトマキノ	43952	14	32-8911
	グループホームのどか	神戸262-1	(NP0)高齢者介護研究会のどか宅老所	H13.2.1	9	28-7555
	グループホームほほえみ	下高倉西549-43	(有)ゼロズ	H12.9.1	18	29-0078
	グループホームうぐいす	瓜生原331	(福)鶯園	H13.12.1	18	21-8500
	グループホーム愛	桑下1227-2	(福)愛和会	H18.10.1	18	57-8002
	グループホーム生き生き館津	大谷611-2	(福)生き生き館	H16.4.1	18	32-3101
	グループホーム久米	久米川南2551-1	(有)フロンティア	H17.4.1	18	57-7088
	グループホーム敬愛	東一宮22-10	(有)敬愛	H15.12.1	18	27-7761
	グループホーム国府の里	総社34-1	(福)総社保育園	H17.9.1	18	23-6650
	グループホーム作楽	神戸571-1	(財)共愛会	H29.9.1	18	28-7110
	グループホームさくらんぼ	日上1468-1	和楽路(有)	H17.7.1	18	26-8666
	グループホーム淳厚苑	加茂町塔中105	(有)スピリッツ	37921	9	42-3033
	グループホーム じーちゃん・ぼーちゃんの	大谷295-1	(有)すえ広企画	H16.7.1	18	22-6588
	グループホーム杉宮	杉宮820-1	(福)加茂光陽会	H18.2.1	18	29-7811
	グループホーム総社	総社309	(福)総社保育園	H15.9.13	18	22-2888
	グループホームねむの樹	高野本郷1691-3	(有)ソウルメイト岡山	H16.7.1	18	26-3453
	グループホームのどか	下高倉西544-1	(有)のどか宅老所	H16.8.1	18	29-7787
	グループホーム日だまりハウス	桑下1312-1	(有)翔和	H16.3.1	9	57-3020
	グループホーム日だまりハウス別館	桑下1316-1	(有)翔和	H17.6.1	9	57-3020
福祉センター	グループホームみすず	瓜生原326-1	(福)千寿福祉会	H18.10.1	18	26-7370
	グループホーム津山	小田中138-1	(福)鶯園	H19.6.1	18	22-3988
	加茂福祉センター	加茂町小中原143	(福)津山市社会福祉協議会	—		42-3311
	阿波福祉センター	阿波1198	(福)津山市社会福祉協議会	—		46-2016
	勝北福祉センター	新野東567	(福)津山市社会福祉協議会	—		36-6969
老人福祉センター	久米福祉センター	中北下1300	(福)津山市社会福祉協議会	—		57-8133
	津山老人福祉センター	皿867	(福)津山市社会福祉協議会	S47.4.26		28-1781
老人福祉施設	ふれあいサロン	南新座34	<指定管理> NPOワーカーズコープ	H元.7.1		24-3600
	高齢者総合福祉施設「めぐみ荘」	加茂町小中原143	<指定管理>(一財)津山市都市整備公社	—		42-7330
	阿波保健福祉センター(浴室棟)	阿波1198	<指定管理>(一財)津山市都市整備公社	—		46-7111
	久米高齢者生活福祉センター「やすらぎの丘」	桑下1228-6	(福)愛和会(委託)	—		57-8760

その他老人福祉施設	老人福祉センター陶芸・木彫の家	皿870-3	津山市	S59. 4. 2		28-1781
	津山市シルバー人材センター	井口21-1	(社団)津山市シルバー人材センター	H元. 4. 1		23-5378
	勝北高齢者共同作業所	新野東1126-1	津山市	H3. 3. 30		36-5785
地域包括支援センター	津山市地域包括支援センター	山北520	(福)津山市社会福祉協議会			23-1004
	東部サブセンター	瓜生原331	〃	—		26-7822
	西部サブセンター	二宮999	〃	—		28-4135
	南部サブセンター	山北520	〃	—		23-1004
	北部サブセンター	山北520	〃	—		23-1004
	中央部サブセンター	山北520	〃	—		23-1004
	加茂サブセンター	加茂町小中原143	〃	—		42-5135
	勝北サブセンター	新野東567	〃	—		36-6135
	久米サブセンター	中北下1300	〃	—		57-2135
児童養護施設	わかば園	二宮128	(福)わかば園	S24. 5. 10	70	28-0610
	立正青葉学園	西寺町77	(宗)妙勝寺	S30. 4. 1	30	22-2317
	津山二葉園	林田1695-3	(福)菜花の里	H 1. 4. 1	50	24-1200
助産施設	津山中央福祉産院	川崎1756	(一財)津山慈風会	S34. 5. 22	2	21-8111
幼稚園	つやま西幼稚園	二宮1982-2	津山市	H31. 4. 1	150	22-3624
	つやま東幼稚園	高野本郷1270-1	津山市	H31. 4. 1	150	20-1971
	明星幼稚園	平福875-1	(学法)明星学園	S37. 12. 13	150	28-1093
	美作大学附属幼稚園	北園町75	(学法)美作学園	S42. 4. 1	205	22-7500
保育所	みどりの丘保育所	大田831-4	津山市	S24. 8. 1	120	27-0300
	倭文保育所	里公文1754-1	(福)江原恵明会	S27. 4. 1	60	57-3021
	津山保育園	山下30-6	(福)津山社会福祉事業会	S23. 8. 1	150	22-3376
	作陽保育園	大谷412-9	(福)作陽保育園	S49. 10. 1	120	22-4446
	城西保育園	小田中1381-3	(福)津山社会福祉事業会	S41. 4. 1	120	22-2408
	城北保育園	上河原217-5	(福)城北保育園	S46. 5. 18	150	23-0353
	津山乳児保育園	小田中1380-6	(福)津山社会福祉事業会	S48. 4. 1	60	22-6942
	やよい保育園	勝部343-2	(福)やよい保育園	S49. 10. 1	170	23-0306
	総社保育園	総社27-1	(福)総社保育園	S50. 5. 16	110	23-8233
	高倉ひかり保育園	下高倉西813-2	(福)高倉ひかり保育園	S51. 8. 25	120	29-0276
	田邑保育園	下田邑114-3	(福)田邑保育園	S51. 5. 7	70	28-2729
	K O K K O 保育園	津山口327	(福)江原恵明会	S52. 3. 31	90	24-1011
	高野第二保育園	高野山西553-1	(福)高野福祉会	S52. 11. 1	120	26-4368
	二宮保育園	二宮2170	(福)二宮福祉会	S53. 4. 1	90	28-3245
	広野保育園	田熊2169	(福)広野保育園	S52. 3. 31	90	29-0036
	林田保育園	川崎859-1	(福)林田福祉会	S54. 4. 1	90	26-2130
	大崎保育園	西吉田36-1	(福)大崎ゆりかご会	S55. 1. 1	90	26-4977
	国分寺保育園	国分寺454-2	(福)河辺福祉会	S55. 4. 1	120	26-2032

	城 東 保 育 園	川崎732-3	(福)城東福祉会	S25. 10. 1	110	22-3977
保 育 所	高 野 保 育 園	高野本郷1457-8	(福)高野福祉会	S29. 6. 30	180	26-1037
	福 岡 保 育 園	横山1232	(福)さつき会	S30. 4. 6	50	22-8053
	東 津 山 保 育 園	川崎170-1	(福)東津山愛育会	S37. 4. 1	90	26-2100
	田 町 保 育 園	田町29	(宗)日本キリスト教団津山教会	S24. 4. 10	60	22-5553
認定こども園(幼保連携型)	ひ ま わ り 保 育 園	川崎1756	(福)高野福祉会	H31. 4. 1	8 (地域枠)	21-8339
	勝 北 風 の 子 こ ど も 園	新野東600-1	津山市	H28. 4. 1	200	36-8844
認定こども園(保育所型)	幼保連携型認定こども園 し ら ゆ り 幼 稚 園	上河原153	(学法)しらゆり学園	H28. 3. 16	90	24-4711
	久 米 こ ど も 園	南方中1744-1	(福)江原恵明会	H29. 4. 1	140	57-2501
	院 庄 さ く ら こ ど も 園	院庄1039-1	(福)院庄さくらこども園	H29. 4. 1	90	28-2475
児 童 館	加 茂 保 育 園	加茂町小中原41	(福)郁々会	43556	1595	42-3027
	津 山 市 立 中 央 児 童 館	山北765	津山市	S53. 4. 1		22-2099
	津 山 市 立 南 児 童 館	横山26-2	津山市	H13. 5. 1		24-4400
	津 山 市 立 加 茂 児 童 館	加茂町中原97-1	津山市	S61. 4. 1		42-3168
放 課 後 児 童 ク ラ ブ	津 山 市 立 阿 波 児 童 館	阿波1782-1	津山市	H 7. 4. 1		46-2076
	東小ひまわり児童クラブ	山北740 (東小内)	運営委員会	S46. 7. 1		23-4277
	西小のびのび児童クラブ	小田中1360 (西小内)	(福)津山社会福祉事業会	R 4. 4. 1		23-8804
	南小こばと児童クラブ	昭和町2丁目73-1 (南小内)	運営委員会	S42. 9. 1		24-3449
	津山北小ひなづる児童クラブ	山北238 (北小内)	運営委員会	H 6. 4. 1		23-9245
	林田たんぽぽ児童クラブ	野介代805-4	運営委員会	H 6. 4. 1		35-0308
	鶴山小学校ひよこ児童クラブ	志戸部188-1 (民家)	運営委員会	H 7. 4. 1		24-2812
	やよいなかよし児童クラブ	大田91-10 (民家)	運営委員会	H 6. 4. 1		35-3500
	向陽ひまわり児童クラブ	二宮608-1 (向陽小内)	運営委員会	H 8. 5. 1		28-8040
	さ ら っ こ 児 童 ク ラ ブ	皿672 (旧佐良山幼稚園)	運営委員会	H 9. 4. 1		28-5558
	一宮小あおぞら児童クラブ	東一宮87-1 (一宮小内)	運営委員会	H 9. 4. 1		27-2720
	高田小げんき児童クラブ	下横野1075 (高田小内)	運営委員会	H 9. 4. 1		27-2671
	た か の 児 童 ク ラ ブ	高野本郷1459-1 (民家)	(福)高野福祉会	H 6. 4. 1		26-1037
	河 辺 小 児 童 ク ラ ブ	国分寺454-5	(福)河辺福祉会	R 2. 4. 1		35-0009
	大 崎 児 童 ク ラ ブ	金井76 (大崎小内)	運営委員会	H 6. 4. 1		26-5102
	広 野 児 童 ク ラ ブ	田熊2169 (広野保育園内)	(福)広野保育園	H12. 4. 1		29-0036
	清泉児童クラブ	堀坂254-6(民家)	(福)広野保育園	H27. 4. 1		29-7520
	地域児童健全育成施設わらべ (休 止 中)	林田1695-3	(福)菜花の里	H13. 4. 1		31-1700
	成 名 児 童 ク ラ ブ	野村135-2 (成名小内)	運営委員会	H15. 4. 1		29-1811
	高倉わくわく児童クラブ	下高倉西12 (高倉小内)	運営委員会	H17. 4. 1		29-1118
	勝加茂放課後児童クラブ	中村125 (勝加茂小内)	運営委員会	H16. 7. 1		29-6040
	か も っ こ 児 童 ク ラ ブ	加茂町塔中80(加茂小内)	運営委員会	H16. 4. 1		42-2553
	学 童 保 育 日 本 原 荘	新野東1787-17	(福)日本原荘	H15. 4. 1		36-3838
	放課後児童健全育成セン タ ー 津 山	山北471	(一財)神伝流津山游泳会	H18. 4. 1		32-0439
	久米児童クラブ	南方中1744-1 (久米こども園)	(福)江原恵明会	H29. 10. 1		35-0025

	秀実っ子いきいき児童クラブ	里公文1676-7 (徳文ふれあい学習館内)	運営委員会	H19. 4. 1		57-3730
	院庄さくらっ子児童クラブ	院庄1039-1	(福)院庄さくらこども園	R 3. 4. 1		28-2250
障害児入所支援・ 生活介護	津山ひかり学園ひかりの風	川崎1508	(福)津山社会福祉事業会	H24. 4. 1	入所 40	26-1091
障害児者日中一時 支援事業所	ふ れ あ い の 丘 ゆ う あ い	紫保井904-5	(NPO)ふれあいの丘 ゆうあい	H11. 3. 13	30	22-5635
児 童 発 達 支 援	児 童 発 達 支 援 事 業 所 あ ゆ み	小田中1857-7	(福)津山みのり学園	H24. 4. 1	10	35-2122
	児 童 発 達 支 援 事 業 所 「 て け て け 」	山北800	津山市	H24. 4. 1	20	32-2174
児 童 発 達 支 援 等 ・ 放 課 後 デ ィ サ ー ビ ス	児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー キ ッ ズ み の り	二宮918	(福)津山みのり学園	児H24. 4. 1 放H24. 4. 1	児 20 放 10	28-3413
	多 機 能 型 事 業 所 s o c i o	西吉田400-8	(福)大崎ゆりかご会	児H28. 5. 1 放H25. 6. 1	児 10 放 10	26-2477
	ラ ル ー チ ェ め ぐ み	川崎594-5	(福)津山社会福祉事業会	児H27. 3. 1 放H27. 3. 1	児 10 放 10	35-3708
	あそび王国津山河辺事業所	河辺1707-11	(株)ミツバファクトリー	H30. 3. 1	児 10 放 10	35-3163
放 課 後 等 デ ィ サ ー ビ ス	s t e p s o c i o	金井11-10	(福)大崎ゆりかご会	R3. 4. 1	児 10放 10	26-2477
	放課後等デイサービス 事 業 所 L i e b e	総社58-7	(福)鶯園	H26. 4. 1	10	32-6488
	n e x t s o c i o	西吉田491-9	(福)大崎ゆりかご会	H30. 4. 1	10	32-8733
	お ひ さ ま 津 山 事 業 所	沼450 B棟102号	(株)HUGHUG	H27. 7. 1	10	24-0889
	あそび王国田邑事業所	上田邑11	(株)ミツバファクトリー	H28. 10. 1	10	28-8010
	あそび王国津山沼事業所	沼450	(株)やる気スイッチ	R3. 4. 1	10	35-2585
	放課後等デイサービス ポ ロ カ	東一宮31-13	(福)白樺会	H29. 1. 1	10	32-8080
	放課後等デイサービス ポ ロ カ 上 河 原 事 業 所	上河原527-1	(福)白樺会	H30. 4. 1	10	32-8330
	キ ッ ズ ゆ う ゆ う	野村315-6	(有)いちばん館	H29. 3. 1	10	29-2323
	ラ ル ー チ ェ の ぞ み	押入955-1 2階	(福)津山社会福祉事 業会	H29. 7. 1	10	35-0135
	リ ヤ ン	神戸480-2 2階	(株)セラヴィ	H30. 4. 1	10	32-8577
	み ら い	川崎143-1 2階	(NPO)未来へ	H30. 12. 1	10	32-8025
	夢 門 塾 ゆ う ゆ う 津 山	上河原217-11	(株)介護福祉サービ ス	H31. 2. 1	10	32-8470
	放課後等デイサービス事業 所 よ つ ば	東一宮12-2	(株)andiamo	H31. 2. 1	10	35-0718
	よつばのクローバー国分寺	国分寺233-6	(株)大知	H30. 4. 1	10	67-6092
	リ ヤ ン 二 宮	二宮1876-13	(株)セラヴィ	R. 2. 4. 1	10	32-8081
会 館	津 山 市 福 岡 会 館	横山1232-1	津山市	S35. 4. 1		22-2828
	津 山 市 加 茂 中 原 会 館	加茂町中原87-1	津山市	S57. 4. 1		42-3224
	津 山 市 公 郷 会 館	加茂町公郷1604-7	津山市	S57. 4. 1		42-3269
	津 山 市 大 久 保 会 館	久米川南2902-1	津山市	S46. 4. 1		57-2351
	津 山 市 柳 会 館	南方中556-2	津山市	S56. 4. 1		57-2474

津山市の高齢者人口の推移

(4月1日現在)

年	総人口(人)	65歳以上 高齢者数(人)	高齢化率	要介護3以上の 高齢者数(人)
22	108,139	26,973	24.94%	2,018
23	107,387	26,836	24.99%	2,050
24	106,628	27,268	25.57%	2,152
25	105,762	27,987	26.46%	2,173
26	104,958	28,788	27.43%	2,265
27	104,108	29,370	28.21%	2,279
28	103,150	29,790	28.88%	2,275
29	102,294	30,110	29.43%	2,289
30	101,598	30,232	29.76%	2,189
31	100,863	30,446	30.19%	2,234
R2	100,105	30,632	30.60%	2,234
R3	99,315	30,761	30.97%	2,272
R4	98,158	30,715	31.29%	2,188

※要介護3以上の高齢者の人数は、3月31日現在の要介護3、要介護4、要介護5の第1号被保険者数

令和4年度中に100歳を迎える人

61人

100歳以上の人(令和4年4月1日現在)

101人

津 山 市 児 童 人 口 の 推 移

年 度	総 人 口 (4月1日現在)	18歳未満 の人口	18歳未満 の比率	出 生 数 (3月31日現在)	合計特殊出生率
9	89,613人	19,261人	21.49%	942人	1.53人
10	89,450人	18,812人	21.03%	961人	1.52人
11	89,672人	18,571人	20.71%	968人	1.53人
12	89,623人	18,288人	20.41%	954人	1.62人
13	89,988人	18,084人	20.10%	1,020人	1.71人
14	89,880人	17,847人	19.86%	974人	1.67人
15	89,864人	17,565人	19.55%	951人	1.56人
16	89,894人	17,380人	19.33%	915人	1.66人
17	111,149人	20,531人	18.47%	1,087人	1.57人
18	110,911人	20,173人	18.19%	1,040人	1.61人
19	110,454人	19,852人	17.97%	1,068人	1.59人
20	109,718人	19,539人	17.81%	1,026人	1.61人
21	108,898人	19,261人	17.69%	953人	1.56人
22	108,139人	18,947人	17.52%	979人	1.71人
23	107,387人	18,706人	17.42%	938人	1.62人
24	106,628人	18,409人	17.26%	935人	1.69人
25	105,762人	18,112人	17.13%	880人	1.62人
26	104,958人	18,805人	17.92%	850人	1.68人
27	104,108人	17,498人	16.81%	900人	1.70人
28	103,150人	17,265人	16.74%	863人	1.63人
29	102,294人	16,934人	16.55%	800人	1.67人
30	101,598人	16,663人	16.40%	778人	1.66人
31	100,863人	16,333人	16.19%	713人	1.48人
R02	99,077人	15,901人	16.05%	724人	—
R03	99,315人	15,559人	15.67%	726人	—

【資料】人口・出生数（平成20年度～）：市民課、合計特殊出生率：岡山県衛生統計年報

環境福祉部職員職種別一覧表（福祉関係）

令和4年4月1日現在

区 分 職 種	管 理 職					一 般 職				その他		総 計
	部 長 級	次 長 級	課 長 級	課 長 補 佐 級	計	係 長 級	主 任 級	そ の 他	計	任会 用計 職年 員度	計	
合 計	1	4	5	15	25	13	32	31	76	68	68	169
事 務 職	1	4	4	14	23	12	27	30	69	42	42	134
保 健 師	-	-	1	-	1	1	4	1	6	-	-	7
看 護 師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1
助 産 師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
栄 養 士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保 育 士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
調 理 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
支 援 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	5
介 護 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
作 業 療 法 士	-	-	-	1	1	-	1	-	1	-	-	2
心 理 士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ピアカウンセラー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
母 子 相 談 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
家庭児童相談員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
児 童 厚 生 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
児童クラブ指導員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
手 話 通 訳 者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	2
療 育 指 導 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
管 理 人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 転 手	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
夜 間 監 視 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
夜 間 支 援 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
夜 間 介 護 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レセプト点検員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	2
レセプト並替業務	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介護認定調査員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	15	15
生 活 指 導 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コーディネーター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1

こども保健部職員職種別一覧表

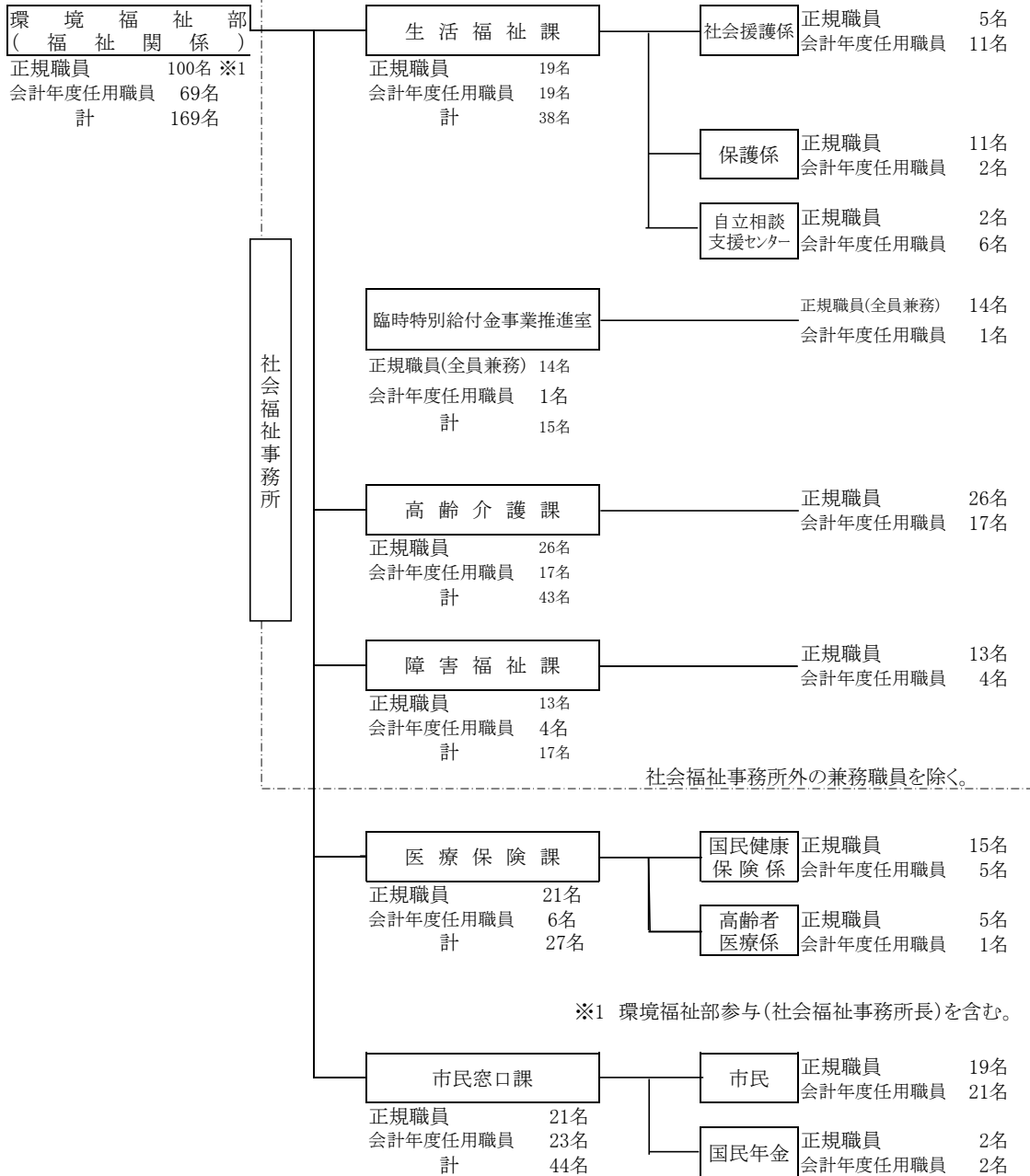
令和4年4月1日現在

区 分 職 種	管 理 職					一 般 職				そ の 他		総 計
	部 長 級	次 長 級	課 長 級	課 長 補 佐 級	計	係 長 級	主 任 級	そ の 他	計	任会 用計 職年 員度	計	
合 計	1	4	12	14	31	29	39	49	117	87	87	235
事 務 職	1	3	5	5	14	5	9	8	22	14	14	50
保 健 師	0	1	1	1	3	7	12	11	30	3	3	36
看 護 師	0	0	0	0	-	-	-	-	-	1	1	1
助 産 師	0	0	0	0	-	-	-	-	-	1	1	1
栄 養 士	0	0	0	1	1	3	3	-	6	2	2	9
保 育 士	0	0	1	1	2	4	5	9	18	13	13	33
調 理 員	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
幼 稚 園 教 諭	0	0	2	4	6	5	4	6	15	14	14	35
保 育 教 諭	0	0	1	2	3	4	4	13	21	13	13	37
介 護 員	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
作 業 療 法 士	0	0	2	0	2	-	-	-	-	-	-	2
心 理 士	0	0	0	0	-	-	1	2	3	-	-	3
ピアカウンセラー	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
母子父子相談員	0	0	0	0	-	-	-	-	-	2	2	2
児 童 相 談 員	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
家庭児童相談員	0	0	0	0	-	-	-	-	-	2	2	2
児 童 厚 生 員	0	0	0	0	-	-	-	-	-	11	11	11
通 級 指 導 員	0	0	0	0	-	1	1	-	2	3	3	5
児童クラブ指導員 (ファミリーサポートセンター)	0	0	0	0	-	-	-	-	-	1	1	1
コーディネータ	0	0	0	0	-	-	-	-	-	2	2	2
手 話 通 訳 者	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
療 育 指 導 員	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
管 理 人	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
運 転 手	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
夜 間 監 視 員	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
夜 間 介 護 員	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
レセプト点検員	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
レセプト並替業務	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
介護認定調査員	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
生 活 指 導 員	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
保 育 従 事 者	0	0	0	0	-	-	-	-	-	1	1	1
生 活 支 援 員	0	0	0	0	-	-	-	-	-	2	2	2
指 導 員	0	0	0	0	-	-	-	-	-	2	2	2

※こども保健部外の兼務職員を除く

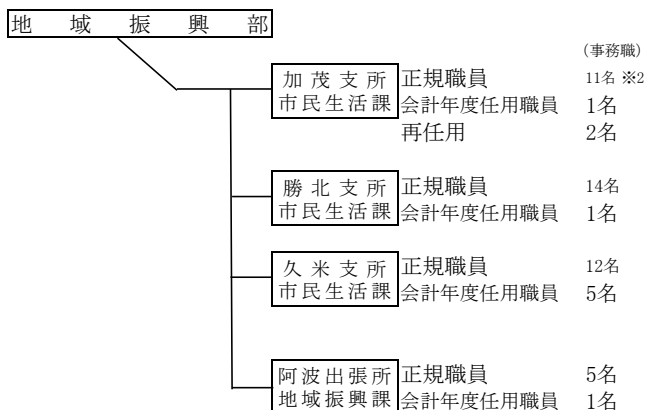
津山市福祉関係機構図

令和4年4月1日現在



※1 環境福祉部参与(社会福祉事務所長)を含む。

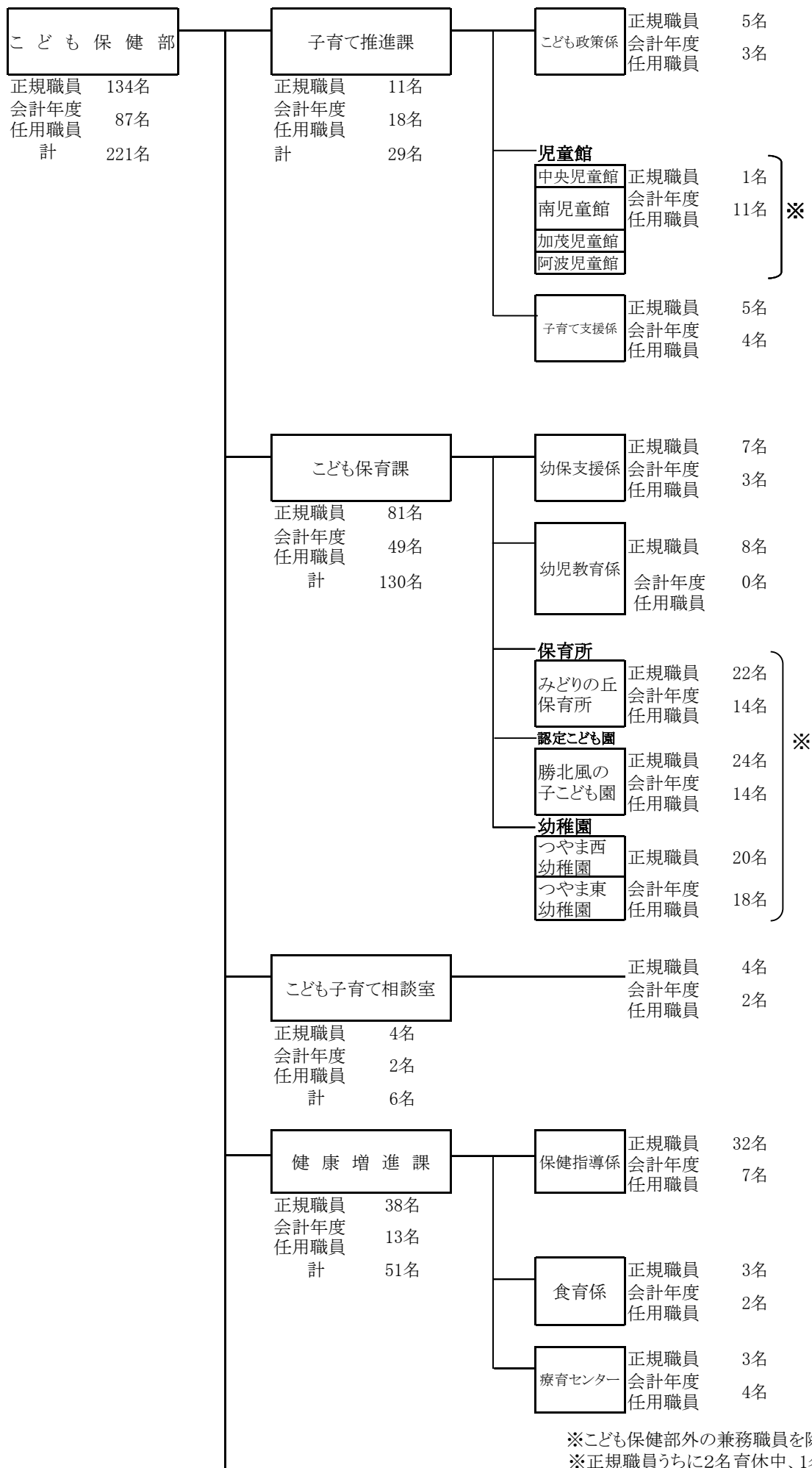
支所関係課



※ 会館



※2 各支所の支所長は含まない。



※こども保健部外の兼務職員を除く。
※正規職員うちに2名育休中、1名産休中

ワクチン接種推進室

正規職員

11名

会計年度任用職員

5名

計

16名

正規職員

11名

会計年度任用職員

5名

※ 保育所

みどりの 丘保育所	正規職員	22名	(保育士20、保健師1、栄養士1)
	会計年度 任用職員	14名	(保育士11、保育従事者1、看護 師1、事務員1)

※ 幼稚園

つやま西 幼稚園	正規職員	8名	(幼稚園教諭8名)
	会計年度 任用職員	8名	(幼稚園教諭6名、生活支援員1名、 事務員1名)

つやま東 幼稚園	正規職員	12名	(幼稚園教諭11名、保健士1名)
	会計年度 任用職員	10名	(幼稚園教諭8名、生活支援員1名、 事務員1名)

勝北風 の子こども 園	正規職員	24名	(保育教諭23、栄養士1)
	会計年度 任用職員	14名	(保育教諭13、事務員1)

※ 児童館

中央児童館	会計年度 任用職員	3名
-------	--------------	----

南児童館	会計年度 任用職員	3名
------	--------------	----

加茂児童館	会計年度 任用職員	3名
-------	--------------	----

阿波児童館	会計年度 任用職員	2名
-------	--------------	----